

第六章 不完全な實在性の諸領域

第三十三節 不許不の様相的構造

〔一〕 被覆關係の解體

「現實性の實在法則」が表現した可能性と必然性との通的な平衡(第二十四節)は、生成の様相的構造に於ても眞であることが示された。併し實在規定とその自然的境界の研究(第二十七節)では、この平衡も限られたものであること、必然性が偶然性に席を譲る境域限界では全く別なものに移ると云ふことが示された。可能性と必然性の完全な相互的貫通は勿論、境域の内部に於ては存立する、併しそれ自身不可離の關係ではない。條件連鎖が止む所では、それは解體される、しかもそれは自己の法則性に基いてある。

この際、解體は常に逆説的な間様相的法則に關するばかりでなく、自明な法則の二三にも、例へば第一自明的包含法則(必然的な一切のものは現實的でもある)にも關することが示された。必然性を例へば「若し……ならば、然らば」の形式に於ける法則關聯の必然性と解すれば、それはそれに相應する實在の場合がなくとも成立する。實在諸科學に於てはこれは廣い役割を演ずる、何となれば、實在的に現はれる場合の知識がなくても、そのやうな法則性の極めて正確な知識があるからである。

そのやうな必然性は固より充分な實在必然性ではない、與へられない・何れにしても不完全な實在性の必然性である。この場合は後で認識の様相分析が取扱ふであらう。併しこの外にも、認識とは何の關係もない・不完全な實在性の諸領域がある。これ等は境域からは完全な實在者に遙かに近い所に在り、そしてそれに對して存在的に最初の諸系列項、及び境域の全體がなすのと類似の限界領域を形成する。これ等はたゞ他の方向に横はるのみである。これ等は實在界の累層に於てずつと上の方にある、即ち、最高の存在段階が自己の構造の複雑性からして實在現實者の閉鎖的な境域を歩み越す所に存する、これは一方では意志と行爲の領域であり、他方では藝術的創作とその對象の領域である。この二つの領域は何處までも對象領域である。併しその對象性こそ色々の存在論的の困難の交叉する點である、傳統的諸傾向では、これ等の困難を主として作用の側から把握せんとしたので、餘り結果がなかつた。つまり對象性そのものは存在ではない、併し存在者は對象になることが出来る、しかも認識の對象のみではない。倫理學及び美學に取つて基礎的なこれ等の問題を明かにせんとするならば、この領域で問題になる對象の在り方を分析せねばならぬ。在り方は何時もその様相からのみ特徴付けることが出来る。さてこゝで獲得された様相範疇とその法則が有益であることが示される。單なる論理的形式的意味に對して、存在論的の意味を再び獲得したことによつて、古い様相概念は流動的且つ作業的になる。不完全な實在性の領域こそ、正に實在者の上に述べられた間様相的法則の一つの試金石と見られる。しかもこれ等の法則が自己を不變的に貫徹するのではなく、却つて反對に、變つた在り方に相應して本質的に變化することによつて自己を貫徹する限りに於てある。對象の在り方が單純な實在存在から逸れた所では、様相の逸れた關係が、しかも自らの法則性から相應せねばならない。それ故實在者の様相が正しく規定されてあるな

らば、様相の在り方が變れば、間様相的關係もそれに應じて自然と變らねばならぬ。誤つて規定されてあれば、それに於ける變化は無理なものになる。かくして式述された間様相的法則の變化に於て、その存在論的の負擔力に對する一種の試金石が得られる。

實在現實性に於ける可能性と必然性との被覆關係は、既に示した如く單なる實在關係である。不完全な實在ではそれは解體せねばならぬ。その形式的な構造からは解體の二つの方向が可能である。即ち、可能性に對する必然性の優勢、又は必然性に對する可能性の優勢である。第一の場合では必然性の背後に可能性が残り、第二の場合では可能性の背後に必然性が残る。二つの場合に於て被覆關係が失はれる、それと共に平衡が破れる。それ故二つの場合に於て、歪められた關係によつて擔はれる所のものは、實在現實者ではあり得ない。

第一の場合には意志と行爲の對象に於て、一體にしてそのものとしての當在者(Seinsollende)の中に於て、第二の場合には美的直觀と創作の對象に於て存することが示される。

〔二〕 要求・強制・傾向・意志及び行爲

不許不(Sollen)の種々なる理論に於て、特にカントのそれに於て(後のものは多少ともそれに導かれてゐる)、不許不概念に對する範疇的一義的把握が常に失敗してゐる。人は不許不に於て存在の反對を見た、併し不許不の存在のあることも見出した。この際その存在が何かは不明であつた。人は事實性又は可指示性の如きものを第一に考へた。併しこのことは存在者に於て同一である。

人が感じたが併し把握することの出來なかつたこの反對は、直接不許不そのものに於ても把握は出來ない、たゞその内容たる當在者に於て把握さるべきである。即ち當在者はその本質上現實者ではない、そしてそれに於ける不許不が「實在當在」を意味するならば、それは實在現實者ではない。然るに人は誤つて存在者を實在現實者と同一視した。そこで當在者の特殊の在り方を誤認せねばならなかつた。そのやうな特殊な在り方の様相的構造が如何なるものかの觀念は、全然得られなかつた。

特に、不許不を實現されない可能性(單なる可能者)と解すことによつて人は全然迷路に陥つた。當在者こそ決して實在的可能者ではない、然らざればそれが實現に當つて一步步難儀して初めて可能にされねばならぬ譯がわからぬ。それ故それは寧ろまだ「可能にされないもの」である、このことは、その可能の條件はまだ揃はない、これから作られねばならぬものであることを意味する。かくしてのみそれは、人間に對する任務、又は要求を意味することが出来るのである。従つてそれは實在様相の意味ではまだ何處までも不可能なものである。それ故それは實在非現實的のものなのである。

意志、行爲に對して活動性を有する一切の當在に於ては少くともさうである。この外に單に價值があるといふことのみを意味する純粹な又は理念的な當在がある。これは實現されても存立し續ける、然らざれば實現されたものはそのものとして價值のないものとなるであらう、價值性格は實現と共になくなることにならう。併し不許不の活動性、それと共にその特殊の在り方は別なものである。當在者の特有な在り方は一體にしてその活動性に於て、現實者に對するその緊張關係に於て、即ちその實現以前に於てのみ存する、即ちそれが實在現實者と反對に立つ限りに於て存す

る。たゞその限り特有な要求がそれから生ずるのである。こゝで問題なのはこの「活動的な當在者」の極めて特有な在り方のみである。

不許不とそれを追求する働きの領域は、屢々考へられるやうな可能性の領域ではない。當在者は差當つてはそれの實在的可能存在に對しては全然無記である。それは可能化と現實化には關係なくそれ自身力があるのである。而してこの力があることが同時にそれに於ける他の方面を形成する。當在者は絶對的に不可能なものではない、それは「まだ可能でない」にも拘はらず、何かの仕方で活動的である。それは要求されてある。この要求されてあることから生ずる働きは無力な憧憬では盡きない、實現の傾向を有する。それに取つては要求は要求されたものへの促進である、一種の強要である、そのものとして強制は含まなくとも。

傾向は當在そのものに特有である。不許不の要求を自己の發意の中に取りあける意志は、當在者を自己の目標とする。それによつて意志はそれを必然的なものとして定立する、しかもその可能化の前に、即ちそれと關係なく、否、却つてまだ揃はない實在諸條件の全體性を越して必然的なものとする。意志はそれによつて不許不に内容的には何も附け加へない。意志が與へるものは實在的發意の力を賭けることである、そのみが、自分からは實在的に可能でないものを實在的に可能ならしめるのである。

意志は即ち不許不の中に理念的に存立してゐる傾向を自己の實在傾向とするのである。それによつて當在者の實現に向つて決定的の一步を踏み出したのである。傾向そのものは勿論既に不許不そのものに特有である。この意味は即ち、不許不そのものに於てはまだ非現實的であるものが既に必然的なものとして定立されてゐる、しかもまだ缺けてゐる實在可能性を飛び越して、否、それに顧慮なく、といふことである。可能性に對する顧慮は、實際、意志に於て初めて始まるのである。實現は不許不のことではなく意志のことである。意志の仕事はまだ實在的に可能でないことを可能にすることである。

處で必然性の被定立は論理的のものではない、主觀によつて制約されたものでもない(主觀によつてそれは初めて意志に於て定立されるのである)、客觀的先取、實在規定に先行する眞の豫定である。それ故當在者を把握し實現することの出来る人間の一切の働きは、目的論的形式をとるのである。それは全く目的設定的な且つ目的的働きである。

〔三〕 活動的當在に於ける必然性の優越

これによつて我々は可能性と必然性との偏頗な不均衡の場合を得たのである。不許不は可能性に對する必然性の優越である、又は同じことだが、必然性に對する可能性の後退である。それ故當在者は活動的なものとして非現實的のものである。

現實性の實在法則が實在現實者に對して要求する如き關係の様相の平衡は廢棄される。然るに不均衡は直接非現實性を意味する。それ故當在者の實現は、この均衡を恢復すること、即ち謂はゞ先走つた必然性に對して實在可能性を形成することの外にはあり得ない。

活動的な不許不と實現とはその對象と同一の在り方を有する。或る物が實現されつゝある間は、それは單に當在的のものである。實現が完結した時、當在者は現實になるのである。こゝで不許不は初めて活動的たることを止める。

それ故非存在及び非可能存在の要素は、當在者が非現實的である限りそれに附いてゐるのである。他方この要素は非常に相對的で廣い限界に於て段階附けられてゐる。可能性と必然性とはこゝでは離れてゐる。併し決して關係がないのではない。然らざれば現實との關係もなくなり、それと共に現存の實在界に於て凡て實現と云ふことはなくなるであらう。然る時には、生きた(實在的現實的の)意志の實在傾向も、實現の度合といふやうなことも問題ではなくなるであらう。それ故如何に離れてゐても諸條件の部分的一致はなければならぬ、たゞ全體的一致がないだけである。

事實上一切の活動的當在者に於て、條件の連鎖の一部は實在的に與へられてゐるのである。少くとも一般的の條件が存在してゐる、そして丁度この存在する條件に基いて初めて、意志し努力する意識は當在者を可能として、即ち自己に可能として感ずるのである。勿論それは、客觀的な當在を自己の當爲として感じ、従つてその要求によつて自己に妥當する道德的必然性によるものとして打たれることを感ずる限りに於てである。何人も不可能なものを欲することは出来ない、誰でも健全な理解力のあるものはそのやうなものは妄想として、又は少くとも愚行として拒否する。しかも意志する人は、實在的に可能でないこと、即ち今の處可能でないこと、そしてそれ自らでは可能にもならないことを欲する。何となれば彼は寧ろ自己の介入と活動とによつて初めて可能になり得るものを、——もつと正確に言へば、彼がそれに介入するかしないかによつて、實在的に可能になるか又はならないかといふやうなものを欲する。それ故意志する人が、たゞ可能なものを意志することが出来ることを意識した際、それは決して既に實在的可能者を欲するといふことを意味するのではなく、その實在條件が兎に角まだ完數的に揃つてゐない部分的可能者を意味するのである。要點は寧ろ自己の力に及ばない實在條件は既に實在的に充されてゐなければならぬといふことである。か

かる條件には自己の中に存するものもあり、實在狀況に存するものもある。然りとすれば、存在的にはまだ決して實在可能的でないものも、彼に可能なものとして妥當する。しかもこれは實踐的に取れば正しい。何となればそれによつて既に或る物が、それが當在者そのものでなくとも、實在的に可能となる、つまり彼が當在者を意志することがそれによつて實在的に可能となるからである。更にそれは同時に實在的に現實の意志にもなる。この當在者に對する實在的に現實的の意志は、當在者そのもの、實現の始めである。それと共に能動的な可能化が始まるのである。

〔四〕 分離された必然性とその自由

これによつて不許不の様相的構造が明瞭である。不許不は過程を先取する。そこではまだ實在的必然的でないものが必然的として定立される。それが實在的に必然的であれば、それは實在的に可能でもある、然る時にはその現實化も起らずにはあり得ないであらう。活動的不許不では當在者は何處までも非現實的である。不許不は現實的なものを飛び越した・謂はゞ浮動する所の・それに對して自由な必然性である。當在者の現實存在に對するこの關係に於て實在可能性が缺けてゐる限り、又次の如く言ふことが出来る。即ち、それは實在可能者を飛び越した・實在狀況に於けるその都度の狹隘によつて捉はれない・従つてそれに對しても自由な必然性である、と。

この自由な必然性は實在必然性ではない。實在必然性は實在條件の全體性に根差さなければならぬ、それによつて現實性を含むのである。必然性の自由とはその存立が條件の充足から分離してゐることである。この條件が全部實在的に現實でなければならぬ限り、それはまた又現實性からの分離である。さて實在現實者は規定された道——そ

ここでは凡て現實に達するものは充足根據を持たねばならない——を進むので、要求の形式に於て存する如き自由な必然性は規定及び根據の法則から脱する。それは不充足根據の法則の下に立つ。それに於ては却つて充足根據をもたないものが要求されるのである。

實在過程ではこのやうな要求は有意味的にはたゞ將來のもの、要求としてのみあり得る。何となれば將來のものはまだ充分な實在根據をもたないからである。このことは存在する實在情勢と取り組む意志に取つては極めて大切なことである。意志には一體にして將來のみが屬する。意志は、凡てが既に固定した形態を有し、過去及び現在のものに於ける如く一切の存在・非存在が決定されてゐる所では、欲することも働くことも出来ない。意志はまだ決斷が下され得る所でのみ活動餘地を有する。その本質は正にまだ存在しないもの、存在及び非存在の決定である。意志は條件連鎖が不完全な所で、實在可能性と必然性がまだ充されない所で、即ち兩者が一致しない所でのみ始めることが出来る。こゝでのみ意志は實在必然性に對して、一つの別な——内容的にも別な——必然性を對立させることが出来る。それ故人間は自己に能ふ限りの全活動を以て將來に委ねられてゐるのである。それ故人間の活動生活は絶えざる先取、豫見、豫配、豫定、その都度の自己の實在に對する不斷の取越し生活に成り立つのである。

此の「自己自身を取越しして生活すること」の範疇的形式は目的活動である。即ち目的設定と目的實現の能力である。目的活動は人間活動の形式である。實在事象の過程の眞中に於ける人間の制約された自由存在、彼なしには實在的に可能にも現實にもならないものを可能ならしめ實現させる彼の力は、この自由に掛かつてゐる。この自由が實在者としての彼自身に如何にして成立するか、これは範疇的累層の問題であつてこゝでは論外である（この問題がど

な仕方で解決されるかは第二十六節の〔四〕で暗示した）。併し自由が不許不の本質と實在過程に對するその位置から如何にして成立するかは、不許不そのもの、様相的構造から初めて明かになる。

〔五〕 不許不と自由とに於ける様相的構造の同一

人間の自由は何時も無思慮に、一つ又は他のものへ必然性によつて強制されることなしに、「何れにも行爲する可能性」と解されてゐる。このことは、既に存在する現實者に於て、即ち彼自身の實在現實性に於て、「斯様に又は別様に存在すること」の二者擇一がまだ残つてゐることを意味する。即ちそれは實在現實者に於ける選言的可能性を意味する。これは非決定論的自由概念、「消極的意味に於ける自由」である。カントがこれを拒否したのは正しい。何となれば、これは意志にも適中しなければ——自由な意志は決定されない意志ではない——、また實在現實者に於ても成立し得ない。それは可能性の實在法則と矛盾する、その上なほ不許不の様相的構造とも扞格する。何となれば自由が必然性に對する可能性の優越に成立するならば、然るに不許不は可能性に對する必然性の優越に存するとすれば、然らば不許不に規定された意志が自由であり得べしといふことは全く矛盾だからである。意志は寧ろ、様相的關係が不許不と自由に於て同一である時にのみ、自由たることが出来る。

「消極的意味の自由」を洞察して、これを意志と徳性の問題領域から棄てたことは、カントの独自の功績である。その代りに彼は「積極的意味の自由」を置きかへた、これは規定のマイナスではなく、プラスを意味する。この自由はその規定を當在から得るのである、但それは當在がその都度の一切の實在規定に對して、なほ一定の規定要素を要

求の——即ち必然性の——形で附加する時に於てのみである。然る時にはこの自由は、法則からの自由ではなく、法則の下の自由である。

それ故自由に於ては受動的な自然事象に於けるよりも規定が少ないのではなく、却つてもう一つ規定が多い、當在者への實踐的強制だけ多いのである——そのその都度の存在可能又は非存在可能には顧慮なく。こゝでは自然必然性から何物も引き去られない、寧ろ或る物が附加されてゐる、一つの種的に別な必然性が加はつて、全體組立ての中に介入するのである。實在必然性と相違は、それは實在事情の關聯から來るのでなく、一つの他の世界、(理念的存在境域に屬する)純粹不許不の世界から來ると云ふことである。それ故この必然性は意志に取つても強制ではなく、單に要求である。意志はこれに對して實在審廷であつて、實在界に於てこの理念的要求に對して自己の介入の重みを與へ、かくしてそれを實在的の力に變へるのである。理念的の要求は、それを認めて決斷する實在的意志によつて初めて、與へられた情況の組立に於て實在規定者となるのである。理念的の要求と共に狀況そのものが別なものとなる。理念的の要求から、それから出る不許不がなかつた時とは別な實在者が生ずるのである。何となればかくしてそれからして別なものが實在的に可能になつたからである。

不許不の領域は開かれた諸可能性の領域ではない。その自由は可能性の自由ではない、必然性からの解放ではない。その自由は必然的である或る何かとも反對しない、併し今實在的に可能であるものと反對する。不許不は、一體にして或る物からの自由とすれば、それは、實在可能者の狹隘からの自由である。同様に意志も、この狹隘に對して、並にかの理念的要求に對して自由を持たねばならぬ。然るにこのことは正に、問題が必然性の自由であることを證明す

る。何となれば可能者に反對するものは可能者でもなければ、現實者でもない、たゞ必然者のみだからである。

第三十四節 實現の實在様相

(一) 不可能者の可能化

可能にする實在條件からの分離は原理に於ては——例へば純粹不許不又は純粹價值に於ては——絶對的のものである。價值はその要求の力を純粹に自己自身から有する。然るに要求が、それを取り上げる意志に對して活動的になる處では事情が變る。實現の條件は實在條件である、そしてその條件が存在する限り、實在狀況はそれを提供する。然るに原理(不許不)ではこの條件が飛び越されたのである。併しそれは原理に於てのみである。實現に於てはそれは飛び越されることは出来ない。

實現は本來の行爲である。行爲では實在條件こそ重要なものである。それは存在しない限り作られねばならぬ。そしてそれを作ることにはまだ不可能なもの、可能化が成立する。何となれば丁度その條件が全部揃はないものが實在的に不可能なものだからである。

まだ何の條件も與へられてゐない處で、全的な條件連鎖を下から作ることは、如何なる意志にも出来ない。意志は存在するものに於て始めることが出来なければならぬ。自己の目的に對する手段として何も發見することが出来ないところでは自己の欲するものを實現させることは出来ない。否、そこでは本統には全然欲することも出来ない。何

となれば意志は自己の力にあるもののみを欲することが出来るのみだからである。それで意志は自己が立つてゐる實在状況に制約される。意志はたゞ相對的に自由であるのみである、絶對的に自由ではない。而して不許不は、實現の力が意志にある時にのみ意志に對して活動性を持つのであるから、活動的な實在に於ける必然性の自由も制約されたものである、決して絶對的のものではない。

理念的の要求は、そのものとしてのみ絶對的である。意志及び實現に對しては、實在者に於て既に與へられてゐる條件によつて制限される。實現は特有な實在様相である、それは極めて本質的に與へられた實在關聯に掛つてゐる。併し他方それが理念的の要求、即ち自由な必然性に掛つてゐる限り、複雑な構造の過程である、従つてその存在様相そのものは複雑なものでなければならぬ。

必然性の單なる先走りでは、では何もならない、それは正に單なる先走りだからである。實在可能性が後に取り残される。可能性を初めて必然性のところに引つ張つて來るのが實現の仕事である。要求に隨いてその後から實在者の重みを引摺つて來なければならぬ。これが實在可能化である。こゝには可能者の投機はない、併し不可能者に對する斷念もない、不可能者の創造的可能性があるのである。實現そのものは勿論實在的に可能でなければならぬ、併しその對象は實在的に可能になるべきである。實現のためには、既に規定された實在者の抵抗、謂はゞその惰性に打勝たねばならぬ。實在過程をその方向から實在者の方向へ導き換へなければならぬ。そのことは、手段を選択し、自己の目的の爲にそれを働かせることによつてのみなし得る。それ故實現は常に、進行する事象の中に見出されるものと結び付けられる。實現に於て創造的になつた自由な必然性は、かくして重々しく後から跛行する實在可能性に結び

付けられるのである。それがその自由の制限である。

實現の實在様相は明かに現實性と非現實性との間の中間的のものである。それはこの兩者の如く絶對的様相ではなく、關係的様相である。このことは既に不許不に於て、實在可能性に對する必然性の先走りに於て表現されてゐる。兩者の不安定な不均衡は傾向の力學的性格に相應する。併しそれでまた終つたのではない。實現は寧ろ既に均衡の恢復である、この點不許不と異なる。實現は可能性が必然性の背後に残ることではなく、それを取戻さうとする傾向である。實現は不許不の如く、可能者の單なる必然存在ではない、その反對に、單なる必然者の實在可能化である。さて實在可能性は實在必然性を包含するが故に、實現はそれが實在可能化であることによつて、同時にまたこれ迄單に必然的であつたもの、實在必然化である。と言ふのは、單に可能的なものが實在可能者でない如く、單に必然的なものは實在必然者ではないからである。

これが實現である。これは不可能者の實在可能化による非現實者の實在現實化である、實在可能化は同時に實在必然化だからである。かくて實在現實化に於てそこで廢棄されたやうに見えた現實性の實在法則が維持される。寧ろ、それが活動的實在に於て廢棄された後で、實在現實化に於て恢復されたのである。何となれば可能化が終つた時、その對象は實在的に必然的にもなる。この被覆關係の再來がその現實化である。

〔二〕 自由な必然性のアホリ

この關係に於て、不許不と實現との複雑な様相が、共に同一の可能性と必然性との均衡の解體を基礎とすること、

併しその他では全然反對の様相構造を有することが明瞭に見られる。兩者は相互に補足的關係に立つ。

不許不は實在現實性を破り、それに必然的なものとして非現實的なものを對立せしめる、實在可能性への必然性の束縛を解き、それを自由な、併し單に理念的な必然性にする。それによつて不許不は現實性から離れる。それは實在可能性を後に取り残してゐるから、後に再びそれに結び付けられなければ、無としての不可能者の中に自己を失はねばならぬ、即ち自身無にならねばならぬ。何となれば無力な不許不は實際空虛だからである。然るに再度の結合は實現に於て行はれるのである。

一體なら空に失はれるこの衝擊の重みは、謂はゞ駕せられる、驅り立てる力として實在現實性の重々しい車の前に駕せられる。この力はかくて阻まれ、現實者はそれによつて前進せしめられる。この再結合によつて自由な必然性は不可能者の中に自己を見失ふことから防ぎ止められる。自由な必然性は、實在可能性そのものがそれに近寄せられることによつて、可能者に還元される。單なる必然者が可能にされるのである。それは次に可能化によつて初めて實在的に必然的となる、それによつて實在的に現實的になる。均衡が再び恢復され、裂け目が塞がれるのである。實在者の重々しい歩みは、實在化の度に應じて必然性の突撃に追隨するのである。かくして不許不の不斷の突撃に於て——謂はゞその常に新しい取越し存在に於て——而して活動的意志による實在者への不斷の結合に於て、絶えず新たな不可能者が可能化せられる、それによつて當在者が實現せしめられる。

この複雑な様相關係に於て誤解される點は、その不安定な力學的關係ではなく——このことは寧ろ單純な生成と共有する——、その基礎になつてゐる自由な必然性の様相概念である。この必然性は實在必然性とは全く違つたものであることは明白である。後者は既に見られた如く實在可能性とは決して離れない、條件の全體性に基いての外は成立しない、——即ちこの全體性は同時に充分な實在根據である。さて、不許不の中に充分な根據から引き離された自由な必然性を求めることはやはり間違ひではないか。こゝで結局氣付かれない概念の歪みが基礎になつてゐないか。不許不の様相的構造を必然性の型に基けることは一體にして可能であるか。

もつと具體的にはこのアポリは次の如く把握される。即ち、當在者が必然的ならば、それはやはり現實的でもなければならぬだらう。然るにそれは正に非現實的なものとして活動的な當在者である。然らばそれは如何にして必然的たり得るか。可能性から引き離された必然性は實在者に於て考へ得られるか。他方、當在者が自己からして既に必然的でないと云ふことこそ、即ち不許不の意味ではないか。然らざればその要求に對して、それを實現せしめるために意志の介入を要さないであらう。

これに對して次の如く答へられる。即ち自由な必然性は實際實在者の中にはない、實在者に於ては何處までも可能でもあるもののみが必然的である、そしてそれは常に現實的にもなるものである。然るが故に、我々は實在事象の歩みに於て現實者の必然性を知るのみである。さて當在者は決して實在現實者ではない。それ故我々はそれを必然でないものとするに傾く。我々は生活に於ては強制的な實在必然性の外は知らないのである。不許不には強制はない、要求があるのみである。不許不は要求する、併しそれは實在事情が自然過程を規定する如くには意志を規定しない。

それ故間違ひは、實在存在が築かれる様相的根本關係を、不注意に不許不の在り方に移すことに存する。併しこの關係はこゝでは存在しないのである。當在者はそのものとして實在者ではない。こゝには現實存在を含み得るやうな

完全な實在的條件連鎖はない。必然性一般がそのやうな包含にのみ成立し得るやうに考へることは正しく間違ひである。我々は既に法則に於て、必然性は實在條件なしにも成立し、その時は全く別なことを意味し得ることの例を見たのである。この場合には「若し……ならば、然らば」の嚴密な普遍性を意味したのである。然るに不許不も、一切の實在性と實現の此岸にあるのである。それ故我々は、そこには實在必然性とは別種の必然性がなければならぬといふこと以外のことを期待してはならぬ。

さて必然性はその形式からは關係的の様相である。それは外的及び內的の依存性を有する。內的依存性とはそれが或る物の必然性であることを、外的依存性とはそれが或る物に基いての必然性であることを意味する。前者は當在者の内容に於て充される、後者も當在が、意志を通じて實在者にまで達する如く、それは決して無根據ではない限り充される。後者はそれに特有な充足根據を一つの原理、即ち一つの價値に於て有する、價値はその在り方に於て即目的に成立し、従つてその境域(理念的な存在境域)では現實性を有する。たゞそれが實在現實性でないだけである。

それ故不許不も一種現實者に基いた必然性である。實在必然性と區別は、この現實者は實在者でないことのみである。従つてそれは實在必然性ではなく、又、自分では實在者に對して規定力をもたない。このやうな力は實在的意志の介入によつて初めて獲得する。然る時には意志は必須的に實在可能化の道を行く、即ち全體的条件連鎖の産出の迂路を行くのである。

〔三〕二種類の必然性と二種類の可能性

このやうに不許不には眞の必然性が存する。併しそれは實在的存在者ではなく、單に理念的な存在者に基く必然性であるが故に、そのものとしてその存立に於て實在必然性の條件から自由である。従つて實在可能性の條件からも自由である。何となれば兩者の條件連鎖は同一だからである。それ故それは妨げられずに實在可能者を越して先走ることが出来る。それ故それはまた實在者の内部に於て——實在的意志に従はれるものとして——たゞ定立された必然性である、決して實在過程を直接規定する所の必然性ではない。

このことは意志及び行爲に特有である所の目的活動の範疇的形式に於て明瞭に表現される。丁度意志に於て當在者は目的として定立される。當在者はそれによつて實現の前に、それを越して、それに先んじて定立される。而して目的定立が目的行爲に移ることによつて、實在可能化が始まる、それと共に自由な必然性は充分な實在必然性に變る。併しこの變化はもはや當在そのものには屬さない、實現に屬する、こゝで當在者は實在的な意志介入によつて實在要素になつてゐるのである。

最後に實在必然性は必然性一般の特殊の場合である。それは一つの實在者の實在的條件の全體に基く必然性である。自由な必然性は他の特殊の場合である。それは理念的價値に基く必然性である。前者が實在可能性と調和する如く、後者は理念的な本質可能性と調和する。何となれば、勿論それはそれが出てゐる存在境域では可能者の必然性である、その限り自明な包含法則はそれに於て充分充されてゐるからである(第十四節の(五))。然らざればそれは自己矛盾であらう。可能存在への反對はその實在界への關係に於て初めて現はれる。即ち本質に基いて必然であるものは、それは少くとも本質可能でなければならぬ、併し實在可能たるを要しない。それ故、實在的意志がそのやうな必然者

を實在境域に齎す時には、それはこの境域では非可能者の必然性である。それがそこで實現さるべきならば、それはそこで先づ可能化されなければならない。

根本的に違つたこの二つの必然性の型を並べて見ると、そこには共通なものも含まれてゐることが、直ちに見られる。たゞこれは、實在過程に於ける諸關係に相應する「存在不可不」(Sinnmüssen)の意味に一面的に固着する限りは見られない。共通なことは、現實者としての或る物へ向つて進むことである。この向ふことが、完結した條件連鎖に基いて起る時には、それは不可抗的な、併し全然無目標的な強制になる、單純な存在不可不、又は「それ以外には起り得ないこと」になる。この形式に於て我々はそれを實在必然性として知るのである。然るにそれが價值本質に基いて起る時には、それはたゞ要求になる、そしてこの要求に介入する意志がある限り、實在的の傾向になる。活動的當在に於ては我々はこの傾向を要求として、實現に於ては實在的傾向として知るのである。

さて、過程を動かす實在的傾向のこの形式は、自由な必然性に就て、我々が生活に於て最もよく知つてゐる方面である。何となれば趨向は意志、努力及び行爲の特殊の存在形式だからである。この形式はこれ等の働き、即ち目的活動の範疇的構造に於て最も明瞭に反映する。

實在者に於ける可能性と必然性の全的貫通が解體した所では、實在必然性は消える。實在境域の限界でさうであつた、當在者に於てさうである。前者ではその位置に偶然がはいつた、後者では自由な必然性がある。要求と傾向が再び全的貫通と實在必然化に向つて進むといふことはこのことを變へない。何となれば關係的諸様相の不均衡は不安定で、自己を維持することが出来ないからである。それは不可能者の無に沈むか、又はそれは全的貫通の安靜な統一

にまで達する。前者は永遠に充し難きもの、場合に起り、後者は實現されるもの、場合である。

第三十五節 美の世界とその様相構造

〔一〕 必然性に對する可能性の優勢

不均衡の第二の形式のあること、可能性が必然性を飛び越し、必然性が可能性の背後に残り得るといふことも、諸様相の全體關係から容易に見られる。併しその在り方が、このやうな轉移を示すやうな對象又は働きの領域があるかどうかは、別問題である。

美的對象の世界、並にそれに屬する働き、藝術的創作並に直觀及び鑑賞の世界はこのやうな領域であることが示される。併しそれを證明するまでは、可能性が優勢な場合にはどういふ結果にならねばならぬか、その諸様相の關係を純粹にそれ自身から論じよう。

一つの可能者が必然的でない所では、それは何れにしても實在可能者ではない。たゞ實在境域の限界ではこの事情は變る、併しこゝではそれは除外してよい、ここでは第一項及び全體が問題で、規定された限局された形象が問題でないからである。さて、そのやうな恐らく可能的な、併し必然的でない形象が何等かの仕方で實在界の關聯の中に立つ時には、それは何等かの實在基礎によつてそこに根差してゐなければならぬ、しかも實在關聯とその遍通的な實在規定から脱落し、謂はゞ實在關聯を飛び越し、それを自己の背後に残さねばならぬ。その内容は、實在可能者の狹隘

を越して展開される・より大なる廣さと自由とを有するところの可能者の世界に屬さねばならぬ。しかもこの内容的の世界は、何等か實在現實者に類似し、恰も固い地盤への如くその存立に關係せしめられねばならぬ、併しその在り方から實在現實性を要求してはならぬ、またそれを見せ掛けてもならぬ。それは如何に現實に近付いても、現實から上に持ち上げられてゐる、永遠に現實から離れたものである、それは地面に附いたものとしての實在者と粗野な實在必然性の重みを投げ棄てゝゐる。その可能性はそれ故實在可能性ではあり得ない。

そのやうな境域の内容的形象が於て以て現はれる複雑な全體様相は、明かに實現に於て成立し得ない——その現實化を求めた理念的要求も成立しないのと同様である——、寧ろそれは實現にも對立しなければならぬ。實現に於ては優越せる必然性としての當在の趨向が支配する。實現は實在過程であり、實在現實性に終る。それは再び均衡を恢復する。優勢な可能性の様相では不許も趨向もあり得ない。こゝでは必然性の動向が却つて後に残されてゐる。かゝる形象の様相は力學的ではない、それは不均衡を調和に引き戻さない。それは不均衡を實在現實性から遠い距離に置き、謂はゞ實在者から引き離してその上に浮遊させ、そこで靜止せしめる。同時にそれによつて生成と無常から脱せしめる、無常には直接には實在者のみが捕へられるのである。その限りそれは實現に對して、實在現實性よりも遙かにより多く對立する。それは歸還のない純粹な分離である。それは現實褫奪である。

〔二〕 藝術的の對象とその様相

藝術に於ける直觀及び創作の對象が、單純に多くの物の中の一つの物であるならば、この凡てはそれには當らない

であらう。然るにこの對象に於ける物體的のものは、それに取つては外面であり、非本來的のものであり、その前景層に過ぎない。その背後に別なもの、非物的のもの、非實在的のもの、その背景層が現はれるのである。これがその對象に於ける本來的のものである、これが物を物性以上に高める所のものである、これは實在者とは別な在り方のもので、別な様相構造を有し、しかも依然實在的前景に結び付けられてゐるのである。大理石は實在の物質としては生きたことも動くことも出来ない。しかもそれが形作られて表はしてゐる姿は生きた動いた姿である。生が生無きものに於て現はれるのである。生無きものは實在的な前景に過ぎない、藝術的に直觀し鑑賞する所の人は誰もそれで満足しない。石の靜止を通じて直觀者は生を見る。この生は實在的現實的のものではない、そして現實的のものとして見せ掛けもしない。それは現實を離れた生である、それは何處までも非現實的のものである。創作的藝術家も、直觀的に作品の中に沈潜する人も、それを現實性に呼び醒すことは出来ない。しかもこの生は兩者に對してその石の中にしばられ、そこで直觀的であることによつて迫眞的に與へられるのである。^{*}

^{*} 様相研究の埒内でこの關係を充分に敘述することは勿論不可能である。それ故こゝで（及び次に於て）は、『精神的存在の問題』（一九三三年）第四十七節—第四十九節を参照せられたい。（譯者の『歴史哲學基礎論』（理想社）は同書の抄譯）。

色を塗つた畫布は實在的の平面である。併しそれが示す風景は、立體であり展望であり、具體的な豊かな自然である。その空間は、その繪が掛つてゐる空間ではない、その光は繪に落つる光ではない。これは上に述べたの同一の關係である。即ち、物體的前景は、それに於て現はれる・それには異質な・より豊かな形象に對して透明である、この形象は實在ではない、また實在として把握もされない。

舞臺に於ける俳優は現實に話し、行爲する。併し彼のこの現實に話し、行爲することに於て別なものが現はれる。即ち英雄や王やフールが、各々その性格、情熱、運命を以て現はれる。併しこの凡ては實在的ではない、また實在的のものとして瞞されもしない。觀衆は演ぜられた動作に於て、それが演ぜられたことを知りつゝ見る、しかもその生の近さと大きさに捕へられる。劇は透明である、それは演出し、直接に共體驗せしめる、併しそれはそこに演出することを現實化はしない。

音樂に於てさへ、こゝでは何も演出されないにも拘はらず、關係は餘り違はない。音樂的に聞く人は、その都度響き止む拍子タクトよりはより多くを聞く。彼は全體を一緒に聞く、一つの樂章、一つのソナタ、一つの遁走曲を一緒に聞くのである。この聞くことに於て、感官的には一體にして聞かれないものが一緒に結合される、それは實在的に同時に聞かれ、ば不調音であらう。時間的に響き止む感官的に聞かれたものの背後に、別なものが現はれる、より大なる統一、實在的に可聽的のものとは別な内容次元をもつた一つの構築が現はれる。この別なものが音樂的に本來のものである、音樂を聞くことの眞の對象である。實現されないが、併し現實的前景の中で表現される一つの背景形象である。

美的對象性に於ては美なるものは實在現實者ではない、それに於て、——現實から引き離され、しかも現實に近く、現實者の中に押し込められて——現はれる所の非現實的なものに對する實在現實者の「透明」である。又は逆に、美なるものとは、現實外の豊かさをもつた背景が局限された實在現實者に於て現象することである、この實在現實者は正に背景の實在的負擔者、その演出であり、又は實在者の狹隘に於けるその存在基礎であるべき作用を充すものである。

〔三〕 發展の様相と自由な可能性

さて上の様相諸規定をこの範疇的構造の中に代置する時には、兩者がよく適應することが見られる。美的對象の前景は實在的である、それによつて對象は實在關聯に根を持つのである。併しその背景は依然非實在的である。それによつて美的對象は同時に實在關聯から引き離される、實在條件から、その都度の實在可能性の狹隘から分離される。美的對象は實在現實性も、また實現も、否、現實性の假現さへも要求しないので、従つて事實上實在者の規定的束縛を遙かに自己の背後に持つ所の展開の餘地を持つのである。それによつて全く別な廣さと自由とをもつた可能者の領域がそこに開けるのである。

何となれば可能者の狹隘は實在者に於てのみ成立する。可能性は、實在條件の完全な連鎖の存在に結び付けられた時に於てのみ、一義的に規定され且つ局限される。可能性が實在者のそれでない時には、この連鎖に束縛されない、解き放たれて實在者の上に浮動する、それは自由になつた可能性である。そこではそれは固より「可能性の實在法則」とは別な法則に従ふ。即ちそれは實在者から見れば、單なる可能者の可能性であつて、同時に必然的ではない、従つて同時に現實でもない。それは被覆關係からも必然性からも解放された可能性である。

實在現實者からの分離は、こゝでは實際自由な必然性の場合に於けるより遙かに徹底的である。自由な必然性は當在に於て既に實在現實性に向つて押し進む、實現に於てはこの動向は能動的な實在傾向となる。然るに現實剝奪に於

ては動向も傾向もない。これは目的論的ではない、それは實現すべき何等の目標ももたない。これは非現實的なものに止まる、その現實者(美的對象の前景)への結び付きは單に「附加」に過ぎない。實在者はそれには單なる手段で、目的ではない。實在者はそれに對しては目標の方向にもなければ、また結果でもない。藝術的創作は觀たものを現實化する必要はない、地上の重さを有する實在者をイデーにまで作り上げる必要はない、彼は實在條件を作る必要はない。彼は受胎したものを叙述するのみである、それを現象させる。然るに現象に於て、實在的には全然不可能なことが可能になる。實現させるには前景と現象の「附加」があればよい。前景に對しては實在可能性の狹隘が成り立つ。脆い物質に難儀して努力するのはそこから来る。併しそれは背景の存在のための努力ではない。これには狹隘が成り立たない。背景は前景に於て現はれさへすればよいのである。

現實化は實在現實性への動向である。非現實化は實在現實性からの離隔である、歸還なしの離隔である。非現實化は實在可能化の要求を知らない、それは不均衡の調整なしに成立する。こゝでは可能性は依然として優勢である。非現實化に於けるその自由は現實化に於ける必然性のそれよりも遙かに大きい。後者は束縛に戻る、その目標に到達した時に自己を放棄せねばならぬ。然るに「可能性の自由」はより純粹な自由である。これは束縛に戻らない、自己に止まる。諸様相の不均衡は固より不安定である、併しそれは單に實在者の内部に於て、あつて、實在者及び實在化の彼方に於て、はない。單に現象する理念者に於ては、不均衡は時間と事象を超越した對象の安靜な成立である。

藝術的直觀と創作とはこの離脱と自由の誤らざる意識を有する。それはこの離脱と自由に高まり、その高みに於てその對象の離脱を感じる。それは美の直觀に於てこの離脱に身を委ねる。

〔四〕 藝術的自由と選言的可能性

この關係は、若し自由な可能性に於て實在可能性が問題でなかつたならば、内奥に於て了解が出来ないであらう。併しこのことは決してさうでないことを考へると、一切の謎は消える。このことはかの離脱と自由とが、現實者と現實化よりも高い存在様相を示さず、却つて低いものを示すことでも知られる。これが事柄の反面である。美的對象は現實化は齎らさない、それを必要ともしない。併し美的對象は在り方からは實在性を超越しない、却つてその背後に残る。美的對象はその高い形態充實と超地上的なもの、光輝を、低い在り方を以て仕拂つた。この在り方に於てのみ藝術的創作は「それが欲する所へ行く」といふ・かの讀へられた自由を有する。それは束縛から解放された存在、脱我的存在——即ち實在現實者から取り出された存在——の自由である。目醒めつゝ知りつゝ夢見られたもの、自由、詩作の、そして遊戯の自由である。

可能性の自由は必然性のそれとは全く違つた自由である。それは「消極的意味に於ける自由」である、即ちそれは意志に於ては決してあり得ないものである。こゝには規定のプラスはない、こゝでは凡てが開放されてゐる。この可能性は選言的である、しかも見渡し難き程多様に選言的である、多面的な可能存在である。それはすなはち實在可能性ではないのである。しかもそれは單に消極的な可能性ではない。それはまだ「外的依存性」を自己に有する・或る物に基いての可能性である。たゞその根據は特殊の根據である、實在根據ではない。従つてそれは實在現實性に不充足である。

否、この可能性はたゞ實在者に對して相對的に自由な可能性であると言へる。その境域そのものに於ては極めて嚴重に束縛されてゐる、極めて規定された必然性を自己の背後に有する、それとは何處までも調和してゐる。併しそれは實在必然性ではない。我々はそれを藝術的必然性として知つてゐる、美の内的な特有な規定性であり、形態法則性である、これは勿論人は共に把握する、又は創作者としてそれに従へさへする、併しそれを示すことも又は表現することも出来ない。これは本質必然性と深く似てゐる、本質可能性に對する關係は兩者同一である（第四十一節）。故この必然性は、「發端」に於て、表現と透明關係によつて實在者に結び付けられて残るが、併し實際一つの別な世界のものである。

表現は一つの實在者に於ける表現である、従つて實在可能性の狹隘によつて制限される。併し表現は實在現實化ではない。その内容は現實者の彼方に残る。この彼方の境域では自己の法則にのみ結び付けられる、實在者の法則には結び付けられない。こゝでは當在者の場合と違ふ。即ちそれは何處でも實在者の抵抗に遇はない、その惰性を征服する必要はない。その境域では、自己の特有の法則に基いて可能である所のものは、直接に完全な存在者である、即ち、その仕方で現實的なもの、美的現實者である。

藝術的可能者の大なる自由は、單に實在可能者の制限に對する自由である。それは、自己が魔術的に産み出すものの方に對して、實在條件を要さない。それは自己の特有の規定を自己の中に有する、そしてその領域の中にあるものは、そこで全く充分な根據を有する、従つてそれがあるより別にあることは出来ない。

第二篇 非實在者の様相

第一章 論理的境域の様相的構造

第三十六節 判断様相の特質

〔一〕 論理的形象の位置と法則性

非實在者の様相の下でこゝでは、實在境域の様相關係に對して、他の諸境域のそれを取扱ふ、尤もこれ等の諸境域は決して同質ではない。獨立な在り方を有する本來の存在境域は、實在境域の外にはたゞ理念的境域があるのみである。論理的及び認識境域は二次的性質のものである、それ等の様相は二次的様相である、従つてその限り兩境域の一次的様相と並列せしめることは出来ない（第五節の）。それにも拘はらずこゝで本質様相が、論理及び認識の様相と一緒に總括して取扱はれるのは、その構造的の類縁と、實在様相の「根本性」に對する共同の對立とによるのである。研究はそのやうな共通性に頼らねばならぬ、存在的意義に於ける區別を確保することは、そのやうな序列に於ても困難はない。

實在者の様相から明かになつた最後の展望は、さなくともこれ等の事柄を遙かに先取してゐる。そこでは累層位置

からはその前に存する多くのものが跳び越されてゐる、理念的存在の諸様相も既に深くそこで關係してゐるのである。就中認識の世界と思想の世界が跳び越されてゐる。前者の様相は複雑である、困難なしではない。思想の様相は遙かに簡單である。それは最もよく知られた様相境域、即ち論理の境域である。その上それは理念的存在の境域と密接に結び付けられてゐる。今や理念的存在の境域が論ぜらるべきであるから、論理的境域から始めるのが最も適當である。一切の範疇分析は既知のものから始むべく強いられてゐる。

論理的境域は概念、判断及び推理の境域である。併し判断のみが本來の様相を有する、概念と推理は様相をもたない、又は獨立の様相はもたない。兎も角この境域は何處までも對象的であつて、存在境域ではない。その形象は働きではない、自己の法則を持つた客觀的の構造である。併しそれ自身では成立しない、可能な思惟の對象としてのみ存立する。これ等は思想形象である。その境域は投射された・併し同時に投射から分離された境域である。こゝでそれはその遊離せる客觀性を有する、これは任意に存在から逸れて、しかもその内的正しさを保持することが出来る。この正しさは——個々の概念、判断又はより大なる關係に於てでも——自己自身に於ける調和に外ならない。それ故、これは多く眞理性と混同されて來てはゐるが、眞理性とは何の關係もない。何となれば眞理性は對象（實在的又は理念的）に適中することである、即ち他の境域に於ける形象に對する關係である。判断の認識價値はそれのこの適中に掛つてゐる。併し判断の認識價値は判断の論理的性格ではない。判断は固より必然的に眞か又は偽である、併しそれはその論理的構造に關係がない、そして單に論理的關係からは洞察もされない。關係はどこも正しくとも、それは偽なる豫想に基き、その結論に於て偽であることもあり得る。眞なるものから眞なるものが出て來る如く、同様に齊

合的に偽なるものから偽なるものが生ずる。判断の論理學は認識論的に無記的である。それは自己自身に於ける關係の正しさにのみ關係する。

このことは、思想されたもの、外論理的の存在又は非存在からの論理的對象境域の分離がそこで見られる限り、重要である。この分離性に論理の様相及びその間様相的關係の別異性が基く。

更にこゝで論理的なものに於ては三種類の法則のあることを思ひ起すべきである。三種類とは即ち、一方では對象（實在的、理念的）の自存に對する境域の二重の限界關係に相應し、他方では働き（思惟、判断、主張）の自存に相應する。

論理的なものは第一に廣い範圍で理念的存在法則の下に立つ。例へば、よく知られた三つの論理的法則、即ち同一律、矛盾律、排中律は存在法則である。演繹的推理、分類などの特殊の法則も同様である。併し第二に働きの法則もはいつてゐる、これは別な種類で、前者と葛藤に陥る。その證明は思惟の所謂論理的誤謬に存する。思想の領域は一義的に一つの方面からではなく、二つの方面から規定せられる。それは二種の規定の戦ひの場である。第三に更に論理的なものそのもの、自己法則がある、これは理念的な存在法則に還元は出來ない。これは推理構造が方法論的のものに移る所では、即ち内容的に認識の手續に適合する處では、何處でも始まる。例へば、簡單な歸納に於て既に始まる、歸納は「存在根據」に逆行する論理的依存の方向を示すもので、従つて論理的依存から來ることは出來ない。

この區別は判断の様相に取つて決定的な意義を有する。一切の論理的法則性が移讓された理念的法則であつたならば、判断の間様相的法則は理念的存在の法則とは恐らく違はないであらう。併し理念的存在から逸れた論理の自己法

則が一つでもあれば、判断様相の特殊性は原則的には極めてよく了解される。

〔二〕 判断様相の表

判断の様相は傳統的形式に於て躊躇なく受取ることが出来る。これはほとんども最初に述べた中立の様相の表と一致する（第一節の〔一〕。又第十（一節の〔二〕、第一圖）。判断は必然判断、實然判断、蓋然判断と區別される。第一は論理的必然性、第二は論理的現實性、第三は論理的可能性を表はす。この三つは否定判断に於ても現はれ、それに相應した否定的論理的様相を與へる。こゝで注意すべきは、否定的必然判断は不可能性の判断で（偶然性の判断でない）、そして否定的蓋然判断は否定的可能性の判断であることである。

この排列に於て次の段階が妥當する。即ち、必然判断は最も規定的の判断で、それは實然判断より多い。蓋然判断はそれよりも少なく、これは最も不規定的の判断である。「SはPでなければならぬ」は「SはPである」より多い。「SはPであり得る」は前者より少ない。否定的判断でも同様である。たゞこゝでは最も否定的なものが最も規定的、即ち否定的必然的（SはPであり得ない）であつて、否定の度の最も少ないものが最も不規定的である（Sは非Pであり得る）。

最後のものを肯定的蓋然判断「SはPであり得る」と比較し、兩者を嚴密に形式的に取れば、不規定性は兩者に於て同一であることが見られる。存在の可能性はこゝでは同時に非存在の可能性である、その逆も妥當する。兩者は互に包含する、論理的可能性は分裂しない、それは選言的可能性である。

このことは昔から論理學に於て認められた無矛盾性の意味とよく調和する。「SはPであり得る」は、Sの諸特徴に、Pがもう一つの特徴として加はることが矛盾しないことを意味する。併しそれにはPが加はらないことも矛盾しない。二つとも等しく可能である、しかも二つのうち一つが適中せねばならぬ。そこで實在可能性の分裂法則（第十五節）は、論理的可能性では廢棄される、即ち、同一のSに於て常にPと非Pは同時に可能である。二つのうち一つがSに實際に加はる時には別である、その時には他は排斥される。論理的現實性で相互に排斥されることは、論理的可能性では調和する。

判断様相の表（第八圖）では、この事情は、可能性は同時に肯定的で且つ否定的な統一の様相として限界線の上に置かれることによつて考慮されてゐる。それによつて、裂け目として實在様相の表を貫いてゐる（第十七節）所の分離

線の絶對性は論理に於ては廢棄された。そして、今はいつて來た可能性の無記性と共に、
他の諸無記性（第十一節）も再びはいらねばならぬことは、容易に豫見される。同様に、
論理的必然性が最高の様相で、不可能性が最低の様相であること、又、實然的現實性は
可能性と必然性との間に、實然的非現實性は可能性と不可能性との間にその位置を有す

ることが、表現されてゐる。

〔三〕 判断に於ける偶然性の位置

最後に目に付くのは偶然性の脱落である。判断様相の間には偶然性に取つては示し得られるやうな場所はない、形

式的論理學もそれに對する判断の型は用意してゐない。併し意味の上からは偶然性はそれによつて驅逐されない。實在者に於ては境域の内部では偶然的のものは現はれなかつたが、こゝでは別である。然らざれば實然的に妥當するものは、凡て必然的に妥當せねばならぬだらう。かゝることは論理的に當らない。何となれば提題とそれの「被證明性」との間には取り除け難き論理的區別があるからである。

判断の妥當意味からは寧ろ次の如くである。即ち、單に實然的に妥當するものは、それ自身では論理的に單に偶然的のものである。それが肯定的か否定的かには關係がない。單に提題的な判断形式「SはPである」と「SはPでない」とは、單なる確言の意味を有する、即ち、判断關聯に對しては無記的な分離された妥當性の意味を有する。これがすなはち論理的偶然性の形式である。即ち、無關聯性、他の仕方では妥當するものから歸結しないことである。

かくして論理的偶然性は、二つの絶對的の様相たる論理的現實性と非現實性との中に隠されてゐる。又はもつと正しく言へば、兩者に共通な實然的判断性格に於て、單なる提題的妥當性に於て隠されてゐる。

このことを明かにすることは、大切である。然らざれば判断の様相表は自己矛盾的とならう。既に實在可能性の分裂法則に於て、この法則が妥當する所では何處でも偶然が排除され、それが廢棄される所では偶然が戻つて來ることが示された(第十七節)。それ故論理的可能性が分裂しない・選言的可能性であるならば、偶然に對して活動餘地が残らねばならぬ。従つて判断に於ては明かに、偶然に對して考へ得られるだけの廣い活動餘地が残る。何となれば單に實然的に妥當するものは論理的に偶然的だからである。

このやうに最初の第一步から覺え改めることが必要である。論理的のものに就て、それが遍通的な法則性と必然性

の領域であるといふことは、廣まつた見解である。そのやうなものとして人は、論理的なものを實に實在者にさへ對立せしめた、實在者は到る處偶然に晒されてゐるやうに見えるからである。實は正反對である。實在界は遍通的な必然性を有する、これに反して判断の領域は偶然的なものに無制限に開かれてゐる。不撓不屈に關聯と必然性とを追求する所のものは、我々の思索に於ける論理的のものであると云ふことはそれによつて弱められない。反對に追求は、判断の實狀に於て必然性を缺く時にのみ意味があるのである。

〔四〕 判断の關係的及び絶對的様相

判断様相のもう一つの特質は關係的様相と絶對的様相の對立の後退である。このことは既に段階に於て表現される。實然判断は必然判断と蓋然判断との間の一種の中間の妥當性を有する。前者の妥當性は最も強く、後者は最も弱い。これによつて人は、基本的様相と關係的様相の區別を全くなくして、五つの様相を簡單に直線的に排列することが出來ると考へるかも知れない。

この單純化は出來さうに思はれる。併しそれには色々の矛盾がある。例へば無記性の再現である。様相的無記性はそれが成立する所では常に線の上を越す(第十一節)、即ち絶對的様相と關係的様相の限界線を越すのである。限界線を取れば、無記性の働く部面もなくなる。かくしてその活動餘地はなくなる。

諸様相の異質性は決して消失せず、單に後退するのみであることは、直接にも示される。後退は妥當性段階の隨伴現象である。併しこの現象からは何も歸結しない。寧ろ逆に、それが判断に於て様相的に本質的のものであるか否か

が頗る問題である。

「SはPである」なる判断が「SはPであり得る」よりもより強い妥當性を有し、「SはPでなければならぬ」より弱い妥當性を有するといふことは、一體真であらうか。寧ろ三つの判断は違つたことを主張するが、併し何處までも等しい主張性格を示すといふべきでなからうか。蓋然判断は存在可能、必然判断は存在不可能を言ひ表はす。兩者とも單純な存在(SのPであること)と同一でない。併し凡ての三つの判断の妥當性は同一である。それ故様相區別は根柢に於ては決して妥當性の區別ではない。

これに反して判断の表現する所のもの——その内容——は、明瞭に絶對の様相と關係の様相との區別を示す。「SはPである」なる判断は明かに無關係的に、獨立に、分離して妥當する。それ自身一つの關係であると云ふこと——それはPがSに「加はること」を言ひ表はすのである——は、このことを變へない。この「加はること」の絶對性がすなはち實然判断で意味されるのである、こゝに論理的現實性が成立する。こゝから初めて絶對性が妥當へ移される、それは正しい、併しそれは二次的にである。

蓋然判断では全く別である。「SはPであり得る」は、基いて以てそれが妥當する他のものを豫想する。普通この場合は次の如くである、即ち、Sはabcdなる一列の特徴に於て規定されてゐる、然る時には上の判断はPがabc dと調和することを意味する。併しそれは非Pもそれ等と調和することを意味する。判断に於ける「あり得る」は、選言的である、それは無矛盾性に盡きる。こゝに明瞭に蓋然的判断の關係的性格が與へられてゐる。それはSの存立する特徴に基いて加はり得ることを意味する、又は簡單にPがabcdと可結合的であることを意味する。この加は

り得ることは被制約的である。既にSの豫想された諸特徴に依存してゐる。このことは丁度そこに存立してゐる現實者への可能性の「外的依存性」に相應する。

必然判断では關係性は一層目に付く。「必然的」(apodiktisch)とは「證明された」の意である。然るに證明はそれが豫想する所のものに基く。それは推論の形式を取る。推論では前提は豫想されたものである。論理の意味に於ける必然性は一體にしてたゞ推論の必然性である、假令明白な推論の形式で示されなくともさうである。それは不可避の歸結を意味するに過ぎない。否、この歸結は狹義の論理的のものである、推論式は昔から論理學の中核であつたのである。更にこれが論理的なもの、野で、必然性が諸様相の中で主要な役割を演ずる理由である。そして同時にこれは、何故論理的必然性が何時も豫想に掛つてゐるか、即ち依存的であるか、そして後退的に非必然的のもの——單なる實然的のもの——に還元されるかの理由でもある。論理的必然性に於て、必然性は關聯の全體性として取れば偶然な必然性である、といふ一切の必然性の普遍的の限界法則が證明されるのである。

〔五〕 述語的存在の様相としての論理的様相

かくて絶對の様相と關係の様相の對立は、その後退にも拘はらず、判断に於て依然明確に存立し續けてゐるのである。たゞ様相を妥當性の段階と考へると、それは掩はれる。併しこの段階は論理的に二次的である。

こゝで問題である眞の段階は、一次的な判断そのもの、本質に存するものである。それは一切の妥當區別の此岸に存する、そして述語に關係する、即ち連辭が言表する「加はる」(又は「加はらない」)に關係する。様相の區別は判

断によつて意味される所のもの、中に存する。PがSにそのままに(實然的に)加はるか又はそのままに加はらないかによつて、それは内容的に別なことを意味する。前者の場合はそれだけ孤立的に加はり、後者の場合は關係的に束縛されて加はる。又、關係的に束縛されて加はる場合でも、PがSに、そこに存立するものに基いて單に矛盾なく加はり得るか(蓋然的)、又はそれに基いて加はらねばならぬか(必然的)によつて、判断は別なことを意味する。

それ故問題は何時も判断の根本要素、加はることそのことであつて、主張や妥當ではない、又、SやPでもない、これは判断關係に於ては關係項に過ぎない。判断形式ではこの根本要素はたゞ連辭に於て表現される。それ故判断様相も既に外的に連辭に於て表はれる、しかも既に言語的表現(あり得る、ある、あらねばならぬ)に於て表はれる。連辭は丁度述語的存在の表現である。然るに判断様相は述語的存在の様相である。こゝにその段階序列の正確な論理的意味がある。そして此の意味を嚴に維持する時にのみ、論理の様相法則の特質が一義的に了解される。

勿論同じことが、否定的判断たる論理的非現實性と不可能性にも當嵌まる。これは「加はらない」、「加はることが出来ない」を意味するに外ならない。これ等はこの點で肯定的様相の忠實な反映である。然るに論理的否定的可能性は、選言的二重可能性の中に含まれてゐる(これはそれ故圖式では分界線の上に来た。第八圖)。「加はらないこと」の可能性はこゝでは「加はること」の可能性と堅く結び付いてゐる。

こゝで特に注意すべきは、判断様相がこのやうに連辭に掛つてゐるといふことは、一般的の論理的法則——この法則によれば判断の一切の分化は加はることの分化である、即ち連辭に掛つてゐるのである——に従つてゐると云ふことである。性質(ある「と」ない「に」)に於ては、このことは直接目立つ、そして殆ど見誤られたことはない。少くとも關

係に於て容易に見られる、併し常に必ずしも見られてはゐない。例へば、假言的判断が「若し……ならば、然らば」を言表することを誤認する時には、この條件關係の連辭の意味を把握することは出来ない(こゝでは「加はること」は結論の「ある」の中になく、「若し……ならば、然らば」そのもの、中に隠されてゐるのである)。判断の量では事情は何時も誤認された。言葉の表現に従つて何時も、普遍的判断と特殊的判断の區別は主語の範圍に存すると考へられた。反對は「凡てのS」と「二三のS」の反對で、陳述たる「Pである」は同じと考へられた。非常な間違ひである。區別は寧ろ、前者ではPは凡てのSに加はること、後者では二三のSに加はることである。Sの外延は少しも變らない——變れば概念の内容が變つたことになる——、變るのは加はることの範圍である。それ故形式的には連辭の範圍である。

第三十七節 論理的境域の間様相的法則

〔一〕 主張の様相と陳述の様相

判断の型に於て、分化の根柢を把握したか否かは、論理學に取つてはその最後の結論まで決定的に拘はることである。陳述の存在意味(加はること)にまで達しない時には、妥當又は主張の所に止まる時には、推理の不可避的な形式は、生きた思想に拘はりのない、外的の雛型に變る。推論式を外的のものにした責任は、判断の量の領域に於けるこの種の誤りに歸すべきである。人は概念範圍の關係を通して、もはや中名辭の綜合的の作業と論理的推理の意味を見

ることが出来なかつた。それによつて推理諸法則の本質が失はれた。残つたのは判断の格と式の空なる形式體系である。

判断の様相では誤認がそこまでは行つたことは稀である。人は一般に正しく述語的存在可能と存在不可不との單なる存在(實然判断の「ある」)からの區別を把握し、それに應じて純粹に論理的の性格を示す所の様相的齊合(Consequentia modalis)の法則を立てた。併しこゝで混亂を惹起した理論もないではない。時間的にこの種の最後のものはプフェンダーの説である、これは現相學的の論議に基くものであるから、一層害が大きい。それが指示してゐるものは勿論存在する、併しそれは陳述の様相そのものに關したものでなく、單に主張の様相に關したものである*。

*次に關しは Alexander Prinder, Logik, Halle 1921 (im Jahrbuch für Philosophie und phänomenologische Forschung, Bd. IV), S. 233f 参照。

詳しく言へば、同一のことを色々な強調を以て主張することが出来る。同一の「SはPである」を推量として、又は確實として述べる事が出来る、單純に與へられた事實として述べることも出来る。この區別は主張の「働き」に存する必要はない。區別は客觀的に妥當の區別として了解されることも出来る。このことは判断形式に適應した把握を與へる時には、それに於て現はれる。然る時には蓋然判断は「SはPであり得る」を意味せず、「Sは可能的に(恐らくは)Pである」を意味する。必然判断は「SはPでなければならぬ」を意味せず、「Sは必ずPである」を意味する。一つの場合では主張の力は低下し又は弱められてゐる、他の場合ではそれが強められ、高められてゐる。「SはPである」の實然判断は中間の論理的意義の主張として兩者の間に來る。併し三つの場合に於て主張されることは同

一である。たゞ主張そのものに段階があるのである。

この見解の結果は痛切である。こゝで「様相的齊合の法則」が生ずる、それによれば一切の肯定的の様相が相互に包含される。即ち「Sは多分Pである」といふ判断が妥當する時には、それによつて「SはPである」といふ事情が主張される。然るに同一の事情が實然判断でも必然判断でも主張されるのである。それ故單純な「SはPである」と同時に「Sは必ずPである」が歸結する。その時には同様に勿論必然判断も實然判断から歸結する。こゝからして更に命題の證明は一體にして餘計であることが生ずる。何となれば證明は命題に對して必然性の外は何物も附加せず、必然性は命題からひとり生ずるからである*。

* 同書四一〇頁以後。

こゝでプフェンダーが演繹したことは、それ故一つの包含法則である、これは(他の理由からではあるが)實在者の様相によく適中するであらう。併し彼によると逆である。この通的な包含は判断様相の論理的の包含で、存在論的の様相には別な遙かに制限された包含が妥當する、即ち必然性が現實性と可能性を、現實性が可能性を包含し、逆は妥當しないと云ふのである。彼は實在可能性の分裂法則を知らず、それが判断可能性に於て廢棄されることを知らない。それ故こゝで二つの境域で間様相的法則は誤つて規定された。眞の關係は正に逆である。

實在様相の誤認はこゝで不思議とするに足りない。この誤認は一切の理論に共通である、その上論理學からも洞察されないのである。プフェンダーは現相學的に論じ、存在論的には論じない。彼は存在と存在の現相が同一でないことには思ひ至らなかつた。

併し論理的様相の誤認は不思議である。論理的様相こそは直接に現相に於て見られる。一體にして諸様相の區別の現相を把握することのみが問題である。現相は陳述、「加はること」、即ち述語的存在の分岐の中に存するのである。「主張」は働き性格にまだ餘り近い。これはブフェンダーの「主張の強さ」(Schlag)の段階で感知される。この働き性格の欲せられざる残りが間違ひの根である。判断可能性と判断必然性は主張の強さとは何の關係もない。蓋然判断も必然判断と同様に力強く主張することが出来る。それ故主張の段階はあるが、その意味は妥當の度合で盡きる。これは判断の様相段階ではない。判断そのものにはたゞ加はること、即ち述語的存在の違つた様相があるのみである。

〔二〕 論理的可能性と必然性の實在的のそれに対する關係

これ等の様相は三つである。即ち、單純に加はること、加はり得ること、加はらねばならぬことである。第一のものは孤立的に無關係的に加はることである。後の二つは關係的構造を有する、これ等は或る物に基いて成立する。實在的陳述は全然關係なしに存立し得る、内容の與へられ方には論理學は頓着しない、内容は假托のものでもあり得る(論理學の教科書に屢々見られる)。蓋然陳述と必然陳述はそこに存立してゐる判断に結び付けられる、併しその所與性は無記的である、これも假托たり得る。兩者は關係を陳述する、その關係は前者では單なる可結合性、後者は嚴密な推理である。

三つの場合に於て問題は、存在關聯と存在分離ではなく、たゞ概念及び判断の關聯そのものに過ぎない。論理的可能性「SはPであらねばならぬ」は、實在的Sが必然的にPでなければならぬと云ふことはまだ意味しない。その前提となる判断の眞であることが確立して、初めてそれが言へるのである。然るにこれ等の判断は偽であることもあり得る。「SはPでなければならぬ」といふ結論に於て、この不可不は前提——例へば「MはPである」と「SはMである」——に基いて成立する。それは論理的の不可不に過ぎない。實在的存在不可不は全く別なものである。それには同時に充分な實在根據である所の實在條件の全體が必要である。論理的前提はこのやうな全體性と類似をもつ必要は少しもない、また内容的にも如何なる仕方でもそれを把握することは出来ない。これが實在關聯の知が加はらない限り一切の「證明」の問題的な所以である。證明、それと共に論理的必然性が存在論的の重みをも獲得するといふことは、それは論理的結論の作用ばかりでなく、認識關聯への方法論的連結の作用である。併しこれはもはや論理的様相の事柄ではない。

このことは論理的可能性に於て一層明瞭である。「SはPであり得る」といふ判断は、まだ、實在的のSが實際にPであり得ると云ふことを意味しない。實在的のSが現實的に、Pが矛盾なく共存し得るやうな相在特徴のみを有することが確立しても、なほそれを意味しないであらう。何となれば實在可能性には無矛盾性では充分でない。それには實在條件の全體が必要だからである。然るにそれに就ては、Pが調和するSの論理的諸特徴に於て何等言及される所がないのである。それにも拘はらず、たゞPのみがそれ等の諸特徴と調和するならば、陳述に於ける述語的存在可能性は正しく成立するのである。それは實在可能性を陳述するとは言はないのである(實在可能性は「非P存在」の可能性をも排斥するであらう)。これは無矛盾性を陳述するのみである。無矛盾性はSの實在狀況の中にPを不可能ならしめるやうな規定があつても成立する。そこで、實在的のSの「Pであり得ること」はSの實在的に「非Pであり得る

こと」を排斥するのに、「SはPであり得る」なる判断が、「Sは非Pであり得る」を排斥しないといふことが出て来るのである。

論理的可能性はその不規定性に於て實在可能性の遙かに背後に存する、それは假令齊合的であつてもしかも偽であり得るといふ爲ばかりでなく、更に眞なる判断に於ても、基いて以て論理的可能性が成立するところのものは、基いて以て實在可能性が成立するところの長い条件系列には遙かに及ばないからである。

論理的可能性と必然性は固より關聯に基く、但、論理的關聯で、存在關聯ではない。このことは論理的現實性に於ても消極的に見られる。これは分離的な「加はること」である。併し實在關聯から分離されたのでなく、論理的關聯からである。勿論(論理學の假托された例に於ける如く)實在關聯からも分離されることが出来る。併しそれから分離されてあるを要しない。分離的な「加はること」は經驗的に與へられた實在關係を言表することが出来る、このことは論理的關聯の缺如を變へない。それ故論理的現實性も同様に實在現實性と本質的に相違してゐる、即ちそれを述語的存在即ち(加はること)の様相として了解し、單なる主張様相とは解しない場合に於て。

論理的様相の實在様相とのこの本質相違は、論理的様相の間様相的法則性を理解するための基礎である。論理的様相の間様相的法則は實在者のそれとは餘程違つてゐる。この相違は非常に甚だしく、若し論理的様相そのものが實在様相と別でなかつたならば、實在關係に思惟を應用することは——生活でも又科學でも——虚妄であつたであらう。然るに論理的様相は全然別である故に——即ち述語的存在の様相である故に——、この應用はやはり正しいのである。このやうな應用なしには人間は、そのやうな思想法則を具備してゐても、實在界では失はれたものであつたらう、

そこで自己を定位することが出来なかつたらう、謂は「デカルトの「悪意ある神」の悪戯に委ねられたであらう。論理的様相並に論理的法則一般が實在者のそれとは違つてゐることが、短縮及び概観といふ生活上非常に必要な道具を提供する。それなしには實在者の無際涯の多様性の中に人は自己の立場を見出さなかつたであらう。正にそのためにこの道具は實在構造、實在様相と同一ではあり得ないのである。

〔三〕 積極的な判断様相の包含法則

判断様相のこゝで展開した意味を基礎にすれば、プフェンダーの包含法則の當らないこと——これは分裂した可能性にのみ基き得るが、論理にはかゝる可能性はない——、その代りに「様相的齊合の法則」として知られた古典論理學の包含法則が来るべきことが歸結する。これ等の法則は正の様相に關する限り二つの原理に總括することが出来る、それに於て實在者の間様相的法則に對する徹底的對立が直ちに目に付く。

第一原理 各々の高い正の判断様相は低いものを包含する、併し低いものは高いものを包含しない。

第二原理 低い判断様相の撤廢は高いもの、撤廢を含む、併し高いもの、撤廢は低いもの、撤廢を含まない。

これ等の原理の各々に三つの包含法則が含まれる。第二の原理から生ずるものは第一の原理から生ずるもの、忠實な模寫である。第一原理は次のことを意味する。

- (一) 判断必然性は判断現實性を含む。
- (二) 判断現實性は判断可能性を含む。

(三) 判断必然性は判断可能性を含む。

この原理の否定的な後項は、これ等は唯一の肯定的諸包含であつて、その逆は論理的に誤りであることを告げる。それによつて實在者では成立した三つの逆説的包含法則は判断ではなくなる。それ故第一原理の肯定的及び否定的方面を同時に次の諸命題に總括することも出来る。即ち、

蓋然判断(SはPであり得る)からは實然判断(SはPである)も必然判断(SはPでなければならぬ)も生じない。

實然判断(SはPである)からは必然判断(SはPでなければならぬ)は生じない、併し蓋然判断(SはPであり得る)は生ずる。

必然判断(SはPでなければならぬ)からは實然判断(SはPである)も蓋然判断(SはPであり得る)も生ずる。

同様に、第二原理は否定的包含の法則に分解することが出来る。

(四) 判断可能性の否定は判断現實性の否定を含む。

(五) 判断現實性の否定は判断必然性の否定を含む。

(六) 判断可能性の否定は判断必然性の否定を含む。

第二原理の否定的の後項は更に、これ等が唯一の否定的の諸包含であつて、その逆は論理的に誤りであることを告げる。それによつて實在者に於て妥當した否定的様相の三つの逆説的包含法則は消失する。それ故第二原理の内容は次の如くにも總括される。即ち、

必然判断の撤廢(即ちSは必然的にPではない)から實然判断の撤廢(SはPでない)も蓋然判断の撤廢(SはP

であり得ない)も生じない。

實然判断の撤廢(即ちSはPでない)から蓋然判断の撤廢(SはPであり得ない)は生じない、併し必然判断の撤

廢(Sは必然的にPたることを要しない)は生ずる。

蓋然判断の撤廢(即ちSはPであり得ない)から、實然判断の撤廢(SはPでない)も、また必然判断の撤廢(Sは必然的にPたることを要しない)も生ずる。

〔四〕 否定的判断様相の包含法則

これ等の法則の中に、否定的様相の包含が既に含まれてゐることが、同時に見られる。これ等は論理的に取れば單に否定的判断の様相包含である、従つて何等新しい法則を形成しない。論理的不可能性は論理的非現實性を豫想する、後者は又非存在の論理的可能性を豫想する。併しこの系列は倒逆を許さない。それ故否定的判断では、實然陳述は蓋然陳述を含み、而して必然陳述は肯定的の場合の如く上の兩者を含む。それ故こゝで次第に高まる否定性を顧慮して、否定的必然的判断を様相的に最低のものとする時には、第二原理は次の如くにも言ひ表はされる。

各々の低い否定的の判断様相は高い否定的判断様相を含む、併し高いものは低いものを含まない。

この把握に相應して、上の(四)乃至(六)の諸法則は次の如くにならねばならぬ。

(四) 判断不可能性は判断非現實性を含む。

(五) 判断非現實性は否定的判断可能性を含む。

(六) 判断不可能性は否定的判断可能性を含む。

これ等の諸命題に於て否定的可能性が分裂して現はれるといふことは、他方論理的可能性は選言的(非分裂的)であることが示され得たのであるから、こゝでなほ一つの特異の問題點を形成するが、差當つてこれは取り除けて置かなければならない。然るに第二原理の否定的後項は次の諸法則を含む。即ち、判断非現實性は判断不可能性を含まない。否定的判断可能性は判断非現實性も判断不可能性も含まない。

否定的判断のこれ等の間様相的法則は肯定的判断の間様相的法則の特殊の場合として直ちに認められる。そのためには第一原理の三つの總括的の系を取り上げて、何處でも否定の記號を付けさへすればよい。然る時には命題は次の如くなる。

否定的蓋然的判断 (Sは非Pたり得る) からは、否定的實然判断 (SはPでない) も、否定的必然判断 (SはPであり得ない) も生じない。

否定的實然判断 (SはPでない) からは、否定的必然判断 (SはPであり得ない) は生じない、併し否定的蓋然判断 (Sは非Pであり得る) は生ずる。

否定的必然判断 (SはPであり得ない) からは、否定的實然判断 (SはPでない) も、否定的蓋然判断 (Sは非Pであり得る) も生ずる。

この間様相的法則が、肯定的判断と否定的判断とに於て等しいことは、判断様相は一般に判断性質に對して無記であることを證明する。判断が肯定的でも否定的でも、何時も可能性は様相的規定性に於ては最少である、これだけは

より多く規定された様相では少くとも豫想されてゐる、併しそれから決して高い様相規定性は生じない。同様に論理的現實性(又は非現實性)は中間の規定性である、これは最高の規定性を有する論理的必然性(又は不可能性)に於ては豫想されてゐる。加はり得ることは、加はることの豫想である、加はることは「必然的に加はること」の豫想である。同様に否定的方面では、加はらないことの可能は加はらないことに於て、後者は加はることの不可能に於て豫想されてゐる。

豫想され、包含されてゐることの方向は、こゝでどの點でも到逆は許されない。包含は肯定的關係ではたゞ高い判断様相から低いものへ、否定的關係ではたゞ低い判断様相から高いものへと行はれる。

然るにこのことは、論理では可能性の實在法則、必然性の實在法則に相應する間様相的法則のないことを意味する。論理的に可能なことはまだ論理的に現實的ではない。論理的に現實的であることはまだ論理的に必然的ではない。従つて論理の平面では、現實でない單に可能なものが存在する。同様にこゝでは必然的でない單に現實的なものが存在する。これが述語的存在と實在的存在との根本的相違である。このことが判断の眞偽に對する無記性に相應する。論理的關聯はすなはちそれ自身では實在關聯とその在り方に無頓着である。論理的關聯はそれ自身の法則、即ち正確 (Richtigkeit) 及び不正確 (Unrichtigkeit) の法則を有する。そしてこれは別な性質のものである。

[五] 判断の様相的無記法則と排斥法則

論理的様相的包含法則は形式的明證を有する。これを了解すること、證明すること、は全く同じことである。こ

れはかの普遍的な(中立的な)包含法則と一々一致する。後者の明證は境域による様相分化の以前に既に述べられた(第十四節)。

他方、間接にそれによつて所屬の排斥法則及び無記性法則も與へられた。後者の中、論理的現實性と非現實性に對する可能性の無記性は、無矛盾性の意味に於て直接洞察される(第三十六節の(二))。それと共に論理的現實性と非現實性も記的になる。このことは、前者は論理的必然性を、後者は論理的不可能性を包含しないことに於て表現される。「SはPである」といふ判断が何等論理的存在不可不に結ばれないならば、それは必然性と偶然性に對して無記である。即ち、論理的歸結又は非歸結に對して無記である。「SはPでない」といふ判断が論理的な非存在可能に結ばれない時には、それは(非存在の)不可能性と偶然性に對して(又は存在の可能性に對して)、即ち、でも論理的歸結又は非歸結に對して無記である。

排斥關係——これは必然的に相互的である——に對しては、このやうな事情では餘りその餘地がない。可能性が不分裂的に選言的である所では、その二つの項たる正と負の可能性は排斥しない(兩者とも無矛盾性を意味するのみ)ばかりでなく、現實性も非存在の可能性を一義的に排斥しない、又非現實性も存在の可能性を一義的に排斥しない。逆な二つの場合でも同様である。

これは驚くべきことのやうに見える。併し既に簡単な考察によつてそれを證明することが出来る。「SはPでもあり得る」は「SはPでない」に矛盾しない。「SがPである」のみがそれに矛盾するであらう。判断に於て實然的被定立は必然性(別様にはあり得ないこと)を含まないのである。同様に、「Sは非Pでもあり得る」は「SはPである」

に矛盾しない。「SがPでない」のみがそれに矛盾するであらう。判断に於ける實然的廢棄が不可能性(非存在可能)を含まない。非存在の論理的可能性は單なる實然的被定立と並存して残る、存在の論理的可能性は實然的の廢棄と並存が出来ぬ。何れも排斥されてゐない、何となれば強固な關聯のみがそれを排斥し得るのみだからである。然るに實然的定立と廢棄は無關聯である、分離されてゐる。兩者が判断に於てそれ自身で存立することは、現實性と非現實性とが實在者に於ては決して存立し得ないのと同様である。非存在の可能性は、もしそれが全體可能性である時には、勿論實然的定立には矛盾するであらう。併しそれが部分的可能性であつて、「SはPである」が定立される前でも後でも、Sの與へられた特徴と非Pも矛盾なく調和し得るといふこと以外には意味しないとすれば、然る時にはこの定立によつてその可能性は廢棄されない。何となればこの無矛盾性が成立し續けてゐるからである。それは實然判断には無記である。

このことは實際必然的判断に於て初めて變る。「SはPでなければならぬ」は單なる定立ではない、これはそれに先立つて定立された他のものとの不可避な共定立である。この他のものはSの非Pであり得ることを排斥する。もしSがPでなかつたならば、先立つて定立されたものに基いて矛盾であらう(即ち、この先立つて定立されたものに矛盾する)。例へば、「MはPである」と「SはMである」なる前提に基いて矛盾である。非存在の可能性を排斥するのは論理的の關聯である。同じことが否定的に必然的な「SはPであり得ない」に妥當する。こゝでは既に陳述の言語形式に於て「Pであり得ること」の排斥されてゐることが直接現はれてゐる。

かくして實在者では一切の正の様相を負の様相から分離した様相的排斥法則の中、論理の境域ではたゞ少しだけ残

つた。即ち、三つの無記性によつて残されたものである。これは三つの命題に總括することが出来る。

必然判断は——肯定でも否定でも——反對の性質の凡ての三つの判断様相を排斥する。

實然判断は反對の性質の判断の中、實然判断と必然判断のみを排斥する、蓋然判断は排斥しない。

(蓋然判断は反對の性質の必然判断のみを排斥する)。

第三の命題は蓋然判断はPと非Pの選言性として初めから確然たる性質を持たないので括弧に入れらるべきである。それ故この命題は、論理的可能性を一面的に(分裂したものととして)取つた時にのみ適合するのである。併しこれが如何なる意味で許さるべきかは、判断可能性の特質からして却つて問題である。こゝに論理の間様相的關係の一切のその後のアポリーの根據が存する。

この困難を度外視すれば、即ち可能性は分裂したものととして妥當せざる時には、性質の顧慮の下に排斥法則は次の如くにも式述することが出来る。

- (一) 論理的必然性は論理的不可能性、非現實性及び非存在可能性を排斥する。
- (二) 論理的現實性はたゞ論理的不可能性と非現實性とを排斥する。
- (三) 論理的存在可能性はたゞ論理的不可能性を排斥する。
- (四) 論理的不可能性は論理的必然性、現實性及び存在可能性を排斥する。
- (五) 論理的非現實性はたゞ論理的必然性と現實性を排斥する。
- (六) 論理的非存在可能性はたゞ論理的必然性を排斥する。

第三十八節 不整合性と不規定性

〔一〕 根據の原理の消失

論理の境域は、何時も、一義的に通適的な秩序、調和及び法則性の領域と見られて來た。この理由から數學と並べられた。實在者に於ては不透明、混雜、非合理性が成り立つてあらうが、論理は古典的な清澄さと透明さを有する純粹合理性の野として残つた。

併し、この點では數學に就て覚え改めねばならなかつた如く、今や論理學に就ても同様にせねばならぬ。しかも根據から、述語的存在から、その様相と間様相的關係から覚え改めねばならぬ。こゝでは論理的傳統が教へるのは正反對である。即ち、實在者の様相は一義的で、その境域の限界内ではそれ自身に於て一致してゐる、論理的なもの、様相はさうではない。論理はその法則の明證にも拘はらず、凡ゆる困難と不調和に充ちてゐる。尤もこゝには本來の逆説はない。實在境域の重要な間様相的法則は逆説的であつた。併しそれは論理から來た思想習慣に取つてさうであつたのである。それ自身では、そしてその關聯では重大なアポリーはなかつた。逆に論理の様相では逆説は全然後退する、その代り不調和が山積する。

上に展開された判断の間様相的法則は、よく見ると、この事情を證明する。既に無記性の再來が或る種の不調和を引き入れてゐる。論理的可能性は選言的可能性としては明かに不決定性である。否、論理的現實性と非現實性さへも

が、その分離性にも拘はらず、或る種の不決定を示す。不調和性は可能性からそれ等へ及ぶ。こゝでは必然性と可能性のみが眞に規定された様相である。凡ての論理的のものがこの規定性を示すのではない。實然的に定立されたものは、無矛盾のものでなければならぬ、併しそれはその充分な理由たる或る物からの結論として歸結することを要しないのである。

人は充足根據律が、判断關聯と推理關聯に於て特に充されてゐる、と考へることに慣れてゐる。このことは此の關聯の達する限り妥當するであらう、併しそれはさう遠くまでは達しない。この關聯は論理の領域を完全には貫かない。實在規定の遍通的法則はあるが、論理的規定の遍通的法則はない。各々の判断が充分な根據を持つてゐるのではない。そのことは必然判断にのみ妥當する、實然判断には妥當しない。根據律は論理の領域では、たゞ、論理的に必然的のものがその充分な根據を有する、と云ふことを意味し得るのみである。同義語反復の命題は、それを言表するに値しない。併し論理的に現實的に且つ實然的に定立される凡てのものが、論理的に必然的ではない、前提から歸結するもののみがさうである。

それ故「單に實然的なもの」は充分な根據をもたない。判断の一部分にのみ妥當する・そのやうな根據律は、遍通的な論理的法則ではない。それは精々推理法則として論理的法則である、普遍的な判断法則として、はなない。併しかく制限するとそれは無駄な命題である、何となれば論理的に必然的であると云ふことは、その前提に於て充足根據を有することだからである。根據律が、各々の判断が充分な根據を有するといふことを言ふならば、それは重要な論理的法則であらう。併しこれは判断の領域では事情に適合しない。それ故根據律が、必然判断が充分な理由をもつと言

ふならば、それは寧ろ何も言はないに等しい。それで遍通的な規定法則としては根據律は論理の領域から消える。

〔二〕 弱められた存在としての述語的存在

論理的なものは、合理論が考へたやうな遍通的規定性の境域ではない。それは一切を支配する「決定性」を缺く、「實在者の厳しさ」に對する類似物を持たない（第十五節の〔四〕、第十七節の〔五〕）。それは弱められた存在の境域である。その可能性は非決定的、その現實性は偶然的、その必然性は散在的、その規定には缺陷がある。述語的存在は一つの世界の統一にまで整合されることは出来ない、それは人が讚へたやうな遍通的の齊合性をもたない。勿論諸科學は、論理的齊合性を遍通的のものとなし、一切の實然的に判断されたものを必然的のものに高める傾向を有する。併しこの傾向は論理的のものではない、それは貫徹もしない。それ故それは假令論理學から來ても、まだ論理的なもの、法則ではないであらう。

論理的なもの、内部で眞に嚴密な齊合性のもは推理の領域のみである。推理に推理が加へられる限り、充分な根據と遍通的な規定が支配する。一切の結論は必然的である。「論理的齊合性」といふと誰も思はず推論式を考へる。そして何か、齊合的に推理されると、「それは論理的だ」と人は言ふ。推理連鎖がなくとも判断があること、推論式的齊合は決して判断のある所には何處へでも達するのでないことを、人は忘れてゐる。この齊合性は、實在規定の如く、全境域の限界に於てその制限を見るのではない。それは境域の眞中、で中斷される、一つの推理關聯は結合されず、他のものと並存してゐる、例へば、極少し違つた方向の科學の諸分科に於てさうである。然るに實在者に於ける對象領

域は決して結び付けられずにはゐないのである。到る處「單なる實然的なもの」が必然的のもの、間に挟まる。論理的なもの、領域は、或は矛盾的に響くかも知れないが、齊合性の領域たると共に不齊合性の領域でもある。

述語的存在はすなはち本來の存在ではない、自存ではない、たゞ判断に於て定立された存在である。これは實際眞理關係の此岸にあるものである、眞理關係は少くとも緊密に自存者に關係附けられたものであらう。述語的存在は眞偽に對すると同様に、實在的存在と非存在に對しても運動自由を有する。その普遍概念の不規定性の故に實在的には全然不可能なことが、矛盾なく成立する。それ故述語的存在は、取り除け難き不規定性の要素をもつた・弱められた存在である。その様相は曖昧であり、その間様相的法則は矛盾に陥る。

〔三〕 論理的可能性と現實性の諸アポリー

最大の困難は明かに論理的可能性に存する。論理的可能性は様相的不整合の源である、謂はゞ存在不規定性の純粹形式である。不規定性とは正に「可能」の様相に於て述語的存在と非存在とが共存することを意味する。論理的不規定性はそこから現實性へ擴がる。實在者に於ける如く、凡て可能なものは現實的でもある（可能性の實在法則）とここでは、凡て現實的であるものは必然的でもある（必然性の實在法則）。然るに判断に於ける如く、現實的であるものよりも別なものが可能であるところでは、現實的なものはそのものとしては必然的でない。必然性とは正に別様にもあり得ることが排斥されてあることなのである。

今後の考察に於ては、我々は次の關聯を明瞭に目の前に置かねばならぬ。即ち、論理的なものに於ては現實的でな

い「單に可能なもの」（實在者の領域では維持が出来なかつた。かの幽靈的な可能性）があるから、それ故——そしてたゞそれ故にのみ——論理的なもの、中には必然的でない「單に現實的なもの」もあるのである。

然るに他方、一切の論理的に現實的なものが、少くとも論理的に可能でなければならぬと云ふことは如何に了解すべきであらうか。何となれば論理的現實性は論理的可能性を豫想するからである。可能的なものが現實者の中に豫想されてゐるならば、一體如何にしてそれが單に可能的なものであり得やうか。蓋然的判断は、Pがあり得ることによつて非Pの存在も可能ならしめる。然るにSはそれがPである時には、少くともPであり得なければならぬ。然らば蓋然的判断に共に屬する「非Pであり得ること」は何處に残るか。それは現實存在に於て消えたのであるか。然る時は論理的可能性の半ばのみが論理的現實性の中に没了したことになる。可能性は現實性の中に豫想され且つ包含された様相としてそこで分裂してゐなければならぬだらう。然るに論理的可能性は分裂しない選言的可能性である。これは如何に調和するか。

換言すれば、可能性は現實性の豫想としてその中にはいる限り、「無記的の可能性」でなければならぬ（第三節の「二」）。無記的可能性とは、可能者（こゝではSのPであること）が現實であるかないかには無記的に成立する所の可能性と考ふべきである。然るに蓋然的判断に於て存在可能が選言的であるならば、それは對項（「Sは非Pでもあり得る」）を自己の中に含む。そしてこれは實然的の「SはPである」に對して無記ではない。何となれば「SはPである」は、Sは非Pでもあり得る時には妥當することは出来ないからである。それ故分裂しない可能性は論理的現實性の中にはいることは出来ない、何となれば選言的としてそれは無記的でないからである。

このことは必然性と可能性との關係に於てなほ一層尖鋭化される。論理的に必然的であることは少くとも論理的に可能でなければならぬ。論理的に可能でないものは、それは矛盾したものであらう。然るに論理的に必然的なことはその反對が矛盾したことである。然らば選言的可能性は豫想として如何にして必然性の中にはいるであらうか。選言的可能性とは、SはPであり得る、併し非Pでもあり得ると云ふことである。然るに必然性は、Sは非Pたることは出来ないことである。こゝでは矛盾は極めて明白である。可能性は、可能者が必然的か必然的でないかに對して無記的であればならぬだらう。然る時には豫想として必然性の中にはいり得るであらう。然るに選言的可能性としてはそれに對して無記的ではない。選言的可能性には他の項が即ちSの非Pであることの可能性が掛つてゐる。この他の項は必然性に對して相反的に——従つて丁度論理的に——矛盾する。我々は、論理的に必然的なものは、全然可能たることを要しないと云ふ結論をなすべきであらうか。かゝることは非論理的であらう。不可能なもの(矛盾的のもの)は論理的には決して如何なる仕方でも必然的ではあり得ない。

最後に現實性と必然性との關係に於て、より多く隠されてゐるが、同じ不整合が繰返される。必然的判斷は實然的判斷を包含する。論理的に必然的であるものは、それによつて論理的に現實的でもある。定立されてあることは歸結することよりも少ない、低い様相は高い様相の中に含まれてゐる。然るに現實者は判斷に於て單なる現實者である時には、それは偶然的なものである。然らば現實者は如何にして豫想として必然性の中にはいり得るか。實在者は、偶然的のものとして寧ろ必然性を排斥する。必然性は様相的根本法則によれば、現實者の必然性である。然るに現實者が偶然的ならば、それは非必然なもの、必然性となる。これは明かに矛盾である。

このアポリーにももう一つの他の形式を與へることが出来る。可能性の中にPと非Pの選言性が存する如く、現實性の中には偶然的のP存在と必然的のP存在との選言性が存する。この選言性は必然性の中にはいることは出来ない。選言性の他の項がそれを許さない。寧ろ現實性も必然性の中にはいり得るためには嚴密に無記的であればならぬだらう。併し選言的のものとしてそれは無記的ではない。現實性と必然性は判斷に於て排斥し合ふやうに見える。このことは甚だしく非論理的である。非現實的のものは論理的には決して必然的たることは出来ない。

〔四〕 論理的可能性の無記性に於ける曖昧

これ等のアポリーの展開を通じて、可能性は分裂しないものとして固守された。諸困難の焦點がこゝに存することは容易に見られる。何となれば可能性は分裂しないものとしてのみ選言的である。併し他方、第一無記性法則によれば、論理的可能性は寧ろ無記的である。さて無記的可能性は選言的ではない、それは寧ろ既に分裂してゐる、従つて二つの様相に分れなければならない。判斷の排斥法則は明かにこのやうな分裂を計算に入れてゐるのである(第三十七節の「五」法則一、三、四、六)。こゝでは何處でも存在可能性と非存在可能性とが判斷に於て別たれてゐる。即ち、論理的必然性と非存在可能性とは相互に排斥する、論理的不可能性と存在可能性も同様である。こゝで可能性を不分裂のまゝとし、即ち二つの場合、二者擇一の對項を共に取り入れる時には、排斥法則は矛盾的になる、何となれば必然性は存在可能性を排斥することは出来ないからである。不可能性は非存在可能性を排斥することは出来ないからである。しかも單に述語的存在に於てさうであるばかりでなく、一體にしてどの境域でもさうである。

こゝで一刀兩斷的に、論理的可能性は全然不分裂の可能性でないと云ふべきだらうか。従つて選言的でもないと言ふべきだらうか。

それこそ不可能である。論理的可能性は單なる無矛盾性に基く。それは極めて薄弱な部分的可能性である、即ち、Sに於て二三の特徴が成立する、そしてこれとPが調和するのである——併し決してそれから生ずるのではなくて——、従つて非Pは排斥されないのである。それはたゞ全體的条件連鎖の場合に排斥されるであらう。併しその時には實在可能性に於ける如く、Pの必然性が包含されるであらう。無矛盾性そのものは、弱い地盤である、それは非常に不規定的な様相を擔ひ得るのみである。これは謂はゞ眞の存在可能性の單なる消極的のものを、單なる豫備的条件を與へるのみである、従つてそれはPと非Pの非決定性を與へる。そしてこの非決定性は高い諸様相の中に共にはいり得ない所のものである。併しそれは論理的可能性から取り去られることは出来ない。

同一の困難は、論理的現實性に必然存在と偶然存在の非決定性が屬する限りそれに就ても形を變へて戻つて来る。非決定性は必然性の中に入り込むことは出来ない、何となれば必然性は寧ろ非決定性の廢棄だからである。併し非決定性は述語的存在に於ける現實性からも取り除けることは出来ない。然らざれば一切の實然的定立は同時に必然的の歸結を意味せねばならぬだらう。併しかゝることはないのである。

こゝでアポリーのもう一つの位相に移る。アポリーは論理的可能性の選言的及び無記的性格の關係の中に存する。この二つの性格は論理的可能性の中に共存せねばならぬ。併し兩者は寧ろ共存することは出来ない。實在可能性では兩者は廢棄されてあつた、だからそこではこのアポリーはない。實在可能性は分裂してゐる。然るに分裂しない可能

性は必然的に選言的である。併し同時にそれはこゝではより高い様相に對して無記的であるべきである、その中で自己を保たねばならぬ。併しその選言的性格はその中で自己を維持することは出来ない。従つて選言的可能性は、現實存在に對しても、又、必然存在に對しても無記的たることは出来ない。

さて勿論丁度Pと非Pの選言的關係も或る種の無記性を、即ち、單なる無矛盾性の二面性を意味する。無矛盾性は言ふ迄もなくPと非Pの同時存在可能を意味するのではない、却つて兩者の間の「これか——あれか」、即ち相互解離(選言)を意味する。たゞ兩者の非決定的な存在可能のみが共存するのである。その限り選言的可能性は兩者に對して無記的である。それが高い様相にはいらねばならぬ限り、無記性は別な意味を得るのである。可能者は、それが現實的且つ必然的になることによつて可能に止まらねばならぬ、即ちそれはそれが「單なる可能者」であるか、又は「單なる可能者でないもの」であるかに對して無記的でなければならぬ。

然るにこの様相的無記性の第二の本來の意味に於ては第一のものは廢棄される。このことは、論理の様相的無記性はそれ自身に於て曖昧であると云ふことを意味する。この無記性は根柢から二義的である、従つて一義的に把握されない、況んや間様相的關係に於て一義的に他の様相に關係付けられることは出来ない。さて論理的可能性がこの二重意味をもつならば、それが様相表に於て不統一的に、即ち一方には不分裂的選言的に、他方では分裂的且つ一面的に現はれるといふことは怪しむに足りない。

第三十九節 諸アポリーの解決

〔一〕 内的及び外的無記性

諸困難の焦點を一度發見すれば、それを取り除けることも可能である。と言つても、それをすぐ解決し得るといふ意味ではない。判断の領域は實際齊合の領域ではないのである。理論はそれを齊合にしようと欲するならば、それは誤認してゐるのである。

判断可能性に於ける無記性の二重意味を取り去ることが出来ないとしても、我々は論理學の怠つたことを果すことが出来る、即ち、二つの意義をそのものとして一義的に區別することが出来る。そのために、可能性のその二つの項に對する無記性と、可能性のより高い様相に對する無記性、即ち、可能性がより高い様相の中に入り込むか入り込まないかに對する無記性との間に區別を設けなければならない。前者はその意味に應じて「内的無記性」、後者は「外的無記性」と呼ぶことが出来る。

二つの無記性の對立は、内的無記性は「單なる可能者」そのもの、無記性であり、然るに外的無記性はこの可能者が「單なる可能者」であるか又は「單なる可能者でないもの」であるかに對する無記性に成立するといふことに於て、一義的に把握される。第二のものは判断の間様相的法則に入り込んだところのものである。第一のものは蓋然的判断に於て選言的性格を形成する所のものである。

同じことが弱められて論理的現實性にも妥當する。こゝでは必然と偶然（歸結することゝしないこと）の選言性は「内的無記性」の型を示す、それは「單なる現實者」の無記性である。それと並んで「單なる現實存在」か又は「單なる現實非存在」かの外的無記性、即ち必然性に入り得るか入り得ないかの無記性が成立する。

さて内外の無記性が同一の様相に於て共存する時には、兩者は互に葛藤に陥る、様相を引き別けて、それを曖昧にする。この曖昧が取り除けられない時には、この様相は弱められる、その一義性が奪はれる。この様相はそれ自身ではそれがはいつた間様相的關係に於けるよりも別なものである。「單なる蓋然者」は外的無記性をもたない、「單なる非蓋然者」は内的無記性をもたない。

かくて論理的可能性の軟化を認めることは不可避である。この可能性は、高い諸様相に對するその關係に於て、その内的性格を固守しない。嚴密に選言の様相は一體にして高い様相の中に含まれることは出来ないであらう。さて様相そのもの、中にも、又包含の中にも、直接論理的矛盾が存し得ないから、この軟化は、可能性は實際に於て選言の一項を以て高い様相の中にはいり、他項を以ては排斥されてゐる、即ちそれはこのはいることに於て分裂するといふ風に了解されねばならぬ。然るにこのことは、可能性は「内的無記性」を固守せず、却つて「外的無記性」を得ることによつてそれを棄てることを意味する。

可能性は恐らく即自的には分裂されず、選言的である（PはSに於て、非Pも可能であることによつてのみ可能である）、従つて述語的非決定性である。併し可能性はこの非決定性を、高い様相の中にはいることによつて、その中に持ち込まない。高い様相は規定性（被定立及び不可避的歸結）を有する、様相的決定性を有する。それ故論理的可

能性はその非決定性を固守しない。かくしてのみ、謂はゞ自己に不忠實になることによつて、判断の間様相的法則は一義的に成立するのである。

〔一〕 無矛盾性と不規定性

人はこれに相應して論理的可能性の概念を把握すべきであらう。それに於ける無矛盾性の意味は無條件的に固守されるべきである。この意味は、それ自身としては選言性と内的非決定性を喚起するものではない。寧ろ無矛盾性が於て働くかの關係性の限局がそれに責任がある。「矛盾律」は論理的自己法則ではない、理念的の存在法則である、この法則には、概念、判断、推理がそれに従ふといふことは外的のことである。理念的存在の境域ではこの法則は凡ゆる方面に於て充されてゐる、無矛盾性は唯一の斷絶のない關聯として全境域を貫く。それ故そこで何かゞ無矛盾的である時には、それは自己自身と調和するばかりでなく、他の一切の理念的存在とも調和する、従つて全境域と調和する、それによつてそれは一つの理念的現實者である。無矛盾性の原理は可能性の型の基礎を形成する限り、決して不規定性の原理ではない。

併し判断の領域では不規定性はこの原理にはいる、何となればこの原理はこゝでは内容的に制限されて現はれるからである。判断の領域は通通的關聯の領域ではない。こゝでは無矛盾性は常に豫め與へられたもの、又は豫想されたもの、一斷片に制限される、Sの一定の特徴に關係附けられる。Pがこれ等のものと調和する時には、それはSの論理的に可能な述語である。かくて初めて可能性は選言的となる、分裂しない「單なる可能存在」となる。SのPであることがこの仕方では可能である所では、勿論他の多くのものも可能に残る。この多くの他のもの、總和的表現はSの非P可能存在である。

この制限の達する限り、判断に於ける正の可能性は負の可能性と必然的に共存する。併し論理的なものは自身は制限を設けない、制限をたゞ中立的に受け取る。論理的なものは獨立な存在境域ではない。たゞ法則性のみが自己のもの、内容は與へられる。然るにこの内容はたゞ散在的に與へられる。それによつて關聯は限局され、それと共に無矛盾性も制限される。それ故可能性の非決定性は論理に於ては論理外のもの、作用である、その何かは豫め與へられてゐる。この豫めの所與がそこに出來上る・より大なる關聯によつて乗り越えられる時には、「單なる可能者」の活動領域は直ちに收縮する。

この收縮の限界の場合が必然的判然である。こゝではSの非Pであり得ることは凡て消失してゐる、そしてSのPであることが必然になる。それによつて蓋然的判断の中にあつた無矛盾性は廢棄されない、却つて取り上げられ完全になつてゐる。可能性はその非決定性を失つた、併し可結合的であることの根本構造は失はない。

推理の領域は論理的必然性の領域である。併しそれは判断の領域と一致しない、それを貫かない。それ故論理の全領域には何時も多く「單なる實然者」と「單なる蓋然者」が存立する。こゝに判断様相のアポリーをそれ以上解くことの出來ない限界がある。通通的な論理的關聯(規定)の理念的存在法則性と「偶然的」所與の無關聯性との間に於ける不一致の諸アポリーがある。その際、後者の偶然性は正に理念關聯に依存して成立するのである。それ自體では——實在關聯に於ては——經驗的なものは、その散在的所與性と共に決して偶然的ではない。併し全體の實在關聯は

そのものとしては、理念法則性から見れば、そしてその法則に對しては偶然的である。

〔三〕 内的及び外的無記性に對する無矛盾性の中立性

最後の諸考察は、判斷に於ける「單なる實然者」の出現を如何に了解すべきかをも示してゐる。こゝで明かに經驗的なもの、偶然性が感ぜられる。その形式は分離性である。それは單に論理的關聯に對する反對に於て成立する。勿論論理的可能性は既に關聯を豫想する、併しそれは制限された關聯である。それで「SはPである」といふ實然的判斷は、それが必然的判斷に移らない限り「非Pであり得ること」を廢棄させない。否定的の對項は肯定的實然的のPと存在と並存し續ける、何となればそれは別様にはあり得ないことを言はないからである。

必然性の實在法則が廢棄された處では可能性のそれも廢棄され、現實的のものが必然的でない所では、現實的以外の別なものも可能であることが示される。論理的現實性も弱められた様相である。これも不規定性の要素を有する、その曖昧性は論理的可能性のそれと同一である。前提からの歸結がはいり、定立されたものが別様にはあり得ない時、初めて不規定性が消える。必然性に於て初めて實然的のものが決定性を見出す、自己からではなく、必然性からである。推理に於て判斷は初めて論理的に完全になる。

それ故、内的及び外的無記性の葛藤は論理的可能性と現實性に於て残つてゐる。併しそれは述語的存在可能又は存在そのものを引き裂く性質のものではない。たゞそれに於ける一つの契機に關する。この契機は中心的のものではない。

併しこのことも論理的可能性に於て最もよく示される。論理的可能性が與へられた諸特徴に對する限られた關係性に於ての無矛盾性である限り、それは不分裂的に成立する。そこでは正の可能性は負の可能性と調和する。併しこの調和は包含ではない。それはSのそこに與へられた諸特徴がPに對して中立的である間成立する、このことはSの規定性が少ない時に妥當し得るのである。Pに中立的に立たない只一つの特徴Xが加はりさへすれば、關係は變る。然る時にはSの述語としてPのみが可能である、非Pは不可能である。又その逆も妥當する。

こゝからしてPであることの可能性は、初めから非Pであることの可能性とたゞ調和しただけで、それに結び付けられなかつたと云ふことが言はれる。それ故選言性は元來、論理的可能性の本質ではない、恰もそれが論理的現實性及び必然性に入り込むことがその本質でないのと同様である。後者がその本質ならば、一切の論理的に可能なことは亦論理的に現實的且つ必然的でなければならぬ。併し實際は明かにさうでない。もしその選言性がその本質ならば、論理的可能者は一體にして現實的(な定立)たることも、必然的(な歸結)たることも出來ないであらう、かゝることはそれ自身に於て矛盾である。何となれば、論理的に現實的なもの又は必然的なものは、その時は論理的に「可能でないもの」になるであらうからである。

このことは次のやうにも言へる。即ち、内的無記性も外的無記性も論理的可能性の本質に屬さない。兩者は相互に避けることによつて、可能性に於て存立し得るのである。何となれば兩者はそこで共存し得ないからである。然るに兩者の各々は一定の見地からはそれに加はらねばならぬ。それは「單なる可能者」として内的無記性を自己に持たね

ばならぬ、併し同時に現實的又は必然的のものとしては外的の無記性をもたねばならぬ。それ故それ自身の本質は兩者に對して中立的でなければならぬ。

論理的可能性のこの本質は可動的でなければならぬ、論理的關聯の到達距離(又はSの豫め與へられた特徴)に應じて、外的又は内的無記性を持ち得ねばならぬ。それ故論理的可能性はそれ自體では分裂してゐないが、併しそれは分裂することが出来る、そしてその時は二つの違つた様相に分れる、その各々は相手の様相によつて妨げられずに、實然的及び必然的判斷にはいるのである。この可動性は論理的可能性に於ける曖昧な點である、二義性、弱められた様相性格である。

無矛盾性を論理的可能性の本質核心と看做す時には、この關係はそれに於て容易に證明される。それは直ちに内的無記性とも外的無記性とも調和する。たゞ兩者と同時に調和しない。それは何處までも兩者に對して中立的である。「SはPであり得る」に於ける無矛盾性が、「Sは非Pであり得る」の中の無矛盾性と調和するが、併し一致しない。それは二つの違つた無矛盾性である。それ故一方が倒れても他は存立を続ける。同様に一方は論理的現實性と必然性の中にはいり、他は非現實性と不可能性の中にはいり得るのである。即ち、それは選言的關係の非決定性が決定性に移つた場合であつて、それは實然的判斷に於ける如く論理的に偶然的な定立によつても、必然的判斷に於ける如く嚴密な歸結によつても同様である。二つの場合に於て選言の一つの項が他の項から脱離する。決定は即ち他の項がなくなることである。無矛盾性はそれによつて損はれない。それはたゞ關係的に擴張され、完全にされるだけである。それはそのものとしては他の項の共に存立することには中立的である。それに於ける原理的のものは、可能性が

分裂してもしなくとも同一である。その限り次の如く言ふことも出来る。即ち、論理的可能性の本質は丁度その中立性である、内外無記性の相互に排斥する不安定の契機に對する可動性であると。論理的可能性は弱い様相であるが、併しそれは自己のこの様相性格に何處までも忠實である。

同じことが論理的現實性に就ても示される。定立されてあることをその本質核心と看做す時には、それは、「單に現實的なもの」に關しても、又は「必然的であるもの」に關しても同一である。「單に現實的なもの」は偶然的である。併し定立されてあることそのことはそれと同一ではない。定立されてあることは寧ろその偶然存在又は必然存在に對して中立的である。この兩者は被定立に於て選言的に立つが、併しその共存立は、たゞ兩者が被定立と調和することを意味するのみで、兩者が不離に結合されてゐるといふことは意味しない。論理的現實性に於ても、内外の無記性は互に避けねばならぬ。それが必然性の中にはいる際に(即ち定立されたものが前提の歸結になる時に)、内的無記性は外的無記性に席を譲る。偶然的な被定立は、それに先立つ被定立との必然的な共被定立の中に自己を廢棄する。併し被定立そのことは依然として同一である。

〔四〕 論理的偶然性の諸アポリー

論理的様相の表を判斷の様相によつて定位すると(第八圖 第三十六節の二)に於てなされた如く、そこでは偶然的なものには場所がない。偶然性には特殊の判斷の型はない、必然性にそれがあつたとは違ふ。必然的判斷はその(不可避的歸結の)様相意味からは無對立に立つ。否定的可能性も決して非歸結を意味しない。これは偶然性とは全然別なもの

である。これは勿論肯定的 \parallel 必然的判斷とは嚴密な相反的矛盾的對立に立つ、併しそれは他の一つの契機からである。「SはPでなければならぬ」と「Sは非Pでもあり得る」といふ判斷は相互に排斥するが、併したゞ他の述語(非P)の迂路に於てある。これは歸結、非歸結とは全然關係がないのである。否定的な可能性に對する反對に於て、論理的必然性ではたゞ非Pの可能性が排斥される。併し偶然性に對する反對に於てはそこでは非歸結が排斥される。

それ故この關係の特質は次の如くである。即ち、論理的必然性は同時に二種類の矛盾的對立に立つ、偶然性と否定的可能性に對してある。然るに二つの對項は全く違つた様相であるから、偶然性に反對する場合の必然性は否定的可能性に反對する場合とは明かに同一のものでない。さて上に與へた判斷の様相表に於ては必然性はたゞ否定的可能性に對立するが故に(何となれば否定的可能性は何時も不分裂的可能性の中に含まれてゐるから)、この表では必然性はその契機の一つによつて代表されてゐる、そしてこの契機は丁度必然性に於ける中心的、本來的のものではないのである。その本來的のものは「歸結すること」に存する、併しこれに對しては對立様相はない。

それが無いのは勿論當然と言へやう、何となればそれは判斷に於ては全然現はれないからである(それは實在境域の内部で現はれないから、實在様相に於ても缺けてゐる)。併しさうすると、一切の實然的に定立されたものは、また必然的に前提から歸結しなければならぬ。併し明かにかゝることはない。論理的現實者は何處までも論理的に偶然的たり得るのである。その上判斷の間様相的法則は、それに於ける偶然者が著しい役割を演ずること、決してそれから取り除け得ないことを示した。一つの様相の一切の外的無記性は二方面的である、これは二つの矛盾對立的な反對様相の間に働くのである。それ故論理的現實性が論理的必然性に對して無記である時には、それによつてそれは寧

ろ論理的必然性と偶然性に對して無記である。論理的非現實性が論理的不可能性に對して無記である時には、それは寧ろ(非存在の)不可能性と偶然性に對して無記である。これが、何故偶然性がやはり判斷の様相に屬するかの二つの理由である。偶然性の場所が見出されない表は完全たることは出来ない。問題は如何にしてそれを入れるかである。

第三の理由は類と種の關係に於て、並に論理的な概念ピラミットの構造に於て見られる。一つの類の下に種の系列が何回現はれても、種は類から見れば偶然的である。種は類の下で可能でなければならぬ。併しそれからして必然的に存在することを要さない。それ等は類から歸結しない。類の諸特徴は「種的相違」は保證しない、類の諸特徴はただ自己と矛盾する一切の「相違」を排斥する。それ故一系の「種」が類の下に與へられてゐる時、これ等の種は論理的に現實的のものを形成する、それは類からは可能であるが、併し必然的ではない。それ故こゝでは偶然性は既に包攝關係そのもの、中に含まれてゐる。この關係は「種」への下降に於て常にたゞ類の共通の特徴のみを規定し、特殊のものは規定しないで置く。間隙のない内容的關聯が成立する時に、このことは初めて變化する。併しこの關聯は論理的に先取されない。論理學は形式的法則に過ぎない。

たゞ推理の領域でのみ偶然は排除される。併し推理は判斷及び概念の全領域を支配しない。推理自身散在的な關聯に過ぎない。その限り論理的偶然的なものは却つて推理から最もよく見られる。こゝでは偶然的のものは(實在者に於ける如く)、境域の限界にのみあるのではなく、その眞中にもある。それは推理の連鎖の始まる處と、それが止む處では、何處でも見られる。必然性は關係的である、必然性は依存の關係が論理的に立てられる限り達するのである。然るにこの關係は所與のある處には何處でも立てられるのではない。かくしてそれは様相包含の第一原理と一致

する、即ち高い積極的の判断様相は低いものを包含する、併し低いものは高いものを包含しない(第三十七節の(三))。定立されたものは無矛盾的でなければならぬ、自己に於ても、先立つて定立されたものへの關係に於ても、併しそれは歸結することを要しない。

〔五〕 判断偶然性と判断必然性

それ故、判断様相の表は一方からは偶然性の場所をもたないが、併し他方からはそれを持つべきである。このアポリーは如何に解決すべきであるか。

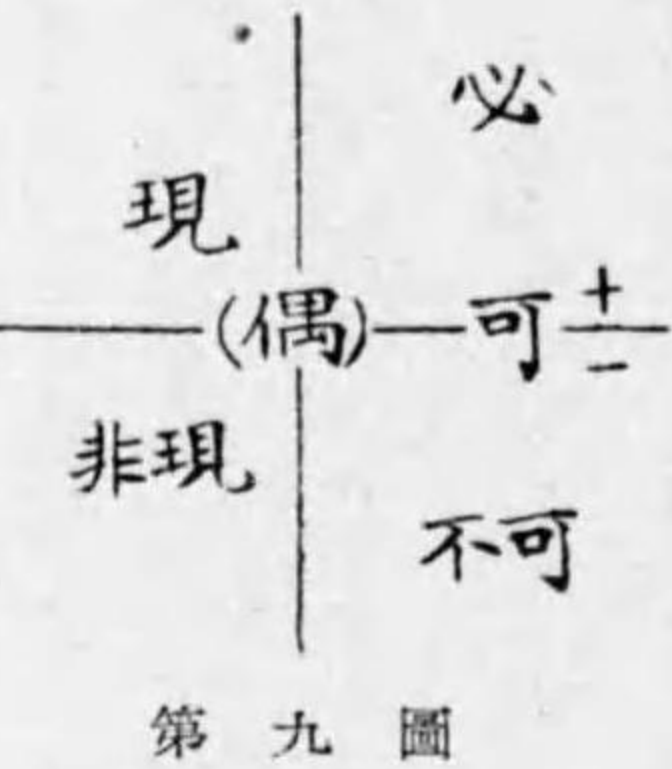
偶然的なものは「單なる實然者」に於て求めることが出来る。其の時はそれは他の様相によつて掩はれてゐる。併しこれは、分離された論理的現實性は寧ろ必然性と偶然性に對して無記であり、同様に分離された非現實性は不可能性と負の偶然性に對して無記である限り、不充分である。偶然性はそのものとしては、それに對して中立的に立つ所のものと一致することは出来ない。その上論理的現實者は、非存在の必然性と可能性に對して無記であり、非現實性は存在の不可能性と可能性に對して無記であるから、そこで我々はそれによつて再び必然性の二重に矛盾的な對立位置、並に可能性に對する偶然性の兩義的の位置に戻つて來るのである。

純粹に形式的にそれから結論を引き出さうとすれば、偶然性は特有な二重様相として——即ち存在と非存在の偶然性として——可能性の傍に、即ちそれと同一の限界線(水平線)の上に置かねばならぬ。併しそれによつて論理的様相の表を破壊することになる、何となればその時には偶然性は當然可能性の代りの場所に來ねばならぬからである。

垂、直線、の別の側へそれを置くことは出来ない(第八圖)。然る時にはそれは絶対的様相の中に来ることになるからである、併しそれは絶対的様相には屬さないのである。それは關係性からの中立的の分離を意味しない、その否定、又はそれへの外部の位置を意味する。このこと自身また一つの否定の形式である。その上、現實性の無記性は線の右方の位置を要求する、何となれば一切の無記性は線を越すからである。他方それは(第五圖の如くに)、水平の限界線の下に置くことも出来ない、何となればそれは純粹に否定的の様相でないからである。それはたゞ必然性の否定である(歸結することの否定であつて、定立されることの否定ではない)。それは假令同一のもの、偶然性でなくとも、存在と非存在との偶然性である。それはそこで丁度正しく分裂しない可能性の傍に立つのである。

これ等の事情を精々考慮して、偶然性は謂は、(これは括弧が示す)二つの限界線の切點に置くことが出来る(上の

第三圖の(三)の如く)。それによつて少くともその様相性格の不安定性が表現される。



第九圖

と言ふのは偶然性は、選言的可能性の如く同時に積極的且つ消極的様相であるばかりでなく、更に同時に絶対的且つ關係的様相であり、従つて對立の間を、しかも二つの部面に於て動搖するのである。偶然性は否定的可能性(可)と並行的に、必然性に對して矛盾的對立をなす、積極的可能性と並行的に不可能性に對して矛盾的對立をなす。現實性の内的無記性、並に非現實性のそれから見て、偶然性はこれによつて正しく立

てられてゐる。併し他方それは三つの關係の様相とも對立する、但、それは、絶対的様相——即ち單に一切の關係からの分離を意味し、そして肯定的には「單なる現實者」の背後に、否定的には「單なる非現實者」の背後に隠れる所

の絶對の様相としてある。

兎も角それによつて形式的に論理の間様相的法則を満足せしめることが出来る。關係の一義性はこのやうにしては恢復することは出来ない。偶然性がその不安定性と多義性を持込むだけ、一義性は犯される。偶然性は、自己が關係する一切の様相にそれを感染させる。可能性は感染の度は少ないが、現實性と非現實性はその度が最も多い。可能性はそれ自身既に同様の不規定性である。單なる無矛盾性としての（しかも内容的に制限されたものとしての）、分裂しない可能性の出現は、即ち偶然性に論理的境域への入場を許すところのものである。可能性が實在者に於ける如く分裂した（但、單に分裂した）所では、偶然性は排除される。何となればそこでは必然的でないものは可能でないからである。實在者の一義性と決定性とはそこに根差したのであつた。

〔六〕 論理的なものに於ける非論理的なもの

必然性（及びそれと共に不可能性）は、それが達する限り、自己の權利を犯されない、その限り偶然を排除するからである。併しその範圍は限られる、散在的になる。論理的なもの、理念的法則性は、概念及び判断の全領域を一貫する傾向を有する。この一貫は前提からの遍通的な歸結であらう、それは境域の限界でのみ自己を撤廢するを要するのみである。この一貫に對して、偶然者の侵入は、全く別な遙かに狭い・自然的の限界とは少しも一致しない限界を置く。かくて論理的なもの、法則性は一種の半端に止まる、それは非論理的の要素を自己に含む。勿論嚴密な推理關係がそこにある、併しそれは境域を支配しない、斷片に結び付けられてゐる。而して如何なる前進もそれを完全に

しない。

兎に角論理的必然性は少くともそれが達する限り侵されぬ。必然性そのもの、中には偶然性も侵入が出来ない。論理的現實性と非現實性とは別である。これは論理的偶然者の本來の活動領域である。これは謂はゞ必然性によつて棄てられ、論理的必然性の到達範圍の外部に於て非論理的な不規則性に委ねられてゐる。無矛盾性のみは勿論それは何處までも附いて行くが、そのみではそれを堅固な關係に保つことは出来ない、それは自己の制限性によつて不規定性に陥つたのである。

かくして實然的判断は、「單なる現實存在」（及び非現實存在）の陳述として、論理的推理から分離して、理由律から引き離されて、論理的境域に於て異物の如く現はれる。しかも論理的形成に自己を委ねる質料的内容的なもの、全重みは丁度このものに存するのである。それは自體的に偶然的なものではない、寧ろそれ自身としては偶然性と必然性とに對して無記である。併しそれは事實上廣い範圍で論理的に偶然的である。その限りそれは論理的なものに於ける非論理的のものである。

このことは上述の論理的境域に於ける事情に正確に相應する。こゝで理念的存在法則性と經驗的散在的所與性とが出遇ふ。判断の領域はこの異質の力の戦ひの場である（第三十六節の二）。判断は形式的には理念法則性に從ふが、併しそれによつて異物を征服しない。かくて征服されない大量は單なる實然的判断に於て論理的偶然者として残るのである。

論理の領域は中間領域である。それはその絶對の様相によつては、實在者とその連續的過程——この過程は理念者からは常に偶然的のものである——に、その關係の様相によつて理念的存在に、結び付けられる。それは思想の平

面に於ける二つの存在領域の不完全な調停である。この不調和性が、その様相及び間様相的關係に於ける内的の取り去り難き不一致である。

論理的偶然者のアポリーは判断境域の内部では解かれない。それは存在論的には解かれ得るが、併したゞ論理的なもの、二つの存在領域に對する限界關係からと、その様相的對立とからのみである。然るにその様相が問題である述語的存在は、依然として弱められた存在である。假令高い處からそれに於ける不一致性が解かれてもさうである。これ等の不一致性はその領域の中では解けないのである。その様相表は統一的ではない、その妥當領域は征服されない不規定性の領域である。偶然はその境域に入るを許され、そしてそれに對して半端の宣告を下した。偶然は論理的なものに於ける非論理的なものである。

第二章 理念的存在的の様相

第四十節 本質様相の特質

(一) 述語的存在と理念的存在

論理の領域では何處でも、苟も思想がそれに高まるところでは、既に理念的の存在と密接してゐる。論理的構造の核心は本質法則性である。推理に於ては最も嚴密にこの法則が支配する。論理的歸結が拒否出来ないのは、本質必然性がそこから話してゐるからである。本質必然性は最もよく知られた明瞭至極な様相である。この様相を越して、理念的存在の境域は、論理的なものから直接にはいられる。論理的結論に従ふ時には既に理念的境域に立つてゐるのである。

それで昔から人は論理の領域と本質の領域とを同一視する傾きがあつた。合理論は實際その上に概念の形而上學を建てた、この形而上學は一切の領域を支配するかに見えたが、たゞ實在的定在(現存)に於てその限界を見出した。この同一視から來る誘惑は今日でもまだ止んでゐない。この誘惑は今日現相學と對象論とに於て、嘗て昔の大家達に於けると殆ど同様に潑刺としてゐる。

これに對して前節の問題學的經驗は高い批評的の價值を有する。概念と判断の領域は推理の領域と一致しない。論

理的境域は既にそれ自身に於て同質ではない。この境域はたゞ一面的に理念的存在から規定されてゐるのみで、他の方面からは非本質的のもの、本質からは偶然的のものがはいつて来る。理念的必然性は貫徹しない。論理の他の様相は決して本質様相に相應しない。經驗的實在所與から生じ、必然性に對して異物であるところの論理的現實性とか非現實性といふ如きものは、理念的の存在にはない。それは理念的の存在にはいらない、何となれば現存性格を有する個々の場合はこゝに達しないからである。理念的の存在は本質關聯のみを包含する。これ等は必然的に普遍的である、實在と實現に對して無記である、従つてまた場合の一又は多に對して、實在個性と實在普遍性に對して無記である。「現實であること」の意味はこゝで全く別である。従つて必然性に對するその地位も別である。

このことは理念的の可能性に於て一層明瞭になる。これは論理的の可能性と無矛盾性の形式を共有する。併し無矛盾性そのものは、その關聯が何處まで達するかによつて色々に違ふ。論理ではそれが包括するのは限られた系列の特徴に過ぎない。本質の領域では、それは一體にして理念的に成立するところのもの、全體を包括する。この全體は通通的な結合性を有し、そしてこの全體に對しては、本質可能であるべきものは無矛盾的に立たねばならぬ。理念的存在では丁度論理を不統一にした限局が廢棄されたのである。その領域は思想の領域ではない。こゝでは經驗的な通路に對する背後の結び付きがない、それは實在者への關係が缺けるからではなく、通路があること、與へられてゐること、定立されてゐることが問題でないからである。本質領域は思惟と知識の偶然性から、同様に實在者の時間性と個性とから引き離されてゐる。それは思想がそれに従ふか、どれだけそれに従ふか、又どれだけそれを自己の形式で述べ得るかには無記的に成立する。それは概念や判斷の領域でも、又推理の領域でもない、それは述語的存在ではない。

理念的の存在は、それ自體定立とか妥當とかとは何の關係もない。自己の様相を具備した陳述は、それを近似的に掴み且つ述べる事が出来る。併し叙述が完全でも、それは叙述されたものと一致しない。理念的の存在は自存であつて、それ自身把握されることから獨立である。それ故それは弱められた存在でもない、従つてそれは様相的曖昧、不規定性、——その限界内では——また偶然性をも知らぬことが期待されるかも知れない。實際それは寧ろ昔から、それに對しては他の一切のもの、實在者さへ偶然的に見えるものと考へられてゐる。^{*}

^{*} 『存在論の基礎附け』(一九三五年)に於て、理念的の存在の位置と所與に就て論定されたことが、こゝでも、又次に於ても到る處で豫想されてゐる。同書第四篇、特に第四十一節乃至四十五節参照。

必然性の概念が歴史的に本質性のそれと固く結び付いて來たことには理由がなくはない。この結び付きは動かせない。そして別種の必然性もあることを忘れなかつたならば、それから誤れる結論も生じなかつたであらう。

〔二〕 理念的及び實在的存在。兩者の様相の類縁と反對

これ等の豫備的考察は、論理的様相及びその間様相的關係を理念的の存在に於て再び見出すことが出来るかも知れないといふ期待を第一歩に於て直ちに終結せしめる。寧ろ理念的の存在が實在的存在に近いことを知らせる。兩存在領域に共通なことは、その存在が眞の、本來的の、弱められない存在であることである。そこで全く反對のことを期待せねばならぬ。本質領域には實在者の厳しさと決定性への類似物がなければならぬ。

そしてそれは間様相的關係に於て表現されねばならぬから、この關係は實在者のそれと似てゐるといふことが期待される。就中、可能性の分裂法則が再び力を得なければなるまい。それと共に既に形式的の理由から一切の無記性が消えるであらう。そのことから更に次のことが歸結せねばならぬだらう。即ち、(一)一切の正の様相は負の様相を排斥せねばならぬ。(二)一切の正の様相は相互に包含せねばならぬ、一切の負の様相も同様である。要するに實在の間様相的關係の三つの原理が再來しなければならぬだらう(第十四節の(三))。かくしてそれは、本質領域の獨立の存在性格によく相應するであらう。そして本質關係が實在者の中に深く規定的に入り込むといふ事實がそれと調和するであらう。

併し實際はさうあり得ない。極簡単な考察もそのことを明瞭に證明する。或る境域の存在性格は、その様相及び間様相的關係の特質に成立する。様相及び間様相的關係はその存在性格の存在論的の陳述である。さて二つの境域の様相と間様相的關係が完全に同一である時には、その在り方も同一である。このことは、境域そのものも同一であることを意味する。然る時は寧ろ兩者は合して一つの境域を形成し、その内部でたゞ特殊領域が區別され得るのみである。かくして兎に角我々は、實在者に於て、不完全な實在性の領域と完全な實在性の領域とを區別することが出来る。同様に論理的なもの、内部で、推理と歸結の領域を單に實然的なもの、領域から區別することが出来る、併し二つの場合に於て、區別は境域の根本性格に密接して止まつてゐる。これに反して理念的存在と實在的存在とは根本的に違ふ、極端な對立性を示す。數、三角、働き本質、價值は、物、出來事、人、情勢とは別なものであるばかりでなく、それ等は根本的に違つた仕方にてそれがあつたものである。後者は一回的、時間的、生滅的、個的である、

それ自身物質的であるか、又はそれに結び付けられてゐる。前者は無時間的、永遠で、生滅を超越し、普遍的、非物質的である。この深い非類似性は、人をして實在者のみを見在として認め、理念者には本來の存在を拒否することに導いた。それによつて後者を論理的のものに餘りに密接せしめ、やがてそれから區別すべき手懸りを見出し得なくなつたのである。

これは少くとも理解され得る誤解である。相違はこゝでは隠されてゐる。然るに理念的存在と實在的存在との間の相違は明瞭に現はれてゐる、プラトン以來もはや誤認されたこともない。理念者そのもの、領域はこれを誤認し、又は否定するやうなことがあつても、これを物や出來事の世界と混同した人はない。

かく在り方の相違が確立して居れば、兩境域の様相及び間様相的關係にも必然的に相違がなければならぬ。しかも在り方の對立を擔ふのに、範疇的に充分な相違がなければならぬ。この相違は何處に求むべきかは、この後の分析に於て初めて明かになるのであらう。

〔三〕 絶對的様相の後退と關係的様相の獨裁

さてこゝで直ちに、本質様相そのもの、性格に關し、理念的在り方に取つて明かに深い特色である所の、よく知られた本質區別が現はれてゐる。即ちそれは「現實と非現實」との對立の褪色、即ち絶對的様相の第二陣への後退である。このことは、可能性と必然性、並にその否定的對項が本質の世界に於ては殆ど獨裁的に支配してゐることを意味する。

然るに兩者は關係の様相として（様相的根本法則に従つて、第七節）現實性への依存を自己に有するから、現實性の後退は同時にこれ等のものそのものをも變化せしめずには置かない。可能性及び必然性はそれ自身こゝでは變つた様相性格を示さなければならぬ、しかも正に於ても負に於てもさうである。然るにこのことは、様相は凡て根本から變つた意味を得るといふことを意味する。それ故形式的には同一の間様相的法則さへも、それ等に於ては實際實在様相のそれとは違つた關係でなければならぬ。

さてこゝで根柢に存する現相は、よく知られたものであるが、併しそれを少しでも正確に叙述することは簡單ではない。こゝですぐ考へられることは、本質の個々の場合に對する無記性である、本質は個々の場合に於て實現されて現はれ、經驗的偶然者としての個々のものから自己を分離することが出来るのである。實在の場合は色々の本質法則の下に立つのである。

現相學はこの關係を自己の方法の基礎にした。即ち、それは實在現實者に於て始め、その實在現實性を偶然的なものとして括弧付け、對象の種的性格から不離のものを、即ちそれに本質、必然的に屬するものを括弧の外に取り出す。それ故こゝでは現實性は括弧付けられ、必然的なものは取り出される。これはプラトンのアイドスの探究以來、純粹な *essentia*（本質）を、しかも發見された本質を如何に形而上學的に利用するかといふことには關係なく追求した一切の人々の遣り方であつた。こゝでは理念的存在は實在的存在から、しかもそれとの對立に於て見られた。これが人々が常に見て來た見方である。併し在り方の相違はこゝでは既に知られたものとして豫想されてゐる。實際は知られてゐないのである。人が實在者に於て本質特徴を例證的に指示する、確信は、この關係の存在論的的了解とは何の關係

もない。關係は固より與へられてゐる、併し了解されないものとしてある。兩者の在り方から了解が出来さうであるが、併しその在り方が不可解なのである。様相分析が初めてその内部を照し得るのである。併しそれをなすべき方法の手懸りが全くないのである。

さてこゝで括弧付けられるのは如何なる現實性か。本質のそれではあるまい。従つて本質の領域に於ける存立を意味するだけの理念的現實性ではない。これは本質的として残る方のもので、それが何を意味しようと、一緒に括弧の外に出される。排除されるのは何處までも實在現實性のみである。従つて現相學的括弧付け、及びそれと方法に於て類似してゐる一切のものは、理念的存在に於ける現實性の後退の證明として妥當せしめることは出来ない。何となればこの後退は理念的な存在現實性そのもの、後退であるからである。

寧ろ我々はこの括弧付けを反對のことに利用することが出来る。何となればそこで示されるものは、或る種の事實的、理念的に於いて表現されるからである。それは所與に、可立證性に齎らされる、従つて理念的存在の性質をもたねばならぬ。人は事柄の本質に於てさうあるものを把握する。示されたものは本質現實性の様相に於て現はれる。

併しこれも豫想された關係の「最後の根據」ではない。こゝには寧ろ方法の一種の自己誤認がある。現相學者は個個現相を分離しこれを注意して眺めて、そこで見出したまゝに叙述すると思つてゐる。彼は分離的、點描的の直觀で研究する。併しこの遣り方が既に制約されてゐる。それは一點に集中はされるが、併しそれが既に豫想し、既に知つてゐる諸本質の構造關聯から出て來るのである。點描的直觀の背後に既に共觀的直觀が立つてゐる、たゞそれは自明として受取られるので、勘定に入れられないのである。併しそれが無力であるか、又は不充分に先行する處では、點

描的に觀られたものも貧弱になる。それは關聯に於ける支へを持たない。人は結果を單純に「さうだ」とするが、併しその際人が觀られたものとして妥當せしめる一切のことは、既に他の仕方では知られたものとの共存立可能の吟味——即ち無矛盾性の吟味——に堪へたものであることを忘れてゐる。否、更に人は既に把握した本質特徴と不可離に關聯したものを、従つてこれ等の特徴からして本質必然的と見られたものゝみを妥當せしめたことを忘れてゐるのである。それ故こゝでも人は實際は理念的可能性と必然性に頼つてゐるのである。たゞ結果に現はれる如き確説の形式のみが、研究者に、單に理念的な現實者の様相として見えるのである。それ故この認識方法では本質様相への接近は、根本的に阻まれてゐるのである。人は別な方法を求むべきである。

〔四〕 隨伴的様相契機としての本質現實性

これに對しては、昔から凡ゆる方面で試された方法によつてその對象を取扱つてゐる知識領域に於て定位することは、遙かに教訓的である。この大なる例は數學である。こゝにも可立證的な結果がある。三角に於ける角の總和の命題は單に「さうだ」を表現する。一切の正の實數の對數があること、負數の對數のないこと、この「ある」「ない」は明白に數學的存在、非存在を言表する。何處かで理念的現實性が掴まれるならば、それはこゝで、即ち數學的現存の概念に於てなければならぬ。

こゝで二つのことが見られる。一つは、純粹にそのものとしての理念的の現實性、非現實性がある。それは本質の單なる存立に存する、その場所に、その本質關聯に於て存立することにある。數學的現存はこゝで特殊の場合に過ぎない。それ自體では一切の理念的存在者は「理念的の現存」を有する、即ちその領域に於ける存立を有する。しかもそれは、何か他の領域に於ても、例へば意識の領域に於て、論理的なものに於て、又は實在者に於て存立することには全然かゝはらない。この凡ては理念的現實性に對して何の役割をも演じないのである。次に、このことに於て、この理念的現實性、又は理念的現存は、それ自身の領域に於ては從屬的の役割を演ずると云ふことも見られる。それは理念的存在者に於て、言ふ迄もなく隨伴的な、内容に於ても在り方に於ても重要でない様相契機の役割を演ずる。

即ち、よく見ると、數學的現存の立證に於ては理念的の可能性と必然性の提示が問題であることが知られる。否定的の場合を見ると、このことは極めて明瞭である。負數の對數のないことは、内容的關聯から（そしてそれからのみ一體にして明かになる）、それがあり得ないといふことが了解されるべきである。その根據は示され得る。その根據は對數作用の姿に於て存する。「それがない」の背後に不可能性が存する。

同様に「それがある」の背後に可能性と必然性が存する。一切の正の實數の對數があると云ふことは次のことを意味する。(一) 各々の正の實數に對して一つの對數が可能である。(二) そしてそれはその各々に對して必然的である。作用はそれに対する活動餘地を有する、作用はそれを含まねばならない。この二つのことは人は明確に知ることが出来る、假令或る一つの數の一定の對數は持たなくとも、又は充分正確に計算し出せなくとも。法則は特殊の場合には關係がない、法則はこの數學的に一般的な可能性と必然性を言ふに外ならない。こゝで一切の問題は關聯様相に掛つてゐる。然る時は理念的現實性は一つの自明の事柄である。

數學の(現存的でない)普通の命題で、このことは一層遙かに自明的である。三角形の總和の命題に於て、問題は角の總和があるとか、それが單に二直角に等しいと云ふのではなく、角の大きさが色々に變つてもこの大きさの恒常が如何に可能であるか、何故それが必然であるか、問題である。證明はこのことを述べるのに外ならない。

第四十一節 本質様相の暫定的把握

〔一〕 逆說的包含法則の移讓

かくして實際に理念的存在境域に於ける關係的様相の一種の獨裁に達した。或る物が理念的に可能であると云ふので充分である、それによつてそれは既に「理念的實在者」として存立するのである。こゝにはこれ以外の現實性はないのである。これが既に充分な理念的存在である。それ以上には實在現實性があるのみであるが、これはこゝでは問題でない。これに對しては、本質可能性ばかりなく、本質現實性も無記である。それは他の存在境域に屬するので、それと共に他の可能性と必然性も始まるのである。

關係的様相の獨裁は理念的存在の一般的關係性を意味する。理念的存在は主として關係に成立する。それは純粹な關聯、關係、所屬、法則性の領域を形成する、即ち、屢々人が言ふ如く、純粹な形式及び形式法則性の領域を形成する。昔から「本質」は純粹形式として了解されたのである。

このことは即ち實在性、時間性、個性(個々の場合)、物質性に對する無記性を意味する。本質の屬するのは薄い大氣である。その存在は薄い、そして謂はゞ格下げされた存在である。それは論理的述語的存在の如く軟化された存在ではない。それは眞の自存である。それは何處までも特有な、値切ることの出来ない嚴格性と決定性を有する。そこで、存在の嚴しささへ成立する。併しそれは實在者の嚴しさとは違ふ。それは重さのない、軽い、浮動的な、形式的な存在である。

この事情は、勿論何時もたゞ比喻によつて把握され得るのみであるが、理念的存在といふ術語によつてよく直觀化される。たゞこの術語を主觀的に、又はたゞ論理的に解すことを用心せねばならぬ。こゝで限界を正確に保てば——この限界は純粹な關係性のみ掛つてゐる——上述の結論の意味で次の如く言ふことが出来る。即ち、理念的に可能なものとは凡て、それによつて理念的に現實的でもある(本質の領域に於てその存立を持つ)と。

さてこの命題は明かに「可能性の實在法則」に對する形式的類似物である(第十四節の(六))。併し意味は全く違ふ。それが結び付けるものは、構造的に全く違つた様相である。實在者に於てはこの命題は形式的な明證をもたない、そこでは逆說的の命題である、その妥當性に就ては人は迂路によつて初めて確信し得るのみである。理念的存在では——現實存在の格下げられた意味で——それは全く明證的である。こゝでは可能性は條件の全體に關しない、單なる無矛盾性である。勿論、廣く分岐した關聯に於ける無矛盾性で、單に論理的な制限された無矛盾性ではない。併しそれは、それ自體に於て理念的存立を形成するのに、無矛盾的適合の分岐した關係で充分であると云ふ風にある。

さてこれによつて理念的存在の全同様相的法則に對する基礎が発見されたやうに見える。何となればこの仕方では理念的に可能であるところのものは、また理念的に必然的でもなければならぬことが期待されてよいからである。かゝ

るものとしてそれは本質の間に必然的にその位置を有するからである。その位置をそれに拒み得るやうな審廷はない。これによつて實在者から學んだ逆説的な包含法則も、適當な變更を加へて（即ち様相そのもの、同様な意味變更によつて）、理念的存在にも移されるかのやうである。一切の理念的現實者はまた理念的に必然的であらう、一切の理念的非現實者はまた不可能で、否定的可能者はまた理念的に非現實的、不可能的であらう。

こゝから可能性の分裂法則も戻らうと推論されねばならぬやうである。何となれば丁度この包含は可能性が二つの違つた様相に分裂するところでのみ成立し得るからである。これが無矛盾性としての理念的の可能性の意味と調和するかどうかは、今の處まだ研究外である。それには別な研究を要する。今の處、逆説的包含法則の理念的存在への移譲を妥當せしめよう。結論がその維持され得ることを最もよく教へるであらう。

〔二〕 本質可能性の活動領域とその局限

この間様相的關係に相應して様相表を立てるならば、現實性と非現實性の變つた意味を顧慮せねばならぬ。兩者とも理念的存在に於ては、存在と非存在の可能性と並んで特別の役割を演じない、兩者は可能性と共に定立される、そして自明的のものである、存在可能、非存在可能以上のことは意味しない。それ故それは表では括弧して、分裂した可能性の二つの項の傍に置かねばならぬ（第十圖）。可能性の二つの項の上にも下にもなく、二つの項より多くも少なくもない。純粹に隨伴的の様相である。他方それは垂直の分離線の反對側に残る、何となればさうは言つても別なことを、存立と非存立とを意味するからである。

可能性と必然性とはこゝでも現實的なものに依存する、外的並に內的依存性の意味で。併し內的依存性はその重みを失つてゐる、即ち、必然性と可能性は理念的存立のそれであると云ふことは、關係そのものを言ふに過ぎない。兩者は固よりこの存在の領域では獨裁的であるが、併しこの獨裁には重みがない。何となれば

	必可+	可-	不可
(現)			
(非現)			

第十圖

兩者が支配する所ものは、それ自身の組立に外ならない。兩者は、於て以て成立する關係性以外の内容を持たない。本質の領域は空に走る關係の領域である、それ自身の關係そのもの以外の基礎をもたない。純粹にそれ自身で見れば、それは同じように無本質の領域と言つ

てもよいであらう。それは自己がその本質を形成する實在者の見地から初めて本質領域となるのである。

このことは古い「純粹形式」の領域の觀念とよく調和する。これ等の形式は如何なる形而上學的把握に於ても格下げされた存在であつた、これを眞の「存在者」又は存在實體として把握せんと試みた時でもさうであつた。何となればこの實體性そのものが單なる形相實體であつたからである。

かくて理念的存在は純粹可能性の只一つの大きな領域として、浮動する關係性の領域として自己を示す。この領域ではそこで矛盾のないものは、正しく存立し、従つて本質現實性を持つのである。可能性のこの領域は無限界ではない。無矛盾性が凡ゆる方面に普遍的である限り、この領域に對して内部から限界を置く。矛盾するものはそこでは可能ではなく、従つて存立しない。それはその限界を自己に有する、自己の原理に有する。併し丁度それはこの限界を有するのみで、他の限界は、外的な限界はもたない。かくてそれは自己自身の法則性の上に自己を擔ふ。勿論それは多くを擔ふ必要はない。それはこの浮動する可能性以外には成立しない。

ライプニッツには純粹可能性のこのやうな領域として、その「可能な諸世界」が勿論嚴格な、絶對に嚴しい法則を有するか、併し空に浮んで待機してゐるそのやうな領域が浮んでゐるのである。こゝでこの可能性の特質が存在論的に正しく把握されたと考へ得られるかも知れない。たゞライプニッツがそれを實在現實性に對して見、實在可能性に對して見なかつたことが、正しい把握を妨げる、彼が「最善の世界」の實現の入口の所に置いた「偶然の原理」は、實在的にまだ可能でないもの、可能化として了解されなかつた。ライプニッツはたゞ異質の様相の對立即ち本質可能性と實在現實性との對立を知つてゐたのみである。前者は本質現實性と、後者は實在可能性と固く結合してゐることは、彼にも後人にも知られなかつた。それ故彼等には存在可能性は分裂せず、選言的に現はれねばならなかつた。併し存在可能性は理念的としても實在的としても分裂してはゐないのである。兩者は同一境域の現實性に對して無記でないのである。たゞ本質可能性は實在現實性に對して無記なのである。併しそれは本質可能性が同時に實在可能性（實在條件の全體）に對して無記だからに過ぎない。又は一般に理念的存在が實在性に對して無記だからと言へよう。

〔三〕 理念的存在に於ける關係の様相の被覆關係の意味

さて理念的存在の様相を差當つてこの序列と間様相的法則に於て妥當せしめる時には、法則の形式的の同一にも拘はらず、實在者の様相に對する反對を直觀的にすることが出来る。即ち純粹可能性のこの領域に於て一切の可能者が必然的に理念的に現實的でもあるとすれば、こゝにも可能性と必然性の相互貫通がなければならぬといふ結論を避け

ることは出来ない。實際さうかは暫く措く。併しそれはどれだけ妥當するか、又はしないかに拘はらず、一體それはこゝで何を意味するのであるか。

實在者に於てはそれは、現實性の背後に二つの關係の様相の消失することを意味する。これは現實性の實在法則（第二十四節の四）からの結論であつた。さてこのことは明かに理念的存在では存在しない。却つて本質現實性は極度に押し除けられて、附加的のものになつてゐる。本質現實性はこゝでは全く消えたも同然のものである。謂はゞ理論に於てたゞ僅に示され得る様相契機である。それは關係の様相の獨裁に對して重みがない。要するに、こゝでは實在者に於けるとは反對のことが起つてゐる。即ち、こゝでは現實性は可能性と必然性の關係網の背後に消えるのである。

この二つのものは無論現實性に於て互に貫通する、併し互に無記化しない。兩者は共同に只一つの關係を形成する、然る時にはこの關係に於て兩者の外的依存性が成立する。併しその關係を越しては、兩者はそこへ消失し得るやうな何物も構成しない。かくて兩者は自ら理念關係の本質的のものとして前景に残る。そして兩者に於て形象の存立することを意味するに過ぎない所の理念的現實性は、兩者の背後に消える。理念的現實性は勿論まだ存在するので、何時でも示され得るのであるが、併し本質の本來の在り方はそれにはないのである。それは關係の組織では隨伴の様相契機の下位的役割を演ずるのみである。

形式的に同一な間様相的關係は、本質的に違つた・存在論的に異質の様相に於て成立する限りは、實際全く違つた關係である。純粹關係の領域では關係の様相は絶對の様相と完全に被覆せねばならぬ。基體に充された、謂はゞ地についた存在の領域では絶對の様相が關係の様相を被覆せねばならぬのと全く同様である。しかも二つの場合に於て、

一方が他方に擔はれてゐることがそれによつて觸れられないのである。

理念的存在に於て一體に可能性と必然性の被覆關係のあることは、様相の形式的性格からは直ちには分らない。人は論理から、理念的可能者の領域を殆ど無限界のものと見、理念的必然者の領域は狭く限局されたものとして見る習慣が強く附いてゐる。本質可能性はこゝでも全く無矛盾性であり、必然性はこゝでも「歸結すること」であることに同じ正しさがある。それ故充分な本質認識に於ては、兩者は論理的様相の圖式で把握される。そして區別は現實性に對する關係に於て摘まれる。本質可能者はまた本質現實的である。理念的存在には他の境域からはいつて來る「事實現實性」の異物はない。境域はその内部で全く同質である。所與はそれに関係ない、それは存在境域だからである。寧ろそれ自身部分的に與へられたものに過ぎない。

それ故無矛盾者の範圍は「存立者」の範圍とよく一致する。否、この一致は理念的存立の意味から來る所の分析的命題である。その限り、一切の本質可能者はまた本質現實的でもあるといふ包含法則は、如何に形式的には同様でも可能性の實在法則には少しも似てゐない。同様の非類似性は他の逆說的包含法則に妥當する。何となればこゝでは必然性も別なものだからである。それは時間的實在的歸結とは別な歸結を意味する。それは論理的の歸結に似てゐる。それはたゞ後者より遙かに廣い基礎を有するのみである。それは把握されたもの、偶然的範圍に制限されない、それ自體不斷の完數性に於て理念的に存立する。

〔四〕 可能性と必然性の範圍。凝集の法則

關係的な本質様相と判断様相との形式的一致は、論理的なものに入り込む本質法則の簡單な表現である。同様に所屬の間様相的法則の差違がこの入り込みの限界の簡單な表現である。「單なる現實者」(定立されたもの)に於ける論理的偶然者は、論理的關聯の遍通の一義性へ一つの楔を打ち込む。この限界は本質領域に於て廢棄される。その内的關係へは異質の楔はいらない。關聯は遍通的になる、それによつて謂はゞ完全になる。

さて論理的のもの、理念的存在及び實在的存在の對應的の様相を並べて見ると、簡單な分量的關係が生ずる、そこで境域性格が明瞭に反映してゐる。この關係は二つの命題に總括される。(一)本質可能性は論理的可能性より遙かに狭く、實在的可能性より遙かに廣い。何となればそれは前者よりも内容的により完全(規定的)であり、同時に後者より不完全だからである。次に(二)本質必然性は論理的必然性より遙かに廣く、實在必然性より遙かに狭い。何となればそれも前者より内容的により完全(規定的)であり、同時に後者より不完全だからである。

これは一見逆説的に見える。論理的なものに對して、理念的存在では可能性はより狭く、必然性はより廣くなる。實在的のものに對しては逆に可能性はより廣く、必然性はより狭くなる。しかもこの關係は極めて透明である。範圍と内容との關係は、可能性の様相に於て、必然性の様相に於けるとは別である。内容の増すと共に規定性も増加する。規定性が大きくなる所では、可能者の範圍は狭くなる(より、少く、可能である)。併し同時に、規定性のより大なる所に於ては、必然者の範圍はより廣いものとなる(より、多く、必然的となる)。何となれば必然性は他からの歸結の意味を有し、それでこの他のものは規定性を持たねばならぬからである。規定性が遠く達する程、より多くそれから歸結しなければならぬ。それ故、全境域に就て次のことが妥當せねばならぬ。即ち、境域に於て内容が規定され、ばさ

れる程、そこでは一層多く必然的である。一層不规定的である程、そこでは一層多く可能である。

こゝから簡単な結論が生ずる。即ち、遍通的に規定された境域に於ては、可能なものゝ範圍は縮まり、必然なものゝ範圍は擴まつて両者が一致するに至る。兩者の範圍は規定の凝集の度に從つて近づく。この結論に於て表現される法則は簡單に「關係的様相の凝集の法則」と名附け得よう。

この法則が直接明瞭なのは勿論、違つた境域に於て可能性が同質である時、例へば無矛盾性に成立する時のみである。このことは論理的境域と理念的境域では充分な度合で適中する。實在者に取つては可能性のこの型は餘り僅少である、最少である、これでは實在的條件連鎖に於ける豫備條件に過ぎない。併し内容的規定性を適當に把握する時には、實在境域も凝集の法則に從ふこと、否、この法則はこゝで却つて完全一致の極端な場合を経験することが容易に見られる。何となれば可能性の實在法則から生じた(第二十一節の(四))かの特有な可能性の狹隘を示すのはこの境域だからである。

〔五〕 論理的・理念的・實在的境域に於ける 規定性密度の段階

論理的概念關係を支配する・よく知られた外延と内包の逆比例の法則は特殊な論理的法則ではない。それは他の諸境域にも及ぶ、否、境域間の關係にも及ぶ。併しこの法則は、それが可能性の特殊の法則であることによつて制限される(理念的存在ではこれは現實性の法則でもある、こゝでは現實性は隨伴的な様相契機に過ぎないからである)。必

然性にはそれは當らない。必然性は寧ろ反對の法則に從ふ、即ち必然性に取つては外延は内包と共に増加し、それと共に減少する。論理的概念關係は第一に可能性の關係である、この關係は對立的の「種」(種概念)を選言的に同一の「類」(類概念)の下に立たせる。それ故この關係は可能性の法則に從ふ。「類」から「種」へ普遍的のことに關してのみ必然性が支配する。特殊のものは此の關係では規定されない、必然性は制限されてゐる。その法則はこゝでは問はれない。

論理的なものは形式的なもの、純粹領域である。内容はそれには外的である。論理的には既に規定性の最少(二三の特徴)と調和するものは凡て可能である。規定性が最少の時に可能者の外延は最大である。このやうな内容干潮に於ては必然的であり得るのは、極僅かのもののみである。併しこの僅かなものに於て必然性は容易に洞觀されねばならぬ。推論式によく驚歎された必然性はこゝから來るのである。こゝで可能性と必然性は遠く離れる。常に必然的でない見渡し難き多くのものが可能である。實在者に於ては逆である。こゝには内容及び規定性の非常な充滿がある。實在要因の全體から充分な規定性を得てゐるもののみが可能である。規定性のこの最大に於て可能者の外延は最少となる、何時もたゞ一つのみが可能である。同時に必然性の外延は最大となる。かくてこゝでは必然的のもののみが可能である。兩者の延長は一致する。

本質の領域は中間の規定性の境域である。内容はこゝでは實在者に於けるよりも遙かに貧弱である、併し論理的なものに於けるよりは遙かに豊かである。かくて實在的に可能でない所の多くのものが本質的に可能である。同様に本質的に可能でない所の多くのものが論理的に可能である。論理學は「不可能な對象」を、即ち本質不可能の對象

(四角な圓)を取扱はねばならぬ。論理學が與へられた特徴(例へば圓の)に於て何を認めるかによつて、そのやうな對象は論理學に取つて可能か又は不可能である。そのやうな對象の「不可能性」は存在不可能性である(例へば幾何學的存在的)、論理的の不可能性ではない。そして理念的には可能でない多くのものが論理的には可能であるから、論理的には必然的でない多くのことが(例へば正方形に於て對角線に對する邊は通約されないといふことが)、理念的境域では必然的でなければならぬ。併し同時に實在境域に於ては、理念的境域で必然的でないことで多くのことが必然的である。本質からは實在存在そのことが偶然である、それと共に時間性、生成、個體化もさうである。

かくて可能性も必然性も二つとも本質の領域に於ては中間の外延を有する。論理的には、兩者の外延はこゝで相互に近寄りねばならぬことが直ちに了解される。その廣い分離は比較的高い且つ遍通的な規定性によつて征服される。兩者は合流する、従つて一致することが極めて可能である。

併し實在者から見れば、兩者はこの理念的一致關係に於て依然として遠く離れてゐる。何となれば實在規定性の複雑性で計れば本質規定性は不規定的だからである。本質可能的の凡てが本質必然的であるとしても、しかもそれはまだ實在必然的とは言へない、従つて實在可能的でもないであらう。

理念的なものから見れば實在者は超||被制約者である。實在規定性の過剰に對しては本質領域は一體にして何等の餘地ももたない。その在り方の外部に於てのみその餘地を許す。併し内容の過剰が全部外に出て居れば、その内容は理念的存在でも何等不規定性の地帯を形成しないのである。それ故この點に關する限り、本質可能性と本質必然性とはなほやはりその境域に於て一致し、相互に貫通すること、實在可能性と實在必然性とがその境域でさうである如く

であらう。規定性の不足は境域の重みのない浮動性によつて補足される。必然性そのものが單に本質歸結で實在歸結ではない。それは實在歸結に近付かなくとも、本質歸結としてそれはそれで完全であり得る。

第四十二節 本質様相のアポリー。共可能性

〔一〕 様相の把握に於ける諸豫想の不調和

以上理念的存在の様相表はそれ自身簡單で困難がないといふ印象を與へたかも知れない。併し豫想は、(一)可能性と必然性はこゝで一致すること、(二)分裂法則が妥當すること、(三)本質可能性の意味は無矛盾性に盡きること、(四)本質必然性は論理的歸結の形式を有する、と云ふことであつた。

これ等の諸豫想をよく見ると、既に相互に或る種の不適合を示してゐる。可能性が無矛盾性に成立するならば、如何にしてそれは分裂し得るか。單なる適合性の見地からは——Aのそこに存立してゐる諸規定性の複合體に對する適合性からは——何時も少くとも原則的に非Aも可能でなければならぬのではないか。併しこのことは可能性を選言的にするであらう、そしてそれは同時に可能性に對して必然性と適合しない所のかの不規定性を許すことになる。非Aが可能である所では、Aはそこに存立してゐる自己を可能ならしめてゐるものに基いて兎に角必然的ではない。然らば可能性と必然性とは、もし可能性が無矛盾性で盡きるならば如何にして互に貫通し得るか。

若し必然性が論理的歸結とは別な意味、もつと緩かな格下げされた意味を有するならば、若しそれが單に格下げさ

れた本質現實性の如く可能性と一致することの自明であるところの「……も存立せねばならぬ」を意味するならば、このことは考へることは出来たであらう。併しこの基礎の上では理念的存在の遍通的規定は排除されるであらう。然るにこの規定こそ本質領域の根本特徴である。我々が明瞭に見られ得る必然性に於て——例へば數學的のもの及び數學的本質構造を含む一切の實在者の領域に於て——把握する大多数のものは、本質必然性である。一切の他の本質法則も同様と思はれる。本質性なる言葉は必然性と殆ど同義にさへなつてゐるのである。このやうな必然性に對しては實在の場合には偶然である。

アポリーは妥協では取り除けられない。理念的存在は妥協の場所ではない。こゝでこそ透明な一義性が期待されるのである。少くともこゝでは合理性は、それが存立する限り空なる假相ではない。この點に就て、様相的二義性をもつた論理的なものがそれと近接してゐることによつて誤られてはならない、そこでは妥協的のことは境界の非獨立性によつて生ずるのである。理念的存在の境域ではそれがあり得ない。

それ故我々は逆に上述の豫想を吟味せねばならぬ。それ等の諸豫想そのもの、間に既に不調和の始まることは偶然でない。外見上、諸アポリーが本質可能性の様相に於て集まる如くである。このことは上來研究した境域で分析の嘗めた經驗に相應する。何時も他の一切のもの、掛る危機的の點は可能性に存した。

論理的のものからは見られない。何か特別のことが理念的の無矛盾性にあるか、又は分裂法則が制限を受けねばならぬかである。二つの場合に於て變化は必然性にも及ばねばならぬ。しかもこのことは、歸結の規定性がその一義性を失ふといふ仕方では起つてはならぬ。本質必然性に對して比較的確實であるところの——しかも理念的存在の一義的

諸現相の長い系列に基いて——本質可能性の意味が、問題になつてゐるのである。従つて吟味は、本質可能性の分裂又は不分裂性の問題から始むべきである。

〔二〕 理念的境域に於ける分裂法則の吟味。

「類」と「種」

理念的存在に於て分裂法則の妥當することを豫想すべき根據は、一體何であつたか。

(一) 單なる本質可能性と共に本質現實性もまた成立することが示された。この共存立を一般的に言へば、それは包含法則の形式を取る、この法則は形式的には全く可能性の實在法則と一致する。勿論それは單に形式的にであつて、質料的には全く別な意味になることは既に示した。兎に角この法則の妥當することから、理念的存在では「單に可能なもの」はあり得ないといふことが出て来る。然るに分裂しない可能性はたゞ「單なる可能者」に於てのみ存立する。このことは少くとも實在的のものから知られる。それ故理念的存在では分裂しない可能性はあり得ない。

(二) 更に論理的可能性の不規定性は、無矛盾性そのものに特有ではなく、制限された關係基礎にのみ特有であることが示された。この可能性を包括的な、凡ゆる方面に嚴密に規定された體系に關係せしめると、この可能性自身規定されて、狭くなる、決して色々の選言的の項を並存せしめない。然るに時にはそれは關聯からの遍通的な規定性に近づく。それが限界の場合に於て必然性と一致すると云ふことは、勿論それからはまだ出て來ない。併し接近は争はれない。そして規定性の基礎が完結して體系になる時には、それは一致に導くであらう。

(三) これに對して更に本質必然者は、それが現はれる所ではまた本質可能でもなければならぬと云ふことが加はる。然るに必然性の中にはいる可能性は、分裂した積極的可能性であり得るのみである。然るに積極的可能性に必要である・必然存在に對する外的無記性は、内的の無記性を排斥する(第三十九節の節(二))。そこからしてそれが選言的(分裂しない)可能性であり得ないことが出て来る。然らざればそれは論理的の可能性の如く曖昧となるであらう。然る時には理念的存在も述語的な存在の如く弱められた存在となるであらう。

併しこの凡てに對して、理念的存在に於ける可能性の分裂を許さない他の一群の本質現相が残つてゐる。論理に於て包攝關係と名附けられ、全體圖式に於て所謂概念ピラミットになつた所のものは、理念的存在では明かに一般的普遍的な垂直秩序の關係である。概念はその境域に於て狭い限界に於てそれを模倣する。「類」と「種」は本質の關係範疇であつて、概念のそれではない。

併し各々の「類」の下に數多の「種」が並列して成立するといふことは何を意味するか。「種」は凡て「類」から見て等しく可能である。併しそれ等は相互に排斥する限り、その相互の關係は選言的である。それ故本質の下屬關係に於て、常に並列せる「種」の選言的な・即ち分裂しない可能性が、「類」から見て成立するといふことは疑はれない。三角形は、直角、銳角又は鈍角であるといふことは、明かに「三角形」なる「類」から見て、對立的の角關係が凡て等しく可能であるといふことを意味する。併しそれは勿論同一の三角形に於て一緒に可能であるといふ意味ではない。可能な特殊の場合は選言的なのである。それ故、「種」の可能性は「類」から見て規定されてゐないと言ふことは出来ない。それは「類」そのものが規定されてゐると同じ程度で「類」から規定されてゐる。然るに「類」はより普

遍的のものであるから何時も必然的に「種」より不規定的である。本質規定は「類」では完結しない。「種」の平面に於ては規定は一層充實してゐる。「類」の下で並列的に可能であつたものが、種では一緒に可能(共可能)ではない。

こゝから結論すれば、「共可能性」——ライブニツがかく名附けた——を、段階的な、一歩々々下の方へ「類」から「種」へ狭くなつて行く可能性一般から區別することが不可避である。然るに實際これによつて一つの新しい様相が理念的存在の様相表に引き入れられることになる。それに就て他の本質様相に對するその位置がどんなものかを第一に示さねばならぬ。選言的可能性に對するその區別が、丁度分裂法則に關係するといふことだけは容易に見られる。何となれば共可能性は實際分裂した可能性を意味すべきだからである。少くとも、Aが體系Xと共可能である時、非Aもそれと共可能であるとはまだ中々言はれないのである。

併しそれに對して分裂しない二重可能性——正しくは不規定的に選言的な又は多項的な可能性——が上位の「類」に於て無制限の活動餘地を維持する。何となれば普遍的のものに高く昇る程、本質の不規定性は増すからである。

(三) 本質領域の階段構造に於ける選言的可能性の活動範圍

さてこゝに無條件的に頼ることの出来る形式的に完全に透明な關係がある。この關係が本質領域の領域に於ける分裂法則に反對する。この關係が、本質の段階領域に於て選言的可能性に對して最も廣い活動範圍を許す。即ち、選言的可能性はこゝで「種」の遍通的の様相として「類」の下に現はれる、しかも普遍性の絶對的の高さには關係なく。

そしてどの高さの位置に於ても共可能性の反対が妥當する。即ち、(一つの「類」の下で)選言的に並立的に可能であることは、それは決して共可能ではない。共可能である所ものは、選言的に並立的に可能ではない。これに反し、「類の下では」特殊化の進むに従つて選言的に並立的に可能なものが何處までも見出される。

それ故こゝからして、本質領域に於ける分裂法則を證明する如く見えた上の三つの根據を吟味せねばならぬ。

(一) 單なる本質可能性と共に本質現實性も成立するとは、一體何を意味するか。それはそれより別な理念的「存立」はないと云ふことを意味するだけである。このことは理念的存在の性質から直ちに生ずる純分析的の命題である。この命題を包含法則と名附けることは非本來的である、かゝる命名に誘ふものは可能性の實在法則に對する形式的類似のみである。併し兩様相の意味は實在様相に對してひどく變化してゐるので、類似は單に外的のものである。本質現實性は格下げられた様相として示された。本質可能性は無矛盾性に盡きる。本質可能性に於て條件系列を見得る時でさへも、それは何時も「類」の意味でのみ全體的であつて、「種」の意味に於てではない。しかも大切なのは「種」なのである。

それ故、理念的存在では「單なる可能者」はないといふことは無論形式的には適中する。併しこのやうな變つた意味では、そこから、それで以て選言的可能性も驅逐されてしまつたと歸結することは出来ない。もし理念的現實性が獨立な様相で——論理に於ける實然的被定立、又は實在境域の限界に於ける實在偶然者の如く——分離して現はれ得るやうなものである時のみ、そのことが歸結し得るであらう。それは本質境域の内部では現はれない。何時も同時に理念的現實性を有する所のその可能者が、それにも拘はらず「單なる可能者」であると云ふことが生ずる。それは

眞に存立するためには、單なる可能者以上のものであることを要しないのである。その限りそれは選言的可能性である。それは共同の「類」の下に相反對する「種」を排斥しないのである。普遍者は一體にしてその特殊性を保證しないのである。「種」は「類」からしてたゞ普遍者に於て必然的であつて、特殊のものに於ては偶然的である。

(二) 更に、無矛盾性そのものが、凡ゆる方面に規定された體系に關係附けられる時には、それは狭く、規定的になるとは何を意味するか。それは先づその時には選言化された諸項が消えることを意味する。併しそれは、理念的存在の中にさういふ包括的な凡ゆる方面で規定された體系があることも意味するであらうか。明かにさうではない。勿論規定性は普遍性の各段階に於て全體的である、その限り理念的可能性は、論理的可能性とは反對に、最高度の狹隘に齎らされてゐる。併しこの度合はたゞ秩序の一定の高さの水準に對してのみ絶對的である、即ちこの高さに於て「類」である所のものに對して、あつて、その下に立つてゐる「種」に對してははない。本質の各々の低い地平は高いものから見て部分的に不規定的である。それ故より特殊なもの、無矛盾性は、より普遍的なものに對して、各段階に於て内容的に不完全である。條件の全體と云ふことはこゝでは何處でも言はれない。何となれば普遍的な貧弱な本質に對しては全體性であるものは、低い豊かなものに對しては全體性ではないからである。それ故本質の下屬關係に於ては無矛盾性がその基礎に於て本質必然性と一致すると云ふ限界の場合は、一體にして現はれることは出来ない。

「單なる可能者」は、それ自體既に現實ではあるが、併し必然的でないといふ特有の關係が生ずる。そこからしてそのものとしての理念的現實者も理念的に必然でないと云ふことが生ずる。それ故可能性と必然性とは理念的存在では兎に角互に全體的には貫通しない。兩者は一致しない。こゝに「可能性の實在法則」への類似はあるが、併し必然性

及び現實性の實在法則への類似はない。

一見それは自己矛盾である。何となれば現實者のみが可能である所では、現實者以外の他のものは不可能である、それ故現實者はまた必然的でなければならぬからである。かく推理することは、現實存在そのものが可能存在とは別なものを意味する處では、十分な意味がある、そして實在境域ではこのやうに推理することが出来るのである。併し現實存在が格下げられた處では事柄が別である。無矛盾的に成立する一切のものがそれ自身理念的現實性を持つならば、この現實者の必然性は、その可能存在が必然的であることを意味するのみである。この意味では勿論理念的可能性と必然性とは一致する。併しこゝでは様相的根本法則（即ち現實性への内的依存性）は充されない。それ故このやうな必然性は本來の本質必然性ではない、本來の本質必然性の充分な意味は嚴密に歸結すること、前に存立するものと不可離の結合である。この種の歸結は明かに選言的に「類」から「種」へ行はれる可能存在には伴はない。

(三) 最後に、可能性が必然性にはいることに關しては、可能性は固より外的無記性を持たねばならぬ、然るに外的無記性は内的無記性と共存することは出来ない。そして内的無記性の意味も本質領域の段階構造では別になる。こゝで特有なことは、各々の「類」の下で、共可能でない「種」が平和に並立的に存立することである。勿論それ等は相互に排斥する。それ等の特殊規定性は互に對立する。併し相互に他から排斥されるものは、理念的存在の全體事情では決して排斥されない。理念的境域は相互に排斥するもの、並存に對して活動餘地を有する。それ故Aが理念的に正しく存立する時に、非Aはそのために廢棄されない、たゞAによつて排斥されるのみである。理念的活動範圍のこの廣さに於て 本質必然性は何時また、關聯の個々の線に擴がり得るのみである。又簡単に言へば、そ

れは可能者をして單に共可能者の限界内で行はせることが出来るのみである。

然るに共可能者は理念的可能者一般よりは遙かに狭い限界を有する、理念的可能者はたゞ自己に於て、及び高い次元の普遍者に對して無矛盾であればよいのである。共可能者に於ては可能性はもはや選言的ではない。こゝではそれは各の段階に於て又は高さに於て完全に規定されてゐる、一義性と規定性を有する。共可能性の様相に於ては、Aが可能な時に、非Aは何處までも不可能である。兩者は、一緒に可能ではないのである。然るにこれは、充分な形態に於て矛盾なく必然性にはいる分裂された可能性である。

〔四〕 可能者の多角性と非共可能者の並行性

これ等の考察は、絶えず「類」と「種」の關係、それによつて理念的存在の段階構造に導くことは理由がなくはない。アポリーはこの點からのみ解かれ得るのである。何となればこゝにも實在者への對立がある、この對立からのみ間様相的關係の別異性が了解されるのである。

實在者も勿論段階領域であるが、併し全く別である。こゝでは上部形成的に又は上部構築的に互に重なるのは、存在層である。一つの層は他の層の特殊化ではない。即ち精神は心的生活の「種」ではない、心的なものには有機體の「種」ではない、等々。各層では寧ろ新しいものが始まる、低いものはその基礎になるだけである。「類」と「種」の高さの段階からは、一切の實在者は寧ろ只一つの平面内にある。何となれば一切の實在者は最後に至るまで特殊化されてゐる、一切は個的（一回的、唯一的）である、自己の下には一體にしてもはや特殊のものは持たないからである。

これに反し自己の上には、實在者は「種」と「類」の全段階領域を有する、「絶對的に非決定的な存在者」にまで達する。それ故本質から見れば、實在者は一つの限界層に於て、謂はゞ本質領域の床の上に、その絶對最下の層に於て、理念的存在には實際（個的のもの、本質）がなほ有意味的に要請された限界の場合である限り）たゞ僅かに形式的に附加され得る層に於て働くのである。實在者は固く個性に結び付けられてゐる、同様に時間性と生成に結び付けられてゐる。その種、屬、目等の普遍者は、個々の場合の外には何等の實在性ももたない。普遍者はそれ等の中でのみ實在的である。併し普遍者はそれ等のもの及び實在性から離れて、更に理念的存在を有する。

この平面の統一性が實在者に一義的遍通的な規定性を與へる。そのものとしての「種」が分離しても實在的とすれば——即ちその代表者の全體に於ては、はたして、その自由に浮動する普遍者として——、實在者にも選言的可能性がなければならぬと云ふことになる。併し實在者には特殊な種である・馬、羊、犬等でないやうな「動物」はない。又「馬といふもの」「人間といふもの」もない、一定の馬、一定の人があるのみである。然るに理念的存在では別である、ここでは「人間としての人間」、「動物としての動物」、「生物としての生物」がある。この普遍性は段階的な高さの秩序を形成する。その分離性はこゝで觀察に於て——例へば抽象に於て——、初めて存するのではなく、本質自身に於て存するのである。

理念的存在は遍通的に下屬の原理によつて段階付けられてゐる。この原理は、より高いもの（より普遍的のもの）から常に低いものが選言化されてそこに存するやうにする。共通の「類」の下でこのやうにして選言化された特殊者の理念的存在様相は、分裂しない可能性である。それは共可能性ではない、何となれば選言化されたものは相互に排斥するからである。それは寧ろ非共可能者の並行可能性である。併しそれは既に遍通的に理念的現實性によつて伴はれる、たゞに共可能者ばかりでなく、全く既に選言的な本質可能者が文句なく「理念的の存立」を有する。この理念的な存立は、同一のものに於て一緒ではなく、相互に並行的に可能である。「一切のものは理念的に存在する」ことを意味するに外ならない。こゝからして一見逆説的な次の命題が生ずる。即ち、理念的な現實者はそれ自身に於て遍通的に共可能的ではない、それは非共可能者、即ち選言的にのみ可能なもの、並行性に對して活動餘地を有する。

この法則の特色を一層痛切に尖鋭化せんとするならば、次の如くとも言ふことが出来る。即ち、本質領域は全體として非共可能者の理念的共存の上に築かれる。それはその段階構造に於て多角的にしつらへられてゐる。即ち、共可能者の色々違つた、非常に分散的な、互に排斥する系列又は體系はその中で妨げられずに並存する。理念的の存在は謂はゞこの並存に對して無盡藏の廣袤を有する。

それ故無矛盾性は決して理念的存立一般の遍通的な法則ではない。これは同一の形象又は相關聯せる諸形象の同一體系に於ける共存の法則に過ぎない。それ故普遍的な本質可能性を單純に無矛盾性で特徴付けることは出来ない。同様に理念的の現實性も、それが無選擇的に一切の本質可能者に伴ふ限りそれによつて特徴付けられることは出来ない。理念的現實性は寧ろ、それ自身で無矛盾的な本質關聯の多角的並行性に於ける矛盾者（非共可能者）の共存でもある。各々の「類」からして選言的に定立された共可能者の體系は相互に排斥的、矛盾的、非共可能的に對立する。而して理念的の存在はこの矛盾を自己から排斥せず、自己に含むといふことがその特質である。理念的の存在はそこで並行可能者の一切の矛盾が無制限に避け得られる廣さを有する、その部面を有するのである。

かくて最初に見られたよりも遙かにより大なる意味に於て、純粹な、謂はゞ全能な可能性の領域が存する。

〔五〕可能性の理念的法則。理念的存在的擴張された様相表

こゝに我々は實在者に對する極端な反對を有する。實在者に於ては、現實性は、可能性と必然性との遍通的の一致に基いてのみ成立する。その際可能性は、選言的でないばかりでなく、更に共存立可能に盡きず、寧ろ積極的條件の缺陷なき連鎖を豫想するのである。これに反して理念的存在では、苟も選言的の並行可能性に立つ一切のものは現實性を有する。そのためには共可能性は必要ではない。それ故肯定的制約連鎖はこゝでは役割を演じない。

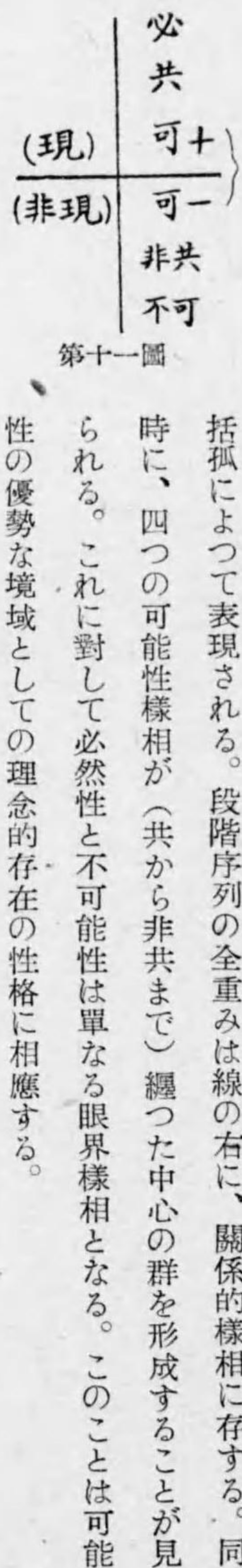
さてこのことは間様相的法則を根本的に變化させる。上に展開した關係を「可能性の理念的法則」の定式に把握せんとすれば、二つの本質様相、即ち可能性一般と共可能性とを分離し、法則にはそれに相應する二重把握を與へなければならぬ。即ち、

本質可能性一般は本質現實性を含む、併しそれはまだ共可能性は含まない。たゞ共可能性の方で本質可能性を含む。共可能性はより多く規定されたより高い様相である。

従つて、本質可能性も共可能性も本質現實性を包含する。これに反して本質現實性は本質可能性一般を含むだけで、全境域の形象との共可能性を含まない。それ故この關係で大切な二つの主要點は、解體された形式では次のやうに表現される。即ち、一體にして理念的に可能なものは、この境域に於て理念的の共存をも有する。併しこの境域に

於て理念的の共存を有するものは、それだからとてまだ共可能ではないと。

共可能性は明かに理念的存在のより高い様相である、可能性一般に對してばかりでなく、理念的現實性一般に對してもさうである。理念的現實性は單なる並行的共存者の「共可能存在」は要求しない。理念的存在の様相表へ共可能性(共)とその否定的の對項たる非共可能性(非共)を排列する際に、このことを表はさねばならぬ。かくて共可能性は、中間の規定性の様相として、理念的的可能性と必然性との間に挿入せねばならぬ。同様に非共可能性は否定的な可能性と不可能性との間に挿入せねばならぬ(第十一圖)。かくして理念的存在の暫定的な様相表(第四十一節第十圖)は、八項の體系に擴張された。可能性の選言性はこゝで可⁺と可⁻を結び付ける括弧で示される。絶對の様相の後退は括弧によつて表現される。段階序列の全重みは線の右に、關係の様相に存する。同



この擴張された様相表は、こゝに支配する特有な間様相的關係の正確な展開に對して餘地を有する。こゝからしてその關係は、實在者のそれとは別であるばかりでなく、より複雑であることが容易に豫見される。

第四十三節 本質可能性の形而上學的諸問題

〔一〕 ライブニッツの「可能な諸世界」と現實の
世界の實在可能化

その可能性が選言的である存在境域では、必然的に、共可能者の多角的發展に對して、從つて存在者の無制限の並行性に對して餘地が存しなければならぬ。本質の領域はその仕方に於て充分な規定性を有することが出来る——即ちその段階構造の各平面に於てそれに相應しい、それに充全な規定性が成立することが出来る——、しかもそれによつて諸様相が曖昧になり、その在り方が弱められるといふことはないのである。この「廣さ」に對して實在者はその特有の「可能性の狹隘」を有する。何となればそれは一つの平面を有するのみで、こゝでは存在者の平行性に對する餘地はないからである。こゝでは境域の一切の形象は同一の體系に存する。こゝでは一切はたゞ一つの遍通的の共可能性によつて包括されてゐると言ふことも出来る。實在者は世界全體としても個々形象としても絶對的の唯一性を有する。

この對立は、多くの「可能な諸世界」と一つの實在的世界のライブニッツ的觀念の基礎に存するものである。さてこの觀念に於て、一切の形而上學、一切の神の辨明、否、世界創造思想——即ちまた神的悟性の總體としての本質法則の把握——を度外視すれば、我々は諸境域とその鋭い様相反對の關係を、この觀念に於て、困難なく一つの大きな例によつての如く説明することが出来る。

即ち、ライブニッツの「可能な諸世界」はその多元性にも拘はらず共可能的ではない。共可能的なのは何處までも只そのものとしての個々のもののみである。その共同の可能存在はたゞ選言的のものである。だからしてその中の一つが實在的たり得るのみである。實在者は多角性、選言性、並行性をもたない、しかもその現實性様相に於てのみでなく、既にその可能性様相に於てさうである。實在可能者は實在現實者と同一の狹隘を有する。これに反して理念的存在に於ては現實者は可能者と同一の廣さを有する。前者の狹隘を越して活動餘地を有するのは理念的可能者のみである。活動範圍は非共可能的な諸世界の並行性である。

このやうにそれ自身ではこの上なく單純な透明な事情が、普通の叙述では、「可能な諸世界」を可能な諸實在世界と解することによつて曖昧にされてゐる。それが可能な諸實在世界たるためには、それは寧ろ實在的に可能な諸世界でなければならぬ。然るに可能な世界はそれ自身からは決してかゝるものではない。それが既に實在的に可能ならば、それはその上に更に實在的に現實的であるか、又はそれになりかゝつてゐねばならぬだらう。併しそれは寧ろかゝるものではない。何となれば、それが「多」であるといふことはその中の一つのみが實在的に現實になり得るといふことである。差當つてその凡てに實在的現實性になるには何かゞ缺けてゐるのである、從つて實在的可能性になるにも何かゞ缺けてゐるのである。

ライブニッツによると、そこに缺けてゐるのは「充足根據」である。何となれば個々のもの、自己に於ける共可能性は根據として不充分である。こゝではライブニッツによつても、「偶然の原理」が始まる（これは様相的に解釋すれば、實在的偶然者であり、それは必然的に全實在境域の根源に立たねばならぬ）。この原理は選擇し、同時に實現せ

しめる。何となれば両者は一つである、即ち、「可能な諸世界」の一つが實在界にはいるや否や、それは全く別な存在法則の下に、就中、他の間様相的法則の下にはいる。この境域では並行可能性はない。こゝでは現實的である一つのもののみが可能である、その他の一切はそれによつて實在的に不可能である。

それ故、存在論的に嚴密な概念の言葉では、多くの「可能な諸世界」はそのものとして全くたゞ理念的に可能な世界であると言はなければならぬ。もし矛盾の外見を恐れなければ、理念的に可能な實在世界であると言はなければならぬ。併し根據を充全にする所の（即ち充全な實在根據にする所の）偶然の原理を以て、初めて實在可能化が始まるのである。そして正にそれによつて、實在可能性の分裂法則に従つて、他の理念的に可能な諸世界が實在的に不可能になるのである。

それ故根柢に於ては、その一つの世界が現實化されると言ふ時には誤解を招く。寧ろそれは實在化されるのである。何となればそれは「可能な諸世界」としてまだ實在的に可能ではない。これに反してそれは既に理念的に現實であつたのである。それ故それは決して單に可能なものから現實になつたのではない、單に理念的に可能なものから實在的に可能な世界になつたのである。何となればそれによつてそれは單に理念的に現存する世界から實在的に現存する世界になつたものだからである。

實在化は現實化と同一ではない。實際生活がこゝで區別を設ける理由を見出さないとしても、存在論的には相違が存するのである。現實化に於ける様相の變化は可能性から現實性へと行はれる、しかも同一の存在境域に於て、ある。これに反して、實在化では可能性から可能性へ、同時に現實性から現實性へと進む、即ち両者は一つことである。

る。そして兩者とも理念的様相から實在の様相へと進む。何となれば實在可能化は既に實在現實化だからである。

（第三十二節の(三)）
（第三十四節の(一)）。

ライプニッツの思想を透明な正確に輪廓附けられた概念に齎すことは、存在論的に高い教育的價値を有する、何となればこの思想は或る種の古典性を有するからである。さて上に言つたことで置き換へると、本質的なことは、世界の多が可能であるといふことではなく、それが理念的に存立してゐるといふことである——即ち、本質の領域に於て非共可能的體系の並行性として共存するといふことである。それ故嚴密にはそれは可能な諸世界ではなく、理念的に存在する諸世界である。だからその中の一つを創造することは、現實化ではなく、實在化である。

〔II〕 カントの「可能な百ターレル」

傳統的な存在論的概念の檢閲には、理念的存在の様相分析は眞に批判的の領域である。丁度今誤解的として認められた術語は、イラプニッツのそれのみではない。ライプニッツの術語はスコラ哲學から取り出されたものであるが、スコラ哲學の歸結は、唯名論の強化と共に「本質」の領域が單なる可能性の領域に引き下げられるといふことであつた。

この結論はカントの「可能な百ターレル」の論證からよく知られてゐる、否、正に通俗的になつてゐる。この論證は後の「存在論的の神の證明」の辨護人達、例へばヘーゲルによつて理由がないとは言へない反對を受けてゐる。勿論反對論證そのものにも何れも缺點がある、これ等もカントが批評したアンゼラムスの古い論證と同様な形而上學的

の理論である、それ等はその證明されない豫想と起伏を共にするのである。併しこれ等はカントの反駁が有した弱點を曝露した點に功績を有する、尤もその根柢は見誤つてゐるが。

詳しく言へば、この弱點は論證の事實的内容にはなく、その術語にあつた。そして術語の歪みの背後に、二つの反對領域の混同、即ち可能性と實在性の次元と、「本質」と「現存」即ち理念的存在と實在的存在の次元との混同が存する。

存在論的の證明は本質から實在現存へと推理する。然るにカントは、可能性から現實性への全く違つた推理を反駁してゐるやうに見える。この形式では反駁は實際間違つてゐる。實在可能者は實際實在的に現實でもある。同様に本質可能者も本質現實的でもある。彼はこの二つの可能性の中のどれを考へたか（第三のものはこゝでは問題でない）、何れにしても同一境域の現實性への推理は正しい。正しくないのは本質可能性から實在現實性への推理である、何となればそれは本質可能性から實在可能性への推理を、又は簡単に、本質から實在性への推理を豫想してゐるからである。「存在論的證明」の推理は實際それなのである。

事柄からは、カントの反駁は、この證明の意味を少しも誤つてはゐない。術語を正しくすれば、そのことは直接に明瞭である。可能、百ターレルから現實の百ターレルへの推理が反對さるべきではなく、百ターレルの單なる本質から、百ターレルの實在的存在への推理が反對さるべきである。全く同様に存在論的證明に於て、神の可能性からその現實性への推理が問題でなく、神の理念からその實在性への推理が問題なのである。

神がこの様相の充分な意味で實在的に可能ならば——このことは勿論人間の知り得ないことである——神は必然的に實在的に現實的でもあらう。恰も百ターレルの充分な實在可能性が——このことに就ては人は近似的には極めてよく知り得る——その實在現實性を保證すると全く同様であらう。併し、事實上二つの場合に於て豫想されてゐるのは、實在可能性ではなく、本質可能性である。可能な百ターレルにこの意味を置き換へると、カントの反駁は正當である。

〔三〕 存在論的術語の混亂

存在論的證明の豫想に對して無力であつたことの原因をなした術語の混亂は、ひとりカントの誤りではなかつた。この誤りは、中世末期の存在論的思惟の危機に根差してゐる。その根柢には、一切の理念的存在者（「本質」）は、可能な實在的存在の單なる圖式であるといふ全く正しい價值ある見解があつたのである。實在要素の充滿に比較すれば、本質の諸規定の全體は正に一斷片に過ぎない。本質の領域は段階になつてゐる、或る物の「本質」を如何に特殊的に了解しても、それでも個的の實在規定の遠く上方に來るのである。かく實在可能性の標準では、本質可能性は常に部分的可能性に過ぎない。尤もその境域では部分的可能性たるを要しないが、實在境域では必然的にさうである。さて本質關係は深く實在の世界には入り込むやうになつてゐるから、この部分的可能性を實在可能性と考へたことは了解される。

そこで後の存在論では可能、一般を單なる本質可能性と考へ、それに對して現實、一般は實在現實性と考へるやうになつた。この考を助長したのは、本來の可能性は選言的であるといふ古い誤謬である。然るにそのやうな可能性

人は「類」の下の「種」、「種」の下の「個々の場合」の本質可能性に於てもつた。同時に實在可能性の特殊の種類は、實在現實性の事實の重みの背後に消失した。この消失は兩者の區別は實際内容的のものでないから、怪しむに足らない。人は純粹な様相的區別は、實在者の様相分析をするやうにならない間は、見ることが出来なかつた。

否、こゝで犯された誤謬は、可能性と現實性に限られなかつた。この誤謬は必然性にも及んだのである。人は必然性の關係性を知つてゐた、本質領域の關係性も知つてゐた。併し實在者のそれは同じやうには知らなかつた。かくて實在者は偶然として、謂はゞ個々の場合に原子化されて現はれた、そして必然性は本質領域のことにされた。この誤謬も眞理の半分である、だからしてそれはかくも長く維持され得たのである。何となれば本質の普遍者からは實際實在の場合は常に偶然だからである。それはたゞ實在的に偶然ではなく、單に本質的に偶然である。眞理の他の半分は、本質偶然者はそれにも拘はらず實在必然者であることである。

この凡てに於て、既に第二次の間様相的關係即ち違つた境域の様相間の關係が問題になつてゐる。それ故この研究の繼續は他の關聯に屬する(第五十五節)。こゝではこれ等の關係が、それが理念的存在とその様相の理解に邪魔になつてゐた古い偏見を排除する限り、問題とするのである。これ等の偏見はあらゆる手段を以て排除することを努めなければならぬ。存在論が數百年の間停滞し、今日他の哲學的學科に對して後れてゐるのは、これ等の偏見のためである。理念性と可能性、實在性と現實性とのこの一見單純な二重の同一視の中に隠されてゐるものは、傳統的誤謬の紛糾した絲毬である。この紛糾は次の諸命題で解かれる。(一)本質可能性に(そして共可能性にも)決して盡きない實在可能性がある。(二)同様に本質必然性に盡きない實在必然性がある。(三)實在現實性と何の關係もなく、既に單

なる本質可能性と共に存立する本質現實性がある。

様相分析がこれ等の命題を證明した後では、單に本質可能的なものは、まだ實在的に現實的でないといふことは自明であらう。何となればそれはそれによつてはまだ實在的に可能でないからである。

傳統的存在論は境域の區別を様相の區別と同一視した。それ故その命題は、假令争ひ難く眞理である場合でも、存在論的には曖昧であつた、——それ故事實上維持の出来る反對證明でも單にその概念の言葉に移すことによつて不當にならざるを得なかつた。二つの對立次元の相違を再び確立し、可能的と現實的との對立を、理念的と實在的との對立と交叉させると、二つの境域はその様相的多様性の充分な豊かさを以て現はれる、そして存在論的概念の混亂は一度に解かれる。

〔四〕 人間とその諸可能性

本質可能性の多面性及び非共可能的體系の並行性に對する——即ち實在的存在に對する理念的存在の主要な對立に對する——具體的の例は、ライブニッツを俟たなくともいくらでもある。實際、實在的には存立し又は生起する所の凡ゆるものに於て、「別様にあり得ると云ふこと」が本質の方から決定されずに残つてゐる。勿論たゞ本質の方から、實在の方からではない。言ふ迄もなく生活に於て、本質可能性の或る種の多様性を概観すべき想像力が決して缺けてはゐるのである。

例へば、個人の人格的の自己意識には——自ら了解してゐる——自己の本質からして、立體的に自己の「諸可能性」

を見るといふことは常にあり勝ちである、しかも全く齊合的に、多面的な選言的發展線として、相互に理念的並行に於て。それは單なる本質諸可能性である。それが實在可能性でないことは、人は生活に於て否定すべからざる確實性を以て經驗するのである。併しそれはこの緩かな本質關係の價値を減ずるものではない。何となればこれ等の可能性の一つ又は他のものを目指して生活することは虚妄ではないからである。たゞその際、問題は既に可能なもの、現實化ではなく——しかもライブニッツの世界創造に於けると同一の根據によつて——單に理念的に存立するもの、實在化である。

人間の目標を意識した努力が、そのやうな可能性を把握し、それを生涯の課題とした場合に、如何なる限界でその實在化を自己自身に於て成し遂げ得るか、こゝでは決定する必要はない。このやうな實現化のあることは原則的には何人も否定しない、假令多くの人間的な自己欺瞞が後の回顧に對して像を濁すことはあらうとも。早く充分な確信を以てそのやうな自己の可能性の道を發見して進み、かくして迷はずに終まで行く人もある。又、生活に於て諸可能性の一つに決定すべき時期を過した後で、初めて自己の本質可能性を認めるものもある。

併しそれは何れにしても、こゝで問題になつてゐる如何なる實在化に就ても、ライブニッツの可能な諸世界の「多」に於ける一つの世界の實在化に妥當したと同じことが、こゝでも必然的に妥當せねばならぬ。即ち、この實在化は何時も實在的にはまだ可能でない所のもの、實在可能化でなければならぬ。

何となれば單に本質可能なことはそのものとして實在可能的ではない。それが實在的に可能になるには、所要の實在條件の全連鎖を作らねばならぬ。その上、實在可能化の過程は、それが實際に始まるところでは、不許不と現實化の領域でこの過程に於て見出したやうな目的論的の構造を示す、即ちそれは「自由な必然性」の迂路を通る。而してこゝが、「一人の人間の諸可能性」の全展望がもう一度全く別なものとして示される點である。即ち、そこで唯一の積極的のもの、即ち實在的の人生に於けるイデーの動かす力は可能性の様相をもたない——本質可能性の様相もまたない、何となればそれによつては得るところが無いであらう——必然性の様相をもつ、しかも此の様相が可能性に先行する自由な必然性として一切の當在者、一切の價値あるものに於て獲得する特殊の形態に於て、ある(第三十三節の第三十四節の)、過程に先んずるこの必然性の背後に於て、初めて條件の全體に依繋する實在可能性の促進が始まるのである。實在可能化のこの過程は、時間の中でたゞ一歩々々前進が出来るのみであるが、これは實在化と同一である。

〔五〕 數學的可能性

數學的對象領域も、本質可能性に於ける共可能者の並行性に對する教訓的な諸例を提供する。これ等の例に於て、實踐的領域ではよく現はれない現相の他の方面が前景に出て来る。即ちそれは(本質現實性の)理念的存立の同伴することであるが、併しそれは並行諸體系の相互排斥によつて制限されない限りに於てある。

この種の最もよく知られてゐる例は非ユークリット空間の多元性である。實在空間は絶對的に只一つである、それは同時にユークリットの且つ橢圓的、又は同時にユークリットの且つ双曲線的たることは出来ない。それは何れか一方であり得るのみである。併しこの「あり得る」も單に本質可能性であつて、實在可能性ではない。寧ろ實在的の空間

はその次元格的性格とその法則性を一義的に自己に有し、この決定性に於てはもはや、これか——あれか、は持たない。同様にそこでは異質の空間性の並行に對する餘地はない。橢圓的空間は、限界關係(小さな距離の標準)ではユークリット空間に近づく。併しそれは限界の場合でもやはりなほ橢圓空間である。別な性質の空間に移るのではない。幾何學的空間は全く別である。それは一つではない。こゝでは互に並行に色々の空間の「多」が成立する。これ等は互に排斥する、即ち共可能的ではない。併し凡て等しく數學的に可能である、従つて同一の數學的現存を有する。各々自己に於て遍通的な共可能的な體系を形成する、即ちこれ等の空間の一つが包括する一切の法則と姿相多様性とは、この空間の根本性質と遍通的に一致するのである。この根本性質から下の方へ一切の特殊のものを支配する一つの必然性が生ずるのである、然るに色々の空間の根本性質は相互に選言的に對立するが故に、空間自身相互に排斥するばかりでなく、相互の特殊の形象も排斥する。形象とその法則の廣範圍の内容的並行性もこのことを變へない。並行性は可移讓性ではない。

こゝで「類」と「種」の秩序關係が困難なく再認される。空間性は理念的存在では一つの「類」である。このものには既に或る種の根本特徴(次元性、連続等)が特有である、これは一切の諸空間に共通である。それ等の下に於ける諸特殊性(例へば次元の姿、又はその數)は必然的に選言化されてゐる。そしてその各々から下降的に「多」なる規定が生じ、形象は更に特殊化される。この多はそれ自身では纏つて矛盾がなく、必然的であるが、併し他の空間のそれとは矛盾する。

幾何學的諸空間に當嵌まることは、數學の他の諸領域に於ても分散的な公理體系に當嵌まる。各體系は全對象領域

に對して不可避の歸結を伴ふ。今日數學的學科を捉へた公理性の爭論はその歸着は見通せなくとも——こゝでは理念的存在の一般的法則が問題であることの有力な證明である。我々が高い具體性を有する本質領域に於て同様の情勢を感じないのは、本質の複雑性とそれを把握する我々の眼光の鈍さによるのである。勿論我々はその基礎を公理的鋭さを以て認識するまでに到り得ないことは期待されるが、併しそれは認識の區別であつて、存在の區別ではない。

こゝで問題となる法則は諸體系そのもの、並行性の法則である。上述の諸例は、それに於て法則が特に了解され易い特殊の場合に過ぎない。實際は法則は遙かにより普遍的である。この法則は「類」と「種」の關係に於て前進しながら、本質の領域を一段々並行的の體系に分裂させるのである。内容は特殊のものに降るに従つて、次第に多様になる。可能性は範圍を増す、それと共に理念的に存立するもの、豊かさを増す。併し同時に選言性と非共可能性が増す。

本質が個的のものに——實在者の存在平面に——近づく處では、凡てが相互に排斥する。併し實在者は、そこで互に排斥するものを強制なく結合せしめる別の次元を有する。併しそれ故にこそ實在者は本質領域から見て、また一つの選擇に過ぎない。そこで一切の實在領域に於て、恰も、現實にあるよりも遙かに多くの別なものが可能であるかの如き假相が成立し続けるのである。實際、何時も極めて多くの別なものが本質的に可能である。併しそれは實在的に可能ではない。

第四十四節 理念的存在的眞相

〔一〕 本質必然性の限局

以上原則的のことが明かになつたので、早速理念的存在的間様相的關係を論すべき基礎が出来た。併しその法則そのものはまだ與へられたのではない。アポリーも全部解決されたのではない、否、様相表にすらも不調和が残つてゐる。

概觀の出来ない理由は、丁度それによつてアポリーの第一の群が取り除けられた要因そのもの、即ち傳統的諸様相の幹の中に共可能性がいつたことに存する、本質領域は並行の諸體系に分裂された、即ち不統一になつた。何となれば並行性のみを有するもの、間には、共通の「類」を越して導かれるもの以外の關聯はないからである。それ故遍通的の必然性は精々共可能者の内部に於てのみ存し得る、それを越してはない、従つて全境域を結び付けない。必然性はこの段階構造の各々の高さに於てたゞ「類」から「種」へのみ支配する、しかも普遍的のものだけで特殊のものではない、決して「種」から「種」へではない。即ち必然性の方向は本質領域では段階秩序の「垂直」の方向に限られる、そしてそこで下の方へ走る。水平の次元は必然性からは取去られてゐる。並列者相互からの本質歸結はない。

それ故本質領域はライブニッツやその他の合理論者が考へた如きものではない。少數の最初比較的簡單な本質又は法則(simplices)から、多様な特殊の形象が下降的に歸結しない。段階構造は論理的「歸結」の又は組合せ論の原理に

従つて下の方へ進むのではない。寧ろ特殊なものに於て極僅かのものが普遍的のものから歸結するのみである、即ち特殊なものそのものに於ける普遍的のものが歸結するのみである、しかもその中に自己を維持し支配する所のものとしてある。それ故特殊のものそのものは依然として本質的に偶然的である。原則上、それが出て来る元のもの、中にあるよりも、より多くの多様性は決して歸結しないのである。

かく本質必然性が下方に向ふ歸結の狭い線に逃避することは、その軟化を意味しない。却つてそれでこそ考へ得られる最も嚴密な一義的な必然性の型である。本質必然性は當然、不可避の歸結の透明な典型像として妥當するの長所に値する。併しこの長所はその狹隘を以て支拂はれてゐる、それにはそれが關係する存在者の領域を全部貫くといふ包括性に缺けてゐる。この領域を一つの歸結の統一に結合することは出来ない、この領域は並行諸體系に分裂し、更にこの諸體系は下方へ分裂を續ける。

本質必然性の限局は理念的存在的並行性又は多面性の半面である。而してこのことは可能者及び共可能者の分散に基くが故に、本質必然性の限局は選言的可能者の非共可能性の半面であるとも言へる。

この洞察によつて困難は開け始める。こゝで分裂しない可能性が必然性に對して活動範圍を獲得することが見られる。明かに次の如くである、即ち、可能性は分裂し得る、そして分裂したものとして次に必然性の中にはいる(何となれば非存在の可能性は必然性に於て否定され、存在の可能性はそこで豫想されてゐるからである)。共可能者はここで眞中に立つ。共可能者では可能性は分裂されてゐる。何となればAが體系Xと共可能である時、それだからとて非Aはまだ決してそれと共可能ではないからである。他方、必然性は共可能者の内部に於てのみ支配することが得

来る。かくして共可能者と非共可能者との対立は明かに、本質領域では、必然性と選言的可能性ととの限界線を形成する。何となれば可能性が選言的である間は、必然性は存立することが出来ないからである。

これによつて同時に、何故本質領域に於て可能性と必然性の全體的貫通がないか、明瞭となる。そして更に、單に理念的存立としての現實性の後退がそれと調和する。何となればこの現實性には一體にして可能存在で充分だからである。そこからしてまた本質必然性と偶然性に對する本質現實性の無記性が生ずるのである。

併しこの無記性と共に初めて最も重要な歸結が始まる、即ち偶然性そのもの、理念的存在への侵入である。この歸結は非常に逆説的に見える、但、それは偶然のない只一つの存在領域としての本質領域の傳來の考から見てのことである。併しこゝでこそ古い偏見と別れることが必要である。

〔二〕 理念的存在の誤れる背光と本質偶然性

この點に就ては、並行共存に於ける矛盾者の出現に就てと同様に、覚え改めねばならぬ。本質領域は何時も無矛盾的と考へられた。併し寧ろ共可能者のみが無矛盾であることが示された。決して本質領域に於て凡てが共可能的ではない。「可能性の理念法則」が既に神聖な偏見と離れてゐるのである(第四十二節の〔五〕)。

今や、分裂されない可能性による本質必然性の限局と理念的存在に於ける偶然性の出現とを言表する廣い法則が、別な方向に於て同じことをなす。この法則は最初の法則との類比によつて「必然性、理念法則」と名付け得よう。即ち、

本質必然性は他の如何なる様相によつても包含されない。否定的の様相はそれに對して排斥的であり、低い正の様相はそれに對して無記的である。本質必然性自身は後者を包含する。その活動範圍は共可能者へ制約されてゐる。本質必然性は共可能者の内部に於て、たゞ特殊なものに於ける普遍者に關係するのみである。

本質必然性のこの狭い戦線は、本質領域に於ける偶然者に對して廣い活動範圍を許す。それによつて理念的存在の外観は實に根本的に變る。

哲學的思索の傳統的情熱は、本質の領域に關しては、渴仰、崇敬、否、崇拜のそれであつた。本質は神的なものとして、又は神的なものに類似のものとして見えた。それは、不變的なもの、完全なもの、領域と考へられた。この背光はプラトン説と同様に古い、その幽暗な端緒は神話的思惟にまでも溯る。それがそのやうに自明と見えるのは、そのためである。併し完全性は不充足性によつて支拂はれてゐる。理念的存在は不充足な存在である、單に普遍的なもの、中に止まり、實在者に對して高い存在ではなく、却つて低い存在である。思想は若し學ばうと欲するならば、この背光と別れなければならぬ。認識と崇拜はさう容易には適合しない。プラトンの哲學は大部分崇拜であつた。「本質」に對する中世の敬虔な思辨的立場も同様である。併し存在論は選擇をもたない、それはたゞ學ぶことを許されるのみである。存在論は背光を引き破らねばならぬ、理念的存在の面纱を取り去り、人間的の理念化を受けない。そのまゝの姿で直觀せねばならぬ。

覚え改めはこの點に於て正に根本的である。實在者は何時も偶然の野と考へられ、本質領域は必然性の領域と考へられた。兩者とも間違ひであつた。關係は反對である。即ち、實在者はその限界内では偶然を知らない、それは遍通

的規定の一つの纏つた關聯である。然るに理念的存在は纏つた關聯ではない、統一的の體系ではない、その規定は多面的に平行的系列に於て走る。それ等は相互に排斥する、従つてそれは偶然者に對する餘地を有する。

勿論、何故冷靜な考察にも、理念的存在が偶然をもたないやうに見えるかの尤もらしい理由がある。人は實在の場合を、それが下屬する本質から「偶然」と見ることに慣れてゐる。その際、本質はそれに對して必然者として立つのである。併しこの見方では眞と偽とは救ひ難く混合されてゐる。こゝで考へられてゐるよく知られた關係は一體何を意味するか。まさか實在の場合が實在的に偶然であると言ふのではあるまい。何となれば決してさうではないからである。實在の場合は寧ろたゞ本質偶然的である。それは固よりそれが屬する本質が要求する如く必然的に然かあるのである。併しそれがそれ以上に、この場合としての個性に於て如何にあるかに對しては、本質は何も規定しないのである、それは本質からは偶然である。これは「類」の下の「種」の特性にも特有である所の同一の本質偶然性である。

本質必然性以外の必然性がないとすれば——これが古い本質論の信仰であつた——、實際實在の場合に於ける個的のものは一般に偶然となる。併し實際は實在の場合に實在的に必然的である、更に、この個的のものが基いて以て同時に實在的に可能的に且つ實在的に必然的である實在條件の全體があるのであるから(第十九節の(二))、事情は逆になる。何となればこの必然性は實在者にのみ加はり、本質には加はらないからである。實在の場合は、本質的に偶然的であると同時に、實在的に必然的である。

それ故本質必然性はこゝで充分でない。本質必然性は普遍的な本質特徴の下方になほ個的の規定を持つ一切のものに於て無力である。それは一切の何處までもたゞ普遍的のもののみに関し、特殊のものは偶然——又は他の必然性に委ねる。併し後者も本質必然性からは偶然的である。實在必然性はその平面では通通的である。本質必然性は制限されてゐる。

同時にこゝでこの關係は、實在者との境界線のみに関せず、もつと普遍的なものであることが見られる。これは本質必然性の、理念的存在そのもの、内部に於ても段階から段階へ「種」に於ける特殊なもの、偶然性を形成するのと同じの無力である。何となれば如何なる手品を以てしても、「類」の貧弱な規定から「種」の豊かな規定が生ずることは出来ないからである。本質領域には特殊なものそのものに對する「充分な理由」はない。何となれば理由はたゞ一般的なものにのみあり得る譯であるが（規定は下の方へのみ行く）、そこには寧ろ却つて理由はあり得ないからである。このことは段階構造のどの高さにも妥當する。

このことは決して本質領域に於ける一切が偶然的だと云ふのではない。種に於ける普遍的なものは、何處までも「類」に基いて必然的である、しかも段階構造のどの高さでも同様である。併し正にこのやうな制限のために、この必然性の重みは、その妥當の嚴密性にも拘はらず、少ないのである。

〔三〕 並行諸體系の偶然性

更にもう一つの方面から偶然性の侵入を明かにすることが出来る。偶然性によつて制限されるといふことは一切の必然性の本質である、現實性への外的依存がそれを伴ふのである。どの境界も様相的根本法則に従ふのである。實在者ではこの制限はたゞ境界の限界に於てのみ示された。こゝでは關聯の最初のもの、と全體のみが偶然である。併しこ

それは、選言的可能性を知らない境域、従つて並行的體系の「多」に對して餘地のない境域に於てのみさうであり得るのである。

選言的並行體系に分たれてゐる境域では別である。こゝでは通通的な規定關聯はたゞ諸體系の内部に於て支配し得るのみである。各々の體系に於て必然性は上の方より普遍的なものへ還元される——併し無限にでもなく、また境域の限界までもない、たゞ漸くこの體系の限界までである、即ち體系が他の・自己と並行の諸體系と分裂する所までである。

幾何學に於てさうである。橢圓的空間——即ちその形象の特殊の諸性質——の定理の必然性は、この特別の空間の、即ちその次元の橢圓形の根本諸性質に基く、換言すればその諸公理の體系に基く。これ等の根本性質が丁度それがある如くあるといふことは、それに對しては幾何學的には何等必然性はない。それ故それは本質的に偶然的である。従つてそれと並列的な、他の根本性質を有する空間性、例へば双曲線的又はまたユークリットの次元の形態をもつた空間性に對しても活動餘地が存する。これ等の本質可能的な諸空間の選言的な型は勿論空間性一般の特殊化（「種」）として存する、従つてこの「類」の必然性を共同に自己に有する。併しその特殊性は「類」の必然性に基いて必然的ではない。それ故並行的幾何學的體系の相對的、最初は本質偶然的である。それと共にこれ等の諸體系の全體もまた偶然的である。何となればその一つが全體として本質必然的としても、他のものは——それに對して排斥的であるから——本質不可能的になるであらう。これは明かに純粹幾何學の事情に反する。ライプニッツの可能な諸世界に就ても、一人の人間の個人的本質可能性に就ても全く同様である。

それ故、實在者に於て、偶然者を境域の限界へ追放したのと同一の・必然性の内的法則が、理念的存在では偶然者を境域の真中へ引き入れる。本質可能性の非分裂性（その選言性）は、本質領域を小さな諸全體に分裂させた。それは、それによつて規定の統一を細断し、必然的に關聯するもの、領域を分裂せしめ、選言化された諸體系の充足根據を現はれないやうにする。

この歸結は、自己に於て必然的なもの、並行諸領域は、全體としては本質偶然的であると云ふことである。偶然者はこゝでも齊合的にたゞ體系の「始め」にのみ存する。併し體系は複數として共存するが故に、「始め」とそれに相應する全體の複數が共存する。これ等は境域の内部に止まる本質偶然者である。

さてこの關係は普遍者の個々の高さの位置を特色附けるものでなく、本質領域の全段階構造を「類」から「種」へ下方へ貫くことを考へれば、偶然者の要素も全本質領域を貫き、更に下方へ特殊化と共に増加することは明かである。かくて本質の序列に於ては必然性の細い糸が残るのみとなる。

〔四〕 本質非現實性と非共可能性

事情がこのやうに闡明された後では間様相的法則の演繹に取りかゝることが出来る譯であるが、併し様相表にはまだ缺點があり、否定的の様相が説明されてゐない。

第十一圖（第四十二節の〔五〕）の排列ではまだ偶然性が缺けてゐる、しかも今や偶然性は理念的存在に於ける重要な要因として證明されたのである。この様相の前に研究された不安定性、即ち、一部は肯定的な、一部は否定的な、同時に又一

部は絶對的な、一部は關係的な性質を想起すると、これを何處へ入れるかに就ては疑ひはない。即ち、これは限界線の交叉點、これ等の諸反對の相接觸する處に来るべきである。偶然性はそれによつて分裂しない可能性と並行に立つ、併しその項への並行ではない。それでその時にも正の可能性への並行位置に立つ本質現實性は、必然性と偶然性に對して、なほやはり無記的たることが出来る。それが必然性と否定的可能性に對しても無記的であるのと同様である。

併しその否定的な反對様相たる本質非現實性をそれと比較する時には、それが圖式(第十一圖)に於て正しい位置にないことが容易に確信される。事柄は至極簡單なやうに見える。即ち、Aの單なる積極的の可能存在が既にその理念的の現存をも意味するならば、その非存在の可能存在はその理念的の非現存を意味せねばならぬだらう。従つて本質非現實性は同様に否定的本質可能性の隨伴様相であらねばならぬだらう、恰も本質現實性が肯定的な本質可能性の隨伴様相である如く。併し今このことの誤れることが示される。

若し本質可能性が分裂して居つたならば、そのことは當つてゐたであらう。併し非存在可能性が選言的に存在可能性と共存し、そして存在可能性が既に自己から現實性を包含するならば、非存在可能性は非現實性を包含することは出来ない。然らざれば同一のAが、本質領域に於て、同時に存立し、又存立しないと云ふことになるであらう。そのことは自己矛盾である。何となればこゝで拘はるのは、違つた體系に於ける存立と非存立ではなく、理念的存在一般に於けるそれだからである。こゝではまだ共可能性の限界は全然はいり込まない。理念的の非存在の可能性は、「一體にして存立しないこと」の可能性である。従つてこの可能性は、たゞ同じ範圍でのみ本質非現實性を包含し得ること

にならう。併しそのことは寧ろ出来ないのである、何となれば肯定的の可能性がそれを排斥するからである。

それ故否定的の可能性は、理念的存在では肯定的可能性と同じ擔荷力のものではない。それは非現實性には間に合はない。その存在が本質可能的であるところのものは、それによつて既に理念的存立を有する。併しその非存在が本質可能的であるところのものは、それだからとてまだ一切の理念的存立から排斥されない。それ故次の如く言ふことも出来る。即ち、理念的の非現存は理念的現存よりもより大なる規定性の様相である。理念的現存は本質領域の何處か、一體にして存立することを意味するのみであるのに、理念的の非現存は全本質領域からの排除を意味する。そのやうな排除にはどの可能性も間に合はない。そこにはより多くが必要である。

これによつて、否定的可能性の代りに、非共可能性を理念的の非現存の負擔者として看做すことが最も適當と考へられる。非共可能性は實際排斥されてあることを意味するのである。そして、非共可能性は、もし理念的の存在が非共可能的の體系の並行性を包括しなかつたならば、實際にもその負擔に堪へたであらう。共可能なのは一つの體系に屬するもののみであつて、全境域ではない。體系そのものは決して共可能的ではない、しかもそれ等は同一境域に並存する。それ故非共可能性は單に一つの體系からの排除であつて、全境域からの排除ではない。それ故單に非共可能である所のは、境域に於て充分理念的存立を持ち得るのである。非共可能性は、非存在可能性と同様に、理念的の非存立を保證しない。非共可能性も明かに本質非現實性を包含しない。それ故本質非現實性を、様相表に於て、その同伴の様相としての非共可能性の脇に置くことは出来ない、それはもつとずつと大きい規定性を要求する。

それ故非現實性に於ては、更に降つて、極端に否定的な様相、不可能性まで行かねばならない。これで初めて充分

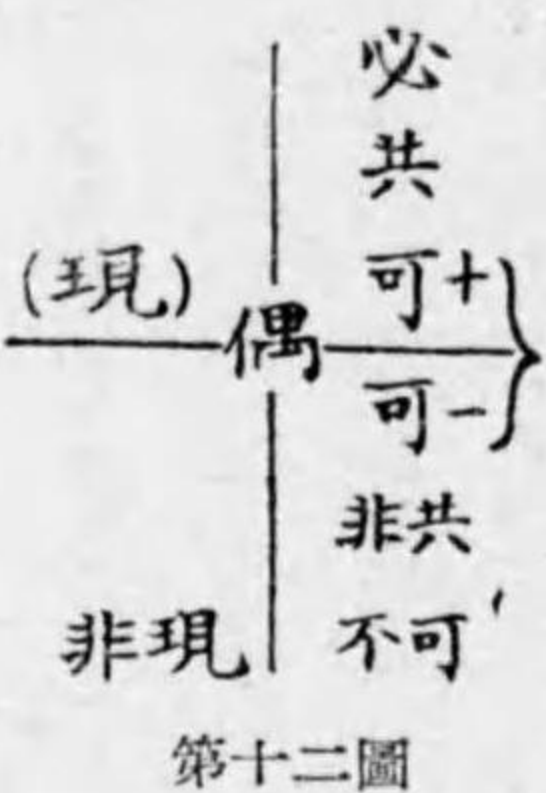
である。何となれば不可能性は實際全境域から排除されてあることを意味するからである。そしてこれが理念的非存在の意味なのである。本質非現實性は非存在可能に基く非存在を意味する。存在可能が存在に間に合ふ境域では、非存在には非存在可能を要する。理念者の領域は可能性の領域である、そこでは現實存在には多くのものを要しない。併し正にその故に非現實存在にはそれだけ多くを要する。他の存立者に對する矛盾でさへ足りない。矛盾は一つの體系から排除するだけで、並行諸體系から排除するのではない。たゞ「一體にして存在し得ない」といふだけが理念的非現實性に間に合ふ。即ち、自己自身に於て又は「類」に對して矛盾するもののみが、理念的に非現實的である。

純形式的にもこの結論は明瞭である。本質可能的の一切のものが既に本質現實的でもあるならば、然らば明かに本質不可能者のみが僅かに本質非現實的であり得る。一切の他のものは、それが可能であるから、理念的に現實的である。現實性と非現實性とは相反的對立に立つ。それ故現實性が肯定的な可能性に固く並置されてゐるならば、非現實性は必然的に肯定的可能性の相反的對立に並置されてゐなければならない。併しそれは非存在の可能性ではなく、不可能性である。

〔五〕 本質様相の終局的の表

さて絶對的様相の側に於て、本質非現實性を、否定的可能性に對する並行位置(第十一圖第四十二節の〔五〕)から、不可能性への並行位置といふ遙かに大なる規定性へ移す時には、様相表に於て現實性と非現實性の對立は特有な中心を離れた位置に來る。

本質現實性に對しては、最も不規定的な正の本質様相で充分である、本質非現實性には最も規定された負の様相で初めて間に合ふ。この對立も理念的存在には非常に特有である。この對立は、既に純形式的に排列の圖式に於ても目立つことによつて(第十二圖)、最もよく理念的存在に於ける絶對的様相の後退を表現する、この後退は關係的様相の獨裁によつて起るのである(第四十節の〔三〕)。單なる「理念的存立」は、本質領域の關係的の廣さと多面性に於ては様相的最少である、——その境域で様相的の最大を意味する實在現實性への極端な反對である——、そしてこのやうな極小からは容易に或る物は排除されない。たゞ自己に於て矛盾するもの、「類」に矛盾するものが排除されるのみである。一切の他のもの、他の存立者に矛盾するものもやはり理念的存立を有する。本質現實性は極めて意味が少ない。それは直接不可能でない一切のものに對して餘地を有する。それで、否定的なものでは、最も嚴密な必然性で初めて間に合ふのに、肯定的なものに於ては、最小の可能性も既に理念的現實存在



と非現實存在とを決定するに足るのである。このことも實在境域では逆である。即ち、そこで非現實性にはたゞ一つの實在條件が缺ければよい、然るに現實存在には可能性と必然性との全體的條件連鎖に基く充分な一致で初めて間に合ふのである。實在者に於ては常にたゞ僅かのものが可能である、理念的存在ではたゞ僅かのものが不可能である。前者では充足理由なしには何物も存立しない、後者では非常に多くのものが存立する。實在的存在の様相表では偶然性が缺如し、理念的存在の様相表では偶然性が中心の位置に來たのはこのためである。

なほ多くのことがそれと關聯する。現實性と非現實性とは理念的存在では同じ價値でない。無記性がたゞ比較的規

定されない様相に於て現はれるといふことは、様相の遍通的法則である。必然性と不可能性はどの境域でも無記的ではない。實在者では無記性は一體にしてなくなつてゐる、そこでは規定されない様相は一つもない。理念的境域では可能性ばかりでなく、共可能性、非共可能性も或る種の非決定性を示す。結論は、こゝでは一切の中間の様相は無記的であり、極端なもののみが無記でないと云ふことになる。併しこのことは絶対的様相に取つては著しい不均整を意味する。即ち、本質現實性は必然性と偶然性に對して無記的であるが、本質非現實性は(非存在の)不可能性と偶然性に對して無記的ではない、却つて不可能性を包含する。前者は不可能性のみを排斥する、後者は一切の肯定的の様相を排斥する、そして二つの他の否定的の様相を包含する。

この不均整は全様相表に於て、及びその法則に於て現はれる。こゝでは負の様相は正の様相の忠實な影像ではない。關係的の様相もさうでない。様相表の排列ではこのことは分らないかも知れない。併し我々は一切の排列は一體にして一つの補助手段であつて、こゝでは本質的のことは表現され得ないことを忘れてはならない。委しいことは間様相的法則によつて擱まれる。こゝで初めて理念的境域の様相的構造に對して不均整が如何なる歸結を有するかを示される。

第四十五節 理念的在存の間様相的法則

〔一〕 本質様相の排斥法則

間様相的關係の三つの可能な型——無記性、排斥及び包含——の間には、與へられた様相表に於けるその擴がりに於て、相互依存が支配してゐる。これは簡単に次の如く規定し得る。即ち、排斥と包含は無記性に譲ると。無記性は兩者に對して共に反對する、これは否定的に規定された關係(排斥)も肯定的に規定された關係(包含)もない處では、何處でも残る所の不規定的な關係である。實在者では無記性は消えてゐる、何となれば一切の様相は相互に一定の關係を示すからである。理念的在存では選言的可能性と必然性の限局によつて不規定性はいはゆる。それは非共可能性の共存として、並に理念的偶然として現はれて來る。かくて無記性は中間の様相の上に擴がる。排斥と包含は押しつけられる。

排斥關係は極端な様相の周りに集まる。必然性と不可能性の外には非現實性も極端な様相である。その他では相反的に反對する共可能性と非共可能性の様相が排斥關係に立つのみである。他の四つの様相は、自分が排斥される様相のみを排斥する、何となれば一切の排斥關係は相互的だからである。二つの可能性様相(可⁺と可⁻)はこの關係では分離して現はれる。兎に角次の四つの排斥法則は、上述の理念的在存様相の特質に基いて直接に明瞭であると思ふ。

- (一) 必然性は、理念的在存では、不可能性、非現實性、非共可能性及び負の可能性を排斥する。偶然性も同様である。又この逆も妥當する。
- (二) 不可能性は、理念的在存では、必然性、共可能性、現實性及び正の可能性を排斥する。(非存在の)偶然性も同様である。又この逆も妥當する。
- (三) 非現實性は、理念的在存では、不可能性(非現實性はこれの並行様相である)と同一の諸様相を排斥する、

そして逆にそれ等によつて排斥される。

(四) 共可能性は非共可能性を排斥する、又この逆も妥當する。

この四つの法則の中で第三のものが最も重要である。何となれば本質不可能性は偶然性を排斥するが故に——本質不可能性そのものは負の必然性である——、本質非現實性も偶然性を排斥する。それ故本質非現實性は本質現實性に對して著しい對立をなす、本質現實性は極めて偶然たることが出來、又多くはさうである。本質現實性は不可能性を含む、本質非現實性は可能性のみを含み、必然性は含まない。理念的境域では偶然的な非存在はない、併し多くの偶然的な存在はある。非存在的なのはこゝでは自己矛盾的のもののみである、併しこゝでは自己矛盾的でないものは凡て存在的である。

恐らく、非共可能性も正の可能性を排斥し、同様に共可能性も負の可能性を排斥せねばならぬと考へられるかも知れない。併し決してさうではない。何となれば肯定的に本質可能的なのは丁度(選言化された體系並列に於ける)非共可能的なものだからである。共可能者は負の本質可能性を排斥しない、何となれば後者は極めてよく前者と並列的に成立し得るからである。

〔二〕 本質様相の無記性法則

無記性の占める場所は、理念的存在では單に廣いばかりでなく、それは同一様相の屢々の無記性によつて擴張されたものである。このことは様相の大なる多様性を伴ふのである。これ等の一切の無記性が必ずしも線を越さないとい

ふもう一つの特徴がこれと關聯する。これは絶對的様相の後退の結果である。絶對的様相と關係的様相の限界線は丁度後者の獨裁によつて拂拭された。理念様相は實在様相よりも一體にしてそれ自身に於て同質的である。

こゝで第一に缺けてゐるのは、現實性と非現實性とに對する可能性の他の場合には特色ある、そして中心的な無記性である。それが缺けるのは、本質可能性の正項(可)が、本質現實性を包含し且つ本質非現實性を排斥するのに既に充分だからである。何となれば本質非現實性の背後に不可能性が立つからである(第三排斥法則)。その代り負の可能性(可)の特殊の無記性がある、しかも二重の。そこからして、本質可能性の非分裂性にも拘はらず、しかも負項が正項とは別に置かれてあると云ふことが出て來る。様相表の不均整は可能性様相へ働き返す。兎もあれ、無記性は次の如くである。

(一) 正の可能性——それと共に現實性——は、理念的存在では、(a)共可能性と非共可能性に對して、(b)必然性と負の可能性に對して、(c)必然性と偶然性に對して無記的である(こゝでbとcでは、必然性の両面は別々に現はれる)。

(二) 負の可能性は、理念的存在では、(a)正の可能性と不可能性に對して、(b)現實性と非現實性に對して無記的である。

(三) 共可能性は、理念的存在では、(a)必然性と負の可能性に對して、(b)必然性と偶然性に對して無記的である。(併し現實性と非現實性に對してはさうでない)。

(四) 非共可能性は、理念的存在では、(a)正の可能性と不可能性に對して、(b)現實性と非現實性に對して無記

的である。

こゝで第五として偶然性の無記性を言ふことが出来さうである。偶然性は直接にはたゞ絶対的様相に於て現はれ、非現實性は然るに理念的存在では不可能性に結ばれて居り、従つて偶然性を排斥するが故に、それで偶然性はたゞ現實性に附着することが出来るのみである。そして現實性の無記性は偶然性に取つては共可能性と非共可能性に對して問題になり得るのみである。併しこのことはこゝでは從屬的役割を演ずるのみである。

本質様相のこれ等の無記性に於て不均整は實際非常に目立つ。正の可能性は負の可能性と、共可能性は非共可能性と非常に違つた振舞ひをする。非現實性は一體にして無記性をもたない、然るに現實性は三種の無記性を示してゐる。正の可能性も、また共可能性も、現實性と非現實性に對して無記的ではない。この凡ては結局非現實性の中心を外れた位置に還元される。何となれば可能者も共可能者も不可能たることは出来ない。然るにたゞ不可能者のみが本質非現實的である。これに反して非共可能者は不可能たり得る、負の可能性も同様である。併し兩者はまた可能たることも出来る。それによつて現實たることが出来る。何となれば非共可能者はそれ自體不可能ではない、理念的存在はその諸體系の並行性に於てそれに對する餘地を有する。

これ等の法則に於ても正と負の可能性が相互に分離してゐることが明瞭に現はれてゐる。兩者は固より選言的に現はれるが、併し同様相的關係に於ては相別れて、色々の無記性と色々の排斥とを以て現はれる。兩者は相互に固く結合しない。内的無記性は外的の無記性に席を譲る。それは初めから本質現實性の位置によつて危くされてゐる、本質現實性は正の可能性との並行様相として、正の可能性に對して、負の可能性に比して非常な優越を與へる。何となれば負の可能性は相應した並行様相をもたないからである。非現實性はそれには従はない。不可能性に對して初めて従ふのである。

この關係の半面は、非現實性が一切の無記性から免れてゐることである。非現實性は二重に無記的であると期待されるかも知れない。(一)正の可能性と不可能性に對して、(二)偶然性と不可能性に對して。併し實際は何れも當つてゐない。非現實性は不可能性と相互に包含關係に立つ、従つて正の可能性と(非存在の)偶然性を排斥する。理念的存在には否定的に偶然的のものはない。偶然性は本質現實的なものに制限される。それ故本質必然性はたゞ肯定的なものに於てのみ制限されてゐる、こゝのみには可能者の非常な擴がりがある。

更に、共可能性も必然性と非存在可能性に對して無記的であるといふことは特別に興味がある。それがどの方面でも無矛盾的であつたならば、それは全體的規定に近づき、必然性を包含せねばならなかつたらう。この條件は簡單な本質構造の領域では——數學的存在の或る領域では——大體充されてゐる。併しそれは決して何處でも充されてゐるといふのではない、共可能性の本質にも屬さない。並行體系は他の可能性に開かれてゐる。

共可能者は制限された體系の内部に於てのみ無矛盾性を有する、それを越してゐない。それ故それは必然性とは原則的に一致することは出来ない。Aの常に固く組立てられた規定複合體Xとの單なる共可能性は、非AのXとの共可能性を排斥しない。Xは常に非Aと並行體系を形成することが出来る。AがXから出て來るとすれば、非AはXから排斥されるであらう。併しAのXとの單なる調和性はまだ「出て來る」といふことを意味しない。共可能者の必然性に對する無記性はそこから生ずる。共可能性そのものはそれ故偶然的ではない、何となればそれは内容的本質關係

を表現するからである。共可能性に於て偶然なのは、一體にしてAが現はれると云ふことである。Aは「類」としてのXに對する「種」の特性である。然るに必然性は理念的存在では「類」から「種」へ働くが、併しそれは「種」に於ける普遍的なものに關してある。

〔三〕 本質様相の包含法則

無記法則、排斥法則によつて理念的存在に於ける包含の範圍は初めから非常に狭められてゐる。この限局に於ても一度在り方の對立が明瞭に現はれる。實在的存在では一切の正の様相は互に包含する、一切の負の様相も同様である(第十四節)。理念的存在では無記性は中間の様相の周りに集まる。それによつて包含は極端の様相へ追ひやられる(第十五節)。理念的存在は、より規定された様相が少なく規定された様相を含むのみで、その逆は成立しないといふ法則に従ふ。圖式(第十二圖)で言へば、このことは、包含は凡て中央への傾向を有すると云ふことになる。何となれば、正の様相を負の様相から分つ水平の限界線の周りに於て不規定性は最大だからである。それから離れる程不規定性は減ずる。絶對の様相が、各關係の様相に對する並行位置に於て示す二つの相互的包含のみは、特殊の地位を占める。併しここでは包含性格そのものが變化してゐる。それは等價に近づき、完全な被覆關係を表現する。

選言的可能性の二つの項は、理念的存在に於ては相互に包含しないと云ふことが先取される。このことは選言性の制限を意味する。存在の可能性は純粹にそのものとしては勿論非存在の可能性を許す、又反對の場合も妥當する、併し兩者は分裂しても現はれる。そして分裂に於てのみ他の包含を満足せしめることが出来る。このことは本質様相の

最初の二つの無記法則が、兩者は原則的に相互に無記的であることを言つてゐるのでも知られる。

これによつて、正の本質諸様相の包含法則は次の如く總括される。

- (一) 本質必然性は共可能性と正の本質可能性を包含する。
- (二) 共可能性は正の本質可能性を包含する。
- (三) 正の本質可能性と本質現實性は相互に包含する。
- (四) それ故本質必然性と共可能性は本質現實性をも包含する。

最後の法則は單なる系に過ぎないが、併し重要さに於ては變りがない。こゝで第五の法則として、偶然性は本質現實性(従つてまた本質可能性)を包含する、と云ふことを附加することが出来る。何となれば理念的存在では既に示された如く、偶然存在は肯定的なものに限られるからである。併しこれは本來の包含とは言へない、何となれば偶然性は理念的存立の附加の様相としてのみ現はれるからである。

この四つの法則の總括は別様にも形成することが出来る。分離した形式では次の如くにも表現される。

本質可能的なものは本質現實的でもある。又その逆も言はれる。

共可能的なものは、また本質可能的及び本質現實的である。併しその逆は言へない。

本質必然的なものは、共可能的、本質可能的、及び本質現實的でもある。併しその逆は言へない。

(更に、本質偶然的なものは、本質可能的及び本質現實的でもある、と言ふことが加はる)。

第二、第三の命題に對しても注意すべきことは、本質現實性は非共可能者も共可能者も許し、また必然者も偶然者

も許すことである。それ故これ等の包含は倒逆は許さない。本質現實性の無記性がある間に押し入る。その際、更に本質領域の二つの特色ある根本特徴が現はれる。即ち、非共可能者の理念的共存と特殊なもの、本質偶然性とである。

それと反對に負の本質諸様相の包含法則は次の如くなる。

- (一) 本質不可能性は非共可能性と負の本質可能性を包含する。
- (二) 共可能性は負の本質可能性を包含する。
- (三) 本質不可能性と本質非現實性とは相互に包含する。
- (四) 本質非現實性はそれ故また非共可能性と負の本質可能性を包含する。

最後の命題は單なる系である。少くとも最初の三つの命題から出發するとさうである。併しこのやうな出發は適當でない。法則は寧ろ凡てそれ自身に於て明瞭である。このことは丁度負の様相でよく目立つ。さてこれを正の様相の場合と似たやうな仕方では並列換へをさせると、負の様相の包含法則の正の様相の包含法則に對する對立は一層明瞭に現はれる。即ち、

本質非現實的なものは、また本質不可能的である。その逆も妥當する。
本質不可能的なものは、また非共可能的であり、負的に本質可能的である。併しその逆は當らない。
本質非現實的なものは、それ故また非共可能的であり、負的に本質可能的である。併しその逆は當らない。
非共可能的なものは、それはまた負的に本質可能的である。併しその逆は當らない。

それ故非共可能者は本質非現實的ではない、何となればそれは本質不可能的ではないからである。相互に共可能的な諸體系の並行性は、丁度非共可能者の可能性である。それ故非共可能者も理念的に非現實的ではない。非現實的なのは一體にして自己に於て矛盾するもののみである、單に他の理念的に存立するものに矛盾するものではない、即ち不可能者のみである。然るに不可能性は負の必然性であるから、それによつて偶然性が本質非現實性から排除されてゐると云ふことになる。

こゝで、即ち否定的なものに於て凡てを獨裁する矛盾律は、正に最も嚴格な負の必然性の根本原理である。理念的現存は無矛盾性以外のものによつては制約されない、それ故それは何の「歸結」も必然性も包含しない、これに反して理念的現存は矛盾そのものによつて制約される。矛盾はそれ自身に於て嚴密な、即ち矛盾するもの、撃滅といふ「歸結」を有する。それ故理念的に存立するものに於て、偶然に廣い活動領域を有する、併し存立しないものに於ては活動餘地を有さない。

〔四〕 理念的存在の不完全性

これ等の間様相的法則に於て一切の不調和が消えたのではない。可能性に就ては或る種の曖昧が残つてゐる。即ち可能性は或る時は選言的に、或る時は分裂して現はれる。前者はその無矛盾性としての意味に於て、並に「類」の下に於ける「種」の共存に於て現はれ、後者は間様相的法則に於て現はれる。この曖昧は、若しその背後に他のものがなかつたならば、様相を軟化せしめずには措かなかつたであらう。

この他のものとは理念的存在の不完全性である。不完全性とは判断に於ける弱められた存在とは全く別なものである。判断に於ける存在は一體にして本来の存在ではなく、定立された存在であつた。これは何時も他の境域に存する條件（所與性）による被媒介的存在といふのと同様の意味である。これに反して理念的存在は眞の存在である、たゞそれは最後まで規定された存在ではない。それには或る種の不規定性が残つてゐる。必然性の制限、可能性の優越、その選言性、非共可能者の並行性、本質現實性の重みのないことはそこから來るのである。

これ等の根本特徴は凡て段階組立の構造に還元される、「種」に於ける特質が「類」から規定されてゐないことに還元される。この段階組立に於ける各平面は、それ自身では完全に規定されてゐるが、併し何時も並行の「種」に於て選言化される、そしてそのうちの特殊のものは偶然的として残る。その結果は、本質領域の全體から見れば、個々の平面が不完全に規定されて残ると云ふことになる。實在者に於ける如く只一つの平面のみある處ではそのやうな不完全性は取り除けられる。この一つの平面、即ち個的のもの、平面は理念的存在では全然達せられない。一切の本質はこのやうな平面の上方で浮動する、普遍性の中に止まる。更に普遍者の本質には、それ以上の特殊化を許すといふことが存する。個的なもの、本質さへそのものとしては個的の本質ではない。それ故理念的存在は實在者から見れば、可能な存在の領域である。假相は洞觀されたが、併し取除けはされなかつた。

それ故段階組立に於て事情は次の如くである。即ち、一つの體系の内部では一切は共可能的である、従つて選言的に可能的ではない。AがXなる體系と共可能的であることは、非Aが體系Xと共可能的であることを排斥しないが、併しそれを要求もしない。このことは共可能性は必然性と負の可能性に對して無記的であるといふ第三の無記性法則

の意味であつた。若し非Aが排斥されたとすれば、共可能性は必然性を含まねばならぬだらう。併し體系の外部では共可能性も止む。こゝでは並行性が支配する。そして並行性は選言的可能性の形式を取る。

それ故共可能性に於て本質可能性は分裂する、次に既に分裂したのものとしてその中に入り込む。何となれば分裂性は選言的諸項が相互に衝突することを要しない。それ等が互に不離に依存せず、相互に他を伴はないと云ふので充分である。それが共可能性に於て充される。それ故本質必然性は、共可能性を包含し、それと共に同時に、負の可能性を引き入れることなしに正の可能性を包含することが出来るのである。

かくして本質可能性が如何にして本質必然性の中に含まれ得るか、一體にして了解される。實在者に於ける如き完全な存在の境域では、かゝることは二つの可能性相互の激しい衝突なしには不可能であらう。併し或る境域の形象の規定が相對的に完全である時には——即ち、一定の平面に對してのみ完全で、下の方へは全く不完全である時には、事柄は全く別である。その時は可能性は分裂しないものとして、「種」に於ける特質の一つの様相に過ぎないものとなる。これに反して「種」に於ける普遍者は偏頗な可能性を有するに過ぎない。それ故必然性はたゞ普遍的なものに且つ遍通的に依繋するのである。何となれば普遍的なものは、如何に特殊化された「種」に於ても、それが「類」から出たのとは別々ではあり得ないからである。

第三章 認識の様相問題

第四十六節 外的及び内的認識様相

〔一〕 認識の實在様相と實在規定

認識の在り方はそのものとしては特殊のものではない、それは全然實在性に屬する。認識は精神的存在の一つの形式である。然るに精神は言葉の十分な意味に於て一つの實在者である。若し實在性の下に物體性を意味し、又は物質性さへも意味する時には、要するに一つの在り方を意味するだけの術語に、唯物論、自然主義又は類似の國內流行の通俗説の一つを押し付ける時には、それは逆説的以外の何物でもない。

就中我々は存在論に於て自己を自由にすべきである。實在者の特有な特徴は全く次の如きものに外ならない。(一) その過程範疇たる生滅をもつた時間性。(二) 個性、唯一性、一回性及び、(三) 實在關聯に於ける規定の完全性(現實性の實在法則)。普通實在性に歸せられる他の一切の事柄は、實際は實在者の個々の層に、しかもそれは主として低い層に當嵌まるのみである。

上述の特徴は精神的存在の一切の特殊の形態に充分に且つ完全に當嵌まる。精神的存在は、何時も何處でもそれが現はれる所では時間的に制限され、特殊の發達過程を示し、その發展法則を、その歴史性を有し、凡ゆる時期に於て非反覆的、唯一的且つ一回きりである、個的のものである。個的であることは個人に於けると同様に、國民や時代に就ても言れる。従つてそれは一切の過程的なもの、規定をも自己に有する。精神は如何なる形態を取るにしても、複雑な且つそれ自身歴史的な條件連鎖の産物である。それはそれがあるより別ではなく、それがなるより別にもなり得ない。詰り、精神は一般的な「現實性の實在法則」に従ふ、この點低い實在層の存在者と同様である。

この實在性格は一切の認識に付いてゐる。この性格は既に認識の根本構造、主客關係に於て表はれてゐる。主體も客體も共に實在性格を有する、兩者の關係も結局實在關係である。しかもそれは生活關聯に於て、同一主體が同一の客體界と結び付けられる多くの關係の中の一つの關係である。所有する、使用する、加工する、形成するは、このやうな關係である。認識はこれ等の凡てと過程性格及び發展性格を共有する。我々の認識は一體にして認識過程以外の形式では知られない。どの時期でも認識は唯一且つ一回きりで、そしてこの個性に於ても過ぎ去る。何となれば、過程は靜止しない、一つの時期は他の同じく獨自な諸時期へと移つて行くからである。認識論はこれ等のことを無視することは出来ない、抽象的に單なる「意味内容」としての内容を取扱ふことは出来ない。然らざれば内容の意味構造を把握するだけで、對象把握の本來的のものは素通りすることになる。認識は寧ろこのことこそ取り逃がしてはならないのである。

かくて認識に於ても「現實性の實在法則」が充されるのである、それと同時に實在者の全様相法則及び規定法則が充される。認識は、それが可能的である時にはまた現實的になる。それが現實的である時には、また必然的であり、且つ起らざることも出来ない、又別様にも起れない。それが起らない時にはそれは可能的でもないのである。この

可能性とこの必然性とは認識過程の様相である、又は認識の實在様相である。これ等の様相は、實在的にそれがあつたものとしての認識、働き・関係・特殊の存在関係としての認識に關係する。これ等の様相及び様相關係の正しさは決して疑はれない。

認識過程がそれだからとて下から（外的情勢、事情、所與關係、又はまた内的な肉體的素地によつて）規定されることも否定は出来ない。これは高いもの、低いものからの範疇的依存であつて、自然主義的の説明と混同してはならない。實在者が層になつてゐなかつたならば、勿論只一つの規定の型が全體を支配せねばならぬだらう。層になつてゐる實在界では規定の形式も層になる。高いものは低い規定からは一體にして生じない、そのみに基いては一體にして、實在的に可能でない、その特殊條件の全體性が缺けるからである。認識は常に、一切の他の規定に自己自身の規定が加はつた時に初めて可能になる。この規定は心的なものに對しては新奇なものである、沉んや有機的のものと及び物的のものに對しては尙更である。

〔二〕 認識形象の様相と様相認識

それ故認識の實在様相に於ては新しいものは得られない。認識様相は全線に互つて他の一切の實在者に於けると同様である。認識様相の問題ではかゝることは問題でない、認識にのみ特有な、その他どの存在層にも現はれないやうな他の極めて獨特な様相と様相關係とが問題である。それは認識に對して、認識自身の内容が現はれる・即ち與へられる所の様相である。

何となれば實在過程としての認識はその内容と同一でない。過程もまた内容的のものである、内容の増加である。併し内容そのものは別なものであつて、過程とは別な現象様相を有する、主體及び對象とも別な現象様相を有する。この現象様相が本來の認識様相である。これ等が認識様相の新奇を形成する。次にはこの認識様相のみを取扱ふ。

これは勿論二次の様相で、獨立の存在様相ではない。併しそれは我々に認識される一切のものが、その様相段階に於て與へられる限り非常に重要である、丁度存在論的研究に取つても非常に重要である。認識は一切の知識の能與審延である、然るに存在論は存在者としての存在者の知識である。それ故一切の存在了解はこの所與形式から初めて得られねばならぬ。存在様相に就ての我々の知識は認識様相の媒介によつて初めて再獲得されねばならぬ。この再獲得は認識様相がその上に置いた所のものを取り去るといふ道を進む。それ故認識様相を取り出すことは、方法的には同時に存在様相、特に實在様相への試金石である。

認識の本質には、主體、客體及び兩者の關係の外に、第四の契機がある。即ち、その關係に於て作られた意識内容、即ち認識形象である。ライブニッツ的には、主體に於ける客體の代表（表象）、換言すれば主體に於ける客體の像である。この形象は意識の内容領域に屬する、それが代表する物は意識には常に對立的（超越的）である。それは對象の意識で、それ自身對象ではない。それ故その在り方は意識の在り方である。それは非常に分化された・多くのことに依存する所の・しかもその特質に於て獨立である所の在り方である。それ故認識形象の様相は意識様相の中で働く。併し問題は意識の存在ではなく、その内容の存在であるから、これ等の様相は認識意識には對象に於て現はれる。何となれば内容——即ち認識形象——の意識は、普通は對象の意識と並んで全然存在しないからである。内容は寧ろそ

れ自身対象の意識である、内容はそこで対象が意識に與へられる形式である。併しそれは認識の対象と並んで第二の所與ではない。

こゝがすなはち認識形象の特殊の様相が認識過程の實在様相から一義的に區別せられる點である。後者に於ては認識の可能性、同様に認識の現實性と必然性が問題である。これを認識の「外的様相」と名付けることが出来よう。これに對して認識の「内的様相」——認識像のそれ——は、於て以て対象が段階的様相に於て與へられる様相意識に成立する。

それ故こゝで問題は、認識の可能性ではなく、可能性の認識である。同様に認識の現實性、必然性ではなく、現實性、必然性の認識である。認識の内的様相をこの簡単な規定に齎すことによつて、様相意識の意識様相に對する區別は一義的に現はれる。

(三) 把握に於ける實在的様相關聯の解體

認識の内的様相を形成するこの様相意識に於て、対象の様相に對する特有の關係が現はれる。対象の様相は存在様相である、対象が何であるかによつて實在様相又は理念様相である。対象様相は対象意識に於て反映する。併し忠實には反映しない、凹凸ある鏡に於ける如く、すらされて、歪んで、反映する。

認識は対象の把握であるが、併し決して完全なものではない。一切の把握が充全ならば、対象の一切の實在必然性にはまた必然性の意識が相應せねばならぬだらう、又、一切の實在可能性には可能性の意識が相應せねばならぬだらう。併し實際はさうではない。實在可能性と實在必然性は實在現實者に於ては無記化され、それによつて意識に對して消失してゐる。それ故日常の經驗には何處にも現實性の意識があるが、それには可能性と必然性の知が全然伴はない。與へられた實在現實者は關係的様相に對する負擔的關係から分離して現はれる。それは實際偶然でないのに、偶然として現はれる。必然性の知識、可能性の了解は特別の考究によつて初めて獲得されねばならぬ。この考究は必ずしもなされる譯ではない。認識の日常の要求では普通は全然それを求めない、求めたとしても條件連鎖の斷片で満足するが、科學はもつと求める。それ故科學と共にもう一度、第二の歪められた様相意識が始まる。

それ故認識に於ける様相意識は實際歪んだ鏡である、何れにしても内容的対象意識と同様である。認識過程を下から支配する不充全性の法則は、認識の内的様相をその対象の様相から區別する。

存在論的にはこのことは、対象のその把握されることに對する特有な關係からもつと深く了解される。対象はそれ自體としてはそれがあつたものである。存在するものとしてのそれ自體では、それが把握されようとしてだけ把握されようと、一體にして何の區別もない。対象は把握に對しては無記的に振舞ふ、把握の限界に對しても無記的である。把握の限界は存在の限界ではない、それは單に対象の中に投射された認識限界である。従つて対象自身では不離に關聯してゐることも、対象の認識では分離して現はれることもあり得るのである。

このことを認識の様相意識に移すと、それから直接に、現實性意識は必然性意識から分離して、否、可能性意識からさへ分離して現はれ得ると云ふことが出て来る。それ故把握は實在者の様相關聯を分離する、勿論實在者自身に於ては、それは不可能である、實在者の表象に於ては、我々が形成する實在者に就ての意見又は觀念に於て

である、要するに認識像そのものに於てある。認識像は認識対象とは違つた形象である。兎もあれ、分離は構造に於て起ると同一のものである。何となれば把握は不完全であるが、対象はこの不完全性に對して無記的だからである。不完全性は対象を歪曲しない、表象を歪曲するのみである。現實性意識は分離されてゐる、何となれば対象の内容的把握はその實在條件の系列にまで達しない、況んやその全體を把握しないからである。然るに対象に特有な實在必然性も、實在可能性もこの全體性に根差すのである。

内的認識様相を外的のそれから區別しなかつたならば、この關係は全然了解が出来ないであらう。制約する所の対象様相、即ち対象の實在可能性の把握は、把握を制約する所の實在様相、即ち把握の實在可能性と何の關係もない。把握の可能性は現實性の單なる把握に限られ、その可能性の把握を除外することもあり得ない。把握の様相は対象の様相ではない、況んや対象意識のそれではない。内的認識様相が外的認識様相とは別であること、その相對的獨立性はそこから來るのである。対象認識に於ける対象様相の分離はそこから來るのである。

實在者は自己を基礎から築く、その被制約性、即ちその可能性と必然性から築き上げる。併し實在認識は基礎からは把握しない、所與から、外側から、存在的に二次的のものから把握する。そして與へられたものは、それには現實意識の様相に於て現はれる。

第四十七節 様相意識と様相的理解

〔一〕 直接の直観と理解

さて認識そのものがまた段階的な内容領域である。そして凡ゆる段階の認識意識が並存するが故に、諸段階も相互から或る種の分離に於て現はれる。

こゝで素朴な認識意識と發展した・謂は、科學的の認識意識の對照が問題ではなく、直觀的意識と理解的意識との他の對照が問題である。何となれば素朴な意識がどんな風に出來てゐるかは哲學的に問ふ人にはわからないからである。彼は素朴な意識を推理し、再建し得るが、併しそれは彼には與へられないのである。彼の意識は、自己反省の能力がある時には素朴ではない。他方、科學的意識も嘗て殆ど純粹に與へられたことはない。併し生活に於ても科學に於ても、直接に直観する意識と、意識的にはいり込み、捜し、問題を提出し、解決する意識とは區別することが出来る、兩者は認識の家政では互に色々と纏れては居るが。

直接に直観する意識は單に受取る所の、所與に頼る意識である。こゝでは現實性様相は全線に互つて主要なものではない。反省的の意識はこれに反して條件、根據を求め、關聯、依存を捜し、受容的直観には拒まれてゐる共觀の統一を形成する。この活動に於て理解が成立する。理解するとは、一つのことを他のものに基いて、又は他のものから、單なる直觀的所與では見られ得なかつたやうに分離して洞察に齎すことである。それ故理解に於ては關係

の様相が前面に出て来る。理解は全く可能性と必然性の意識に於て働く。その作用は共観的、受容的直観の作用は點描的である。

直観性そのものは勿論理解に於て後退する必要はない。理解は抽象ではない、理解は補助手段として概念を要するが、併しそれ自身概念ではない。理解は觀られたものを概観の統一の中に總括することである、對象關聯の導きによる認識の進歩である。個々形象が分離してゐる直接の直観とは反對である。

理解の眞に生きた擔荷的の要素である直観のこの契機は、Theorie (理論) なる語の元の意味である。何となれば *Declaratio* は「直観」を意味し、アリストテレスがこの意味で引き入れたのである。この語の色褪せた今日の意味のために人々はそれを忘れたのである。「一切の理論は灰色である」、凡ゆる知識の領域に於て素人はさう感ずるのである。彼は印刻された概念に頼る、これを透徹する直観の看過として利用することを知らない、従つてこれを可動的な理解の道具としないのである。概念はそれを生きた直観によつて充すことを知らない人には、實際一つの桎梏である、凝固した産物である。然る時には彼は生きた認識からは既に遠ざかつてゐる、概念のために既に事柄を忘れてゐる。彼は既に袋小路に陥つてゐる、そして彼が理論に於て獲得したものは、實際灰色である。

それ故理解に於て直観は何處までも主要なものである。たゞ直観そのものはこゝでは新奇なものではない。與へられたもの、直接性も直観的である。新奇なのは共観そのものである。共観は固より極めて特殊の道を行くのである。

(二) アポステリオリーの現實性意識、可能性と必然性のアプリオリーの理解

この區別の本質は内容的方面から最も明瞭に示される。直接の直観は經驗的に與へられた個々の場合から出發する。理解は普遍的なものから始まる、同質的のもの、法則から始まる。併しそれにも拘はらずそれは個々の場合の個性の理解たるものが極めてよくあり得るのである。それは普遍的なものから理解するのである、何となればそれは原型的なもの、本質的のものを個々の場合からの或る程度の獨立性に於て直観するものだからである。同様に直接の所與は極めてよく普遍的なもの、把握にまで導かれることが出来るのである。併し直接の所與は個々の場合から出發する、そしてそれが把握する一切のものは何處までも個々の場合に依存する。

生活でも科學でも二種類の把握は殆ど例外なく相伴ふ。我々は個々のものを知覺するや否や、直ちにそれを理解してゐる普遍者の中に引き入れ、それによつて或る限界に於て既に理解するのである。又我々は普遍的なものを理解するや、同様に必然的に凡てこれを個々の經驗に關係せしめ、それによつて與へられた關聯に接合せしめる。それ故區別に於て問題なのは、分離ではなく、把握そのもの、その相互錯綜に於ても決して全くは拭ひ去られない・屢々內的對立として感ぜられる異質性が問題である。

かくしてこの對立は、認識に於けるよく知られたアプリオリーとアポステリオリーの區別に歸着する。後者は直接所與の源である、前者は理解と深い洞察の源である。內的認識様相の問題に取つてはこの對立は、同一の存在者に對

する我々の認識の二重の関係性がこゝで表現される限り基礎的である。認識は、その一面たるアポステリオリの方面に於て、直接實在現實性に結び付けられてゐる、存在的にその背後に立つ實在可能性と實在必然性はその際飛び越されてゐる。然るに他の一面たるアプリオリの方面では、直接に實在可能性と實在必然性に結び付けられない、差當つてはそれに相應する本質様相に、次にその媒介によつて初めて實在關聯に結び付けられる。

實在者は本質領域の構造と法則によつて貫かれる、そしてこれ等が實在關聯の豊滿を竭盡しなくとも、併しその本質構造の一般的の圖式を形成する。かくしてアプリオリの認識そのものは、直接にはたゞ本質可能性と本質必然性を把握する。そこからして初めて實在關係性の遙かに複雑な組立にはいるのである。

こゝから二様のことが見られる。第一にアプリオリの認識に於ては可能性と必然性の洞察が問題である。與へられたもの、單なる受容とは違つた理解の共觀的性質はこゝに基く。第二に、この洞察は差當つてはたゞ本質可能性と本質必然性の洞察である。それは一方では——數學的及び本質洞察の仕方で——還元されない第一明證の形式で現れる。他方ではまた無矛盾性及び論理的歸結としての論理的様相の形式に於て、論理に特有な概觀の特色ある制限性に於て、即ちその都度そこに與へられたもの、そこに見られたものに依存して屈折して現はれる。このそこに見られたものそのものが又アプリオリに把握されたものかどうかは、こゝでは原則的には何の區別もない。

これが、何故、認識のアプリオリの要素に取つても、嚴重な科學的形態に於ても、本來の充分な實在可能性と實在必然性が一般に達せられず、たゞ近接的に把握されるのみであるかの理由である。これ等の實在様相は實在條件の全體に依存する。これ等の條件が一緒に與へられない限り——それが與へられないことが經驗的直觀の仕方を狭く

限るのである、——それはアプリオリに推理され得るのみである、しかも本質洞察に基いて、即ち何時も特殊性と内容充滿に於て實在の場合と一致しない普遍者に基いて推理され得るのみである。かくてアプリオリの認識は何時もたゞ條件連鎖の斷片を把握するのみである、従つてそれが計算する可能性は求められてゐる全體可能性ではない。それは單なる選言的可能性であつて、必然性の洞察を包含しない。

アポステリオリの認識は裸の事實意識である。この認識は我々を直接に、出來上つた實在現實性の前に置く。併しこのことは、この認識のみには限らない。その背後には、情緒的^{||}超越的の働き、體驗、經驗、受苦其の他一切のもの、遙かにより大なる重みがある。この背景と一緒にしてアポステリオリの認識は本來の實在證明である。^{*}認識様相に取つてこのことが非常に重要であるのは、それからして、一切の本來の實在證明は現實性の意識の様相をもち、可能性又は必然性の意識の様相をもたないと云ふことが出て來るからである。

^{*}『存在論の基礎附け』第二十七節—第三十五節参照。

これに對して實在對象の可能性と必然性に就ての一切の知識は、本質可能性と本質必然性の理解の迂路を取る。従つて理解は同様の直接性を以て實在的の可能存在と必然存在を關聯しない。こゝに達するには認識は常に遠い路を取る、そして普通は終りまで行くことの出來ない道を取るのである。

それ故アポステリオリの認識の様相はアプリオリの認識の様相とは根本的に違ふばかりでなく、全く違つた直接性と嚴密性とを有する、勿論直接のアプリオリの認識がある、併し實在認識の領域にはない。従つて實在者の理解は凡て媒介されたものである、本質領域が間に挿入されてゐる。その様相は併し實在性には充分でない。

〔三〕 理解の様相的迂路と假設の要素

理解と直接の直観とは決して、アプリアリーの認識とアポストリアリーの認識と同一の對立は形成しない、何となれば前二者の中には後の二者が含まれてゐるからである。併し理解には主としてアプリアリーの要素、直観には主としてアポストリアリーの要素が含まれてゐる。

この関係はその様相に反映する。理解と直観とは同一の認識様相を共通に有するが、併しそれは兩者に於てかなり違つた役割を演ずる。直観では現實性意識がまさり、理解では可能性と必然性の洞察がまさる。兩者ほどの認識に於ても全く一致することがないから、全認識の様相も全く相互に調和するといふことはない。それ等は相互に喰ひ違ひ、動搖的間様相的關係を示す。

一見した所では、實在認識と理念認識の區別を基礎にして、兩者の内的様相を分離して取り出すことが最も近道のやうに見える。かくすると區別は頗る明瞭だが、關聯はよく分らない。然るに認識の全體構造に取つては關聯こそ決定的のものである。純粹な本質認識は、個々の知識領域に於て、純粹數學、哲學的本質直観に於て見られるのみである。これは餘りに狭い斷片である。生活に於て、並に具體的科學に於ては理念認識と實在認識は常に相伴ふのである。與へられた實在現實者は本質洞察の出發平面である、然るに本質洞察は實在關聯を開顯し、かくて實在者の把握へ導く。この認識關係は正確に存在關係に相應する。何となれば理念的存在は本質構造として一切の實在者に含まれてゐるからである。たゞ例外的に我々は、本質認識によつて實在者の限界を越すのである。

その上、純粹な本質直観の内的様相は眞の自己構造をもたない。それは廣い範圍で論理的なもの、様相に従ふのである。普遍者の段階が全然それを支配する。たゞ最初の出發に於て原則的にそれを越すのである。この最初は被制約關聯から引き出されてゐる。それ等は直観されるか又は依存的のものから逆に推理されるかである。二つの場合に於て、それ等は或る種の認識偶然性にかゝつてゐる、この偶然性は取り去ることは出来ない、人はこの不都合から所謂「直接明證」で逃れようとしたが無駄であつた。實際に於て認識の最初の豫想は何處までも假說的である。この事實は、數學的科學の公理に就ての論争によつて極めて痛切に感じさせられる。

併しこの假說的の要素こそ理念認識にのみ特有なものではない、否、この要素はこゝでも最も長い間誤認されてゐた。實在認識こそ眞に、假設的な最初の豫想に導かれるのである、しかもそれは科學的の認識だけではないのである。空間性の本質法則は既に物の單純な知覺にも含まれてゐる、そしてそれは或る限界ではそれから獲得される。併し知覺はそのものとしてそれを保證しない、その中に織り込まれてゐるアプリアリーの本質認識が保證するのである。科學に至つては更に最も廣く假説を使用する、しかも普遍的法則に關してのみでなく、それが開顯する實在的現實的個々物に關しても。

この最後の點は内的認識様相の了解に非常に教訓的である。何處までも現實者から現實者へ、即ち與へられた現實者から與へられない現實者への推理がある。凡て因果推理はこの種のものである。人は原因を知ると未知の(例へば將來の)結果を推理する。又は結果を知つて、未知の原因を推理する、それは過去に屬し、もはや知覺されないもの、このこともあり、原則的に知覺にはいらぬもの、このこともある(例へば原子内の電子の運動、又は宇宙空間に於ける物

體の輻射速度)。併しこの際は必ずしも假設的要素を意識しないのであるが、併し結論が不調和を生じた時には、假設的のものが何時も反省される。

こゝでは實在現實者が推理される、併し可能性と必然性の理解の迂路を通してある。科學的理解ではこの様相的迂路は不可避である。而してこの迂路は本質及び本質法則の知を挿入するが故に(これ等が前提である)、それは同時に理念認識を越しての迂路である。然るに本質様相は實在可能性と實在必然性に充分でないから、推理は實在條件の全體の此岸に止まらねばならぬ。それ故推理は內的理由から假設的の要素を含んでゐるのである。

〔四〕 假設の様相的構造

理解のこの様相的迂路はそれ自身假設的の要素とは無關係である。この迂路は、この要素が著しい時に特に明瞭に現はれるのみである。そしてそれは何處でも、推理が與へられたものから著しく離れる場合である、即ち何處でもその全性質が直接の所與へ齎らされない所のもの、推理に關する場合である。科學が與へられないもの、探究をする時には何時もこの要素が伴ふのである。

それ故この點に於て、假設の様相的性格から明かにすることが重要である。普通の見解では假設は可能性様相に數へられる。眞偽に關する非決定性がそれに誘ふ。人はこれを、Aと非Aの二者擇一が決定されてゐない蓋然的判斷の形式と一緒にするのが常である。勿論このやうな蓋然的性格は假設に含まれてゐる。併し可能性、例へばそこに與へられたものに對する無矛盾性に成立するに過ぎない論理的可能性に對する他の種の洞察と假設との區別は一體何處に

存するか。何故理解はその都度の立場から、それ自身では同様に論理的に可能である無數のもの、中から、丁度或る一定の假設を選んで、それを保證するのであるか。

明かに何かそれを選ばせるものがあるのである。然るにそこへ押しやられることは、無矛盾性の單なる洞察とは全く違つたことである。それは可能性意識に對して様相的對立をなす。それは不完全ではあるが、必然性意識の明白な形式である。與へられた一定の事實複合體Aを了解するためには、その實在條件のよりよき知識が缺ける時には、一定のXを假設的に假定することが必要である。この必然性は固より決して實在必然性と一致しない、その方向と反對さへする(何となればXはAに對する實在根據として了解さるべきであるが、假設の手續ではAはXの認識根據である)。それにも拘はらず、假設に於ける必然性の不完全の意識は、充分な實在必然性の理解に向つての認識の一義的な努力である。即ち、假設の迂路に於て隠された實在現實者が理解に對して開かれることになるのである。假設の根本様相は、必然性の生成しつゝある理解である。

このやうな事情を最もよく明かにするのは、普遍的なもの(法則性)の認識が問題でなく、個々の場合の認識に拘はるやうな例である。動植物の系統の假設的探究(系統の再構成)では大抵のものはこの種の性質のものである。地質學的の時期、天體の運行の推理も同様である。缺損のある古文書材料を基礎とする歴史的事實の探究、歪められた本文の言語學的の再構成(判讀)に於ても同様である。何處でも探究は、與へられたもの、「必然的條件」であるものに頼る。この必然性の把握が完全である程、求める實在現實者に一層近付くのである。ルヴリエが天王星の規道の亂れから第八遊星の存在を算出した時、この必然性意識が非常に完全であつたので、彼は天空に於けるその位置の外

に、更にこの未発見遊星の距離、質量、運動、規道要素を大體告げることが出来たのである。こゝでも假設は觀察された現象の可能性如何の間から出發してゐる。その規定性そのものは嚴密な必然性をもつた規定性であつた。この遊星の後ればせの光學的發見がこの嚴密性の眞の性格を初めて證明したと云ふことは、このことを變化させない。假令都合の悪い光の關係からその遊星を見えるやうにすることが出来ないとしても、今日我々はそれに就ての知識によつて假設のこの必然性のみを頼ることが出来るであらう。

以上によつて假設の様相的構造を次の如く規定することが出来る。即ち、假設は現實性の意識から出發し、その現實者が如何にして可能かを問ふ、そして或る種の條件の必然性の理解を以て答へる。然るにそれに基づいて一つの實在者が可能になる條件は、それ自身實在現實性を持たねばならぬから、そこで理解は可能性と必然性との迂路を越して現實性の意識に戻るのである。更に一切の假設は經驗による證明を要することを附加すると——何となれば條件の理解は不完全だからである——、こゝでも理解は結局現實性の認識であること、そのためにのみ關係の様相の迂路を通るのであることが全く明瞭である。

〔五〕可能性と必然性の理解に於ける運動自由

この複雑な様相的組立に於て特色あることは、可能性と必然性の理解は直接實在可能性と實在必然性の理解でないことである。このことはたゞに本質様相の迂路——形式的には判斷様相の迂路——を意味するのみでなく、同時に依存の方向が倒逆される關係的認識様相の特殊の形式の出現を意味する。

實在者に於てXが未知の根據で、Aが直接の現實性意識に與へられてゐる既知の結果とすれば、理解には逆にAが根據で、Xが推理されたものになる。そしてXは差當つて直接の所與によつて證明されないから、それは一方では必然的なものとして理解され、しかも或る内容的不規定性を以て理解され、他方、この不規定性のために單なる可能者として、即ち實際には別様にもあり得るものとして取られるのである。

それ故Aの根據は勿論必然的の根據として把握されるが、その特殊の性質は單に可能な性質として取られる。これは存在的には不可能な關係ではあるが、認識内容では成立し得るのである。この可能性がAの實在可能性と一致しないといふ意識には色々段階がある。併しその最も曖昧な形式に於て、それはなほ推理されたもの、假設的性格の知識である。

こゝに存する關係は認識論ではよく知られてゐる、併しそれはたゞその構成的方面からである。人はそれを「認識根據」と「存在根據」の區別として知つてゐる。認識はその推理に於て存在依存の方向に對して自由に動き得る。實在關聯に於けるその都度の所與の状態によつて、それに従ふことも出来るが、反對することも出来る。

認識はたゞ既知から未知へ進み得るのみである。それ故存在の上から依存するものが知られてゐる時、認識は依存者から、依存させるものへ進まねばならぬ。併しその際やはり存在關聯に従つてゐるのである、謂はゞそれを逆に探し出すのである。實在依存に逆に進むことは認識の本質にはない、併しそれに逆に進み得ることは認識本質に存する。何となれば依存者が與へられた時にはそれをなさねばならぬからである。理解は決してそのものとしては既に實在依存の倒逆ではない。併し倒逆が出来るのである、又一定の問題狀況ではそれが必要でもある。

認識根據の命題は實在根據の命題とは全く別なものである。それは認識の遍通的の法則でないばかりでなく——何となれば一切の直接に直觀的に與へられたものは充分な根據なしに取り上げられるから——、それは直接に認識對象の實在根據にも關係しない。それは寧ろ差當つては何時もたゞ、それからして或るものが必然的として認識される認識根據に關係する。そしてこの或る物が與へられたもの、存在根據である限り、それは與へられたものに於て存する存在根據の認識根據に拘はるのである。

このことは様相的には、關係的認識様相は特有な融合性に於て現はれることを意味する。Aが可能として理解さるべき條件は、それ自身Aの必然的の條件として現はれる。併し條件のこの必然性はA自身の必然性ではない。何となればAはその條件の全體から初めて必然になるものだからである。これに反してその様相に於てAの條件が認識される認識必然性は個々の條件にもよく關係し得るのである。認識は理解の全任務を部分任務に分けて、かくて一步步全體に進む。それ故、認識は理解の様相として常に既に充分な實在必然性の理解の以前に成立する。認識は、既に現實として豫め把握されたもの、實在可能性に對する一步步前進する把握である、その際この豫め把握されたものから逆に進んで行く認識必然性の媒介によるのである。實在必然性の把握はこの場合何時も差當つて課題として残る。そして多くの場合完成され得ない課題である。

この運動自由によつて、關係的認識様相は、實在様相の組立に對して廣い活動餘地を有する。このことは、現實意識が與へられた事象の實在現實性に固く結び付けられてゐることに對して著しき對立をなす。關係的認識様相は固より何時も實在關聯に向いてゐる、それは實在可能性と實在必然性の探究である、併しそれ等はその組立に即して自由なのである。

第四十八節 現實性の認識法則

〔一〕 認識の様相的循環

上述のことを簡単な定式に總括すれば、次の如く表現することが出来る。即ち、現實性の意識は可能性と必然性の意識を豫想しない。併し現實性の理解は可能性と必然性の理解を豫想すると。

この二重法則は認識様相の決定的な根本法則である。これを「現實性の認識法則」と名付け得よう。認識は様相的循環である。認識は現實性を以て始まり、現實性を以て終る。始まりと終との區別は單に直接の直觀と理解との區別である。現實的として考へられたもの、單なる受容と、それが本來何であるかの理解との間には天地の區別がある。認識の道の全距離が兩者の間に横たはる——この道の終は何處でも見られない——、同時にまた關係的認識様相の複雑な全組立が横はる。何となれば可能性と必然性の理解に於ては、それが現實性の理解に導く限り、實在認識の本來の過程が行はれるのだからである。

それ故認識の様相的循環は更に循環以上でもある。それは出發點と同一の現實に達するのであるが、併し現實の同

一の把握に達するのではない。現實性の理解は現實性の單なる受容意識よりは比較にならぬ程内容豊かなものであるばかりでなく、様相的にも全く違つたものである。現實性の認識法則がそのことを意味する。現實性の理解は可能性と必然性の理解を豫想する。現實性の受容意識はその何れも豫想しない。これが理解の間様相的法則である。これに於て理解は直接の所與から一義的に區別される。豫想された關係的認識様相が理解をそれから區別する。

理解はかくして、現實性の實在法則が表現する如き(第二十四節の(四))諸様相の實在關係に近づくのである。何となれば理解の對象を形成する實在現實者そのものが實在可能性と實在必然性を豫想するからである。理解は受取ることではなく、入り込むことであるから、その對象の深みにはいる。併しそこでそれは條件連鎖——その全體性に實在可能性と實在必然性がかかる所の、——に突き當る。理解は正に條件の把握にかゝつてゐるのである。

たゞそのために一つのことを忘れてはならない。即ち、理解はその様相的構造を以て實在者の構造に近づくが、併しそれに到達しないといふことである。理解は傾向からは條件の全體に向ふが、併し決してそれを征服することは出来ない。可能性の理解と必然性の理解は、二つとも充分な實在可能性と實在必然性にまでは突き進まない。それ故それは單に理念上から實在可能性と實在必然性であつて、その成功からではない。勿論簡単な場合は、事實上目標の到達と見られる度合に達する。併し到達は嚴密なものでなく、又普遍化もされない。理念と到達との間には歴史的な全道程と認識の仕事とが存する。

兩者の不一致は認識傾向の緊張である。單に受容的な現實意識には緊張がない。緊張した對象意識は問題意識である、即ち、與へられたものに於ける理解されないもの、知である。この知は既に理解の始まりである。この知は、與

へられた現實者にそれが理解されるべき一つの實在關係が附着してゐることに就ての知に於ける先取的の把握である。それ故問題意識は認識進歩を包含する。

「問題」に於て既に直接の現實意識は、可能性の漠然たる、併し粘り強き意識に變つた。そして或る限界内ではこの意識に追従して、存立してゐる必然性に対する豫覺的の意識もある。併し過程は、前者を可能性の「理解」へ、後者を必然性の「理解」へ移さんとする意識的の傾向を以て始まる。この傾向に於て、實際、一歩々々ではあるが、現實者が理解されるのである。しかもその所與が問題意識の出發點となつた所のものも、實在條件の長い連鎖と關聯する他の現實者も、かくして理解されるのである。

(二) 理解と實在現實性

内容的には不斷の進歩と引き入れである所のこの様相的循環に於て、それ故認識進歩の様相的構造が存する、少くともこの進歩が自發的な、內的傾向から來るもので、單に外的に所與から所與へ押しやられるものでない限りさうである。こゝで二つのことが重要である。

就中こゝで極めて具體的に見得られることは、理解は現實者から離れるのではなく、却つてそれに向つて進むことである。直接に與へられたもの(例へば知覺されたもの)を現實と同一視する傳統的な誤れる現實概念を基礎にする時には、この洞察は全然閉ざされる。かゝる豫想の下では勿論理解は現實を棄てること、見えよう。何となればその循環は單に知覺されたものに導かない、却つて非知覺者の全領域を開顯するからである。

認識論の最初の發端に於けるこの根本的な誤謬は見通し難き結果を伴ふ。一度この誤りが犯されると再びそれを取り戻すことは出来ない。通俗に「灰色の理論」といふ觀念はこの誤謬にかゝつてゐる。具體的な概觀の能力がなく、しかも無能力を以て徳とする意識の氣付かずに示す所の貧困の證明に外ならない。眞の理解は却つて反對に具體的な直觀そのものである、全く現實者に於てのみ行はれる實在關聯の直觀である。たゞこの現實者は可知覺者に制限されない。それは隠れたもの、深みをも共に含んでゐる。

可能性と必然性の理解は實在現實者を次々に直觀に齎すことである。何となれば直接に與へられた直觀にはそれはたゞ制限された斷片に於て接近し得るのみで、この斷片に於ては關聯の如何なる全體性からも抽象されてゐるからである。可能性と必然性の理解を越しての認識の様相的迂路はこの抽象性の廢除である。この迂路はその全經過に於て絶えず實在現實者に接觸することである、同時に實在性意識が實在現實者の充滿と深みに達することである。何となれば直接の所與はその表面に、現相に附着するのみだからである。様相的迂路は現相から存在への道である。この道は一切の眞の「テオリア」(理論)の内奥の本質である、實在現實者に於て無記化されたその可能性と必然性の組立の手引きによつて實在現實者の中に入り込んでそれを共觀(Zusammenschau)することである。

〔三〕 實在者の様相に理解の様相の根差すこと

この進歩に於ける他の契機は、何時も理解の不完全性が残ることである。固より理解は實在者の様相的構造に近づくが、併しそれに達しないのである。

このことは認識の理念から見て閑却され得るやうな要因ではない。これは認識理念の内的様相に關したことではないが、併し實際の認識の様相に關したことである。認識時期の構成的關係ではまだ兎に角度外視は出来る、こゝでは原理から議論することは、色々の曖昧が其處から起りはするが、^{*} 少くとも思辨的に意味がある。様相的關係に於てはこのことは度外視することは出来ない。

* こゝで知らぬ間に何時も本質認識が前景に出て来る、そして本質認識は可能な實在認識の一つの型に過ぎないことを人は忘れるのである。「無限理知」による一切の議論はこの誤謬を犯してゐる。

こゝでは却つて不充全性が本質的である。不充全性は、關係的認識様相がその對象とする實在者の存在様相に對して關係する際の内的な本質的の契機である。條件の不充全の系列は未だ實在可能性を與へない、一つの條件でも缺ける限り、假令それが極詰らないものでも、それ等の條件に基く所のものは、寧ろまだ實在不可能である。可能性の理解が實在條件の全體性に及ばなければ、それは嚴密には一體にして實在可能性の理解ではない。従つて實在必然性の理解ではない。

それ故もし理解が實在者の嚴しさとその絶對的決定性を自己に持つてゐたならば、それは自己の内容的不充全性によつて麻痺し、何物も把握が出来ないであらう。併し實際はさうではない。理解は何處までも、條件連鎖を一步步貫いて行くことによつて實在關聯の部分々々を把握する。無論この遣り方は短縮された・その限り不充全のものではある、しかもそれは實在現實者の全領域を開示するのである。それは實在可能性と實在必然性の部分關係を把握する、しかもそれによつて與へられないもの、近接的な洞察に達するのである。この洞察から逃れるものは、循環して

實在現實性に歸ることによつて——この實在現實性が單なる開示されることに頼らず、間接に新しい所與の吟味によつて證明されるか又は反駁されるかである限り——、補はれるのである。假設、一般に未知への推理はそれ自身にのみ頼るのではない。それは或る限界に於て逆保證 (Rücksicherung) を見出す。

然るにこゝで暗黙の豫想は實在者の厳しさと決定性そのものである。何となれば、もし我々が部分的にのみ洞觀する條件連鎖が實在者では何時も全體的であること、従つて實在者では現實的でもあるもののみが可能であるといふことを豫め確信してゐなかつたならば、理解に於て開示されたものを知覺に訴へて證明し又は反駁することは凡て無意味であらう。かくしてのみ一つの結論を所與によつて證明することが一義的の逆證明の重みを有するのである。

それ故理解の様相は固より理解の對象の様相と一致しないが、併しそれは對象に於ける嚴密に法則的な關係に基づくのである。その限りその暗黙の豫想を以て一義的に現實性の實在法則に關係し、それによつて同時に實在者の全間様相的法則に關係するのである。この法則性は實在性理解の内的な範疇的な豫想である、この豫想は理解が進入を始めた時何時も既に暗黙になされてゐるのである。このやうな豫想は、充分な自明性を以て、認識そのものにとつて意識に高められることなく、氣が付かれずに認識を支配するといふ點で眞の範疇性格を有する。

理解の様相が實在者の様相の中に範疇的に基礎付けられてゐるといふ此の豫想の下に於て、初めて可能性と必然性の不充分的理解が、認識の全情勢に於てその重みを持つのである。これは不完全ではあるが、併し對象に於ける完全性を常にアプリアリーに確信する認識の様相である。それ故これ等の様相は、實際、その仕方では非常に完全な、その内容的不充足性にも拘はらず、その目標を確信する所の過程の様相的範疇である。

第四十九節 認識の二重の様相表

〔一〕 直接の直觀の様相表

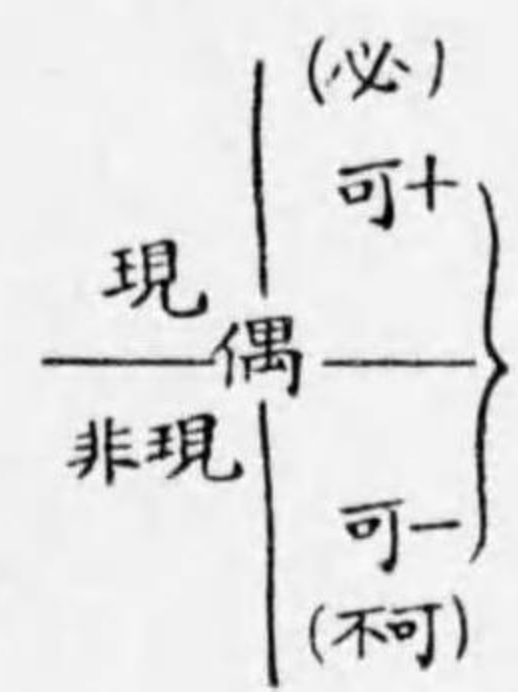
上に述べたことから生ずる結論は、直接、認識の様相表に關係する。一方では直接所與として、他方では最後の結果としての現實性の特有な二重位置は、この認識様相を一義的に一切の認識に應用することを不可能ならしめる。現實性の裸の意識は非反省的直觀では明かに肯定的様相の最も低い最も要素的のものであり、關係の様相はその上に初めて起り得るのである。これに反して進んだ認識では、現實性の理解は最高の、最も多く制約された様相で、それは關係の様相を豫想する。

このことを考慮すると、認識の様相表は、受容的直觀と理解との對立に相應して二つの違つた表に分割せねばならない。こゝで二つの表に就て、様相の排列のみでなく、間様相的關係に於ても非常な相違のあるべきことは明かである。しかも二つの表は直觀と理解の自由な入り込みを許すやうに出來てゐねばならない。併しこのことは、直觀の様相と理解の様相との間の區別を共に表現すれば、両者は互に結合せしめ得るといふことを意味する。

直接の直觀の様相表は、そこでは絶對の様相が主であり、正に一種の獨裁を行ふが、關係の様相は全く後退し、ただ對象意識に同伴するのみ (それを貫きはしない) 要素たるの色褪せた意味を持つのみといふ所に特色がある。

直接の所與は一體にして現實性と非現實性の意識に過ぎない。併しこのことは固よりまた可能性——それが正であ

つても負であつても——の意識を伴ふことを妨げない。併しこの意識は獨立の洞察ではない、一體にして現實者は何等かの仕方でも可能でなければならぬと云ふ極めて漠然たる豫想に過ぎないのである。



第十 三 圖

て受取られる、従つて直接の所與では偶然的のものとして現はれるからである。併しそれも決して絶對的の強制ではない。寧ろそれは單に偶然性と必然性との區別に對する反省の缺如に過ぎない。このことを顧慮して、様相表では勿論必然性は最高様相としてその場所に残すが、但、それを括弧附けるのである。否定的のものでは不可能性を同様に取り扱ふ(第十三圖)。

それ故直觀の様相表は實在者の様相表に對する極端の反對である。排列だけではこのことは明瞭には表現出来ない。併し反對そのものは、正確に實在關係に對する認識過程に於ける關係の倒逆に相應する。實在性意識は結果を以て始まる、それは結果を孤立せしめ、關聯の組立をその中に消失せしめる。このことは、實在現實者に於て可能性と必然性とは相互に無記的になるが故に可能なのである(第二十四節の(四))。兩者はそれによつて、單に直觀し受容するのみの把握に對しては、現實性の背後に消失しなければならないのである。

關係の様相のこの消失は知覺に於ては殆ど完全である。それ故知覺は分離する認識である。知覺に取つては直觀に提供される「物」は絶對的のもので、それ以上還元され得ないものである。そしてこの知覺の立場は實踐的な日常意識にまで深く標準的になつてゐる。この立場は經驗が既に長い前から理解の高い要素を以て働いてゐる時でも、尙確

乎たる出發點として残るのである。何となれば實在所與の重みは知覺では永續的に残るからである、知覺は背後には情緒的働きの超越に關し、この働きは凡て色々の段階はあるが、實在所與の同一の確實性を示すものである。

アリストテレスが段階過程として敘述した認識の道——知覺、回想、經驗、知識——は、現實意識のこの絶對的支配に基礎を有する。この意識は固より現實者の表面意識には過ぎないが、従つてそこでは物意識が主要なものであるが——物を實體と考へる誘惑さへ避けられない——、併し同時にそれは、一切の透徹する理解の永續的出發點でもある。

こゝで分離線の交叉點に於ける偶然性の位置は、丁度二つの必然様相の括弧附けに相應する。知覺は勿論何處までも偶然性の本來の意識ではない。併し實在者の斷片の分離と、知覺に取つてのそれ以上の實在關聯への深い不可透入性とは、事實上偶然性の現象を伴ふ。これに反して必然性と不可能性は謂はゞ單に充されない空所として残る。

最後に可能性は理念的存在の様相に對して極端な反對を示す。そこでは可能性は根本様相で、現實性は單なる隨伴様相で、何等附加する所はなかつた。こゝでは反對で、可能性の意識は目立たない隨伴様相として現實性の意識に伴ふ。同様に、非存在可能性の意識は非現實性の意識に伴ふ。併しこのことは自明なことで、直接の直觀が自ら現實を把握したことを、勿論不可能と考へることは出来ない、従つてそれは可能として妥當するまでのことである。併しこのことは、如何にしてそれが可能かの理解・透徹とは何の關係もないのである。

現實者の直接所與に於ける此の可能性意識は、分裂した可能性の形態も選言的可能性の形態ももたない。それは兩者に對して全然無記である、全く緩かな自由な柔軟な様相である、従つて極端に軟化された様相である。それは「一

體に可能であること」の最も不規定的な無内容な意識に外ならない。それは、現實存在の最も素朴な受容に於て非存在の可能性が既に分裂されて、後に残されて居り、他方それが排除されてゐることがそのものとしては決して洞察されてゐない限り、無記である。

この関係は圖式では正確に表はされない。第十三圖では、この関係は、二つの可能性がその間に横はる絶對の様相によつて遠く離されては居るが、併しこの間隔を越して互に括弧で結ばれてゐることで示された。

〔二〕 理解の様相表

理解の様相は全く別である。こゝで洞察されるのは、固より知覺に與へられたと同一の實在現實である。併しそれは知覺意識とは全く違つた現實意識である、従つてその認識様相は別である。

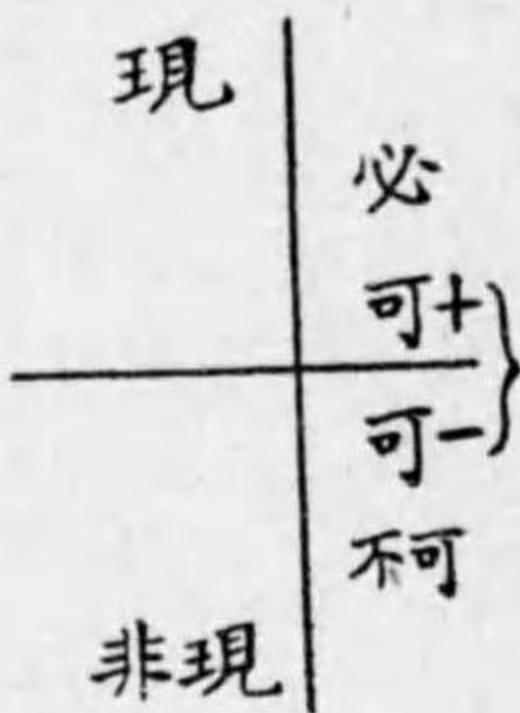
同一の存在様相に於ける同一の對象が、理解には直觀に對するとは全く違つた意識様相に於て與へられる。區別は認識の始と終の區別である。可能性と必然性の理解を越しての「迂路」がその間に挟まる。認識の様相的循環は、現實性の完全な理解のある所に於て完成する。併し理解は完成しないのであるから、循環も亦完成しないのである。

理解の様相は直觀の様相とは違つて、運動の、認識進歩の様相である。しかも實在過程としての認識進歩に關係する外的の様相ではなく、内容の、表象の生成過程に關係する内的の様相である。現實者の像は理解に取つては、知覺に取つてとは本質的に違つたものである。無限に分岐した、より豊かなものである。それは内容の無限の連鎖の一項である、この連鎖は一つの世界を形成し、實在者の世界に對する對照世界であり、意識に於けるその代表たるものである。

ある。

理解の様相表では、現實性と非現實性は、實在者のそれに於ける如く遠く離れる、關係的諸様相の系列はその間に横はる。何となれば現實性の理解が可能性と必然性の理解を豫想するならば、非現實性の理解も負の可能性と不可能性の理解を豫想するからである。理解は積極的にも消極的にも「何故」の知を含むからである。然るに「何故」は實在條件の連鎖に依存する。非現實性の理解は最も規定的な最も極端な負の様相である。

勿論このことは否定的のものに於ては肯定的なもの、即ち現實性の理解に於ける程の意味はない。このことは對象の様相構造によるのである。實在者では條件連鎖の一項でも缺けてゐるものは不可能である。然るに一項が缺けてゐるといふ認識は、一切の項が完全に揃つてゐるといふことの認識よりも遙かに簡單である。然るに可能性の理解、それと共に必然性の理解は如何なる場合でも實在關聯の全體的透徹に於てのみ可能である。線の上下に於ける様相の重みのこの不均衡は様相表では表はせない。圖(第十四圖)に於て一見均衡的に見えることによつて迷はされてはならない。



第十四圖

直觀の様相に於て廣い役割を演じた偶然性が、こゝで消えたことは理解の本質に存する。理解するとは正に充全な根據を掴むことである。然るにこの根據を掴めば、それは即ち、必然性を掴んだことである。それ故次の命題が妥當する。即ち、理解の達する限り、偶然性の意識が中止される。この偶然性の意識は、直觀様相では缺けてゐる所の、必然性に對する知に外ならない。偶然意識の中止は即ちこの知の開始である。

併し他方偶然性の消失をこゝで誇張してはならない。理解の始まると共に「偶然と考へるといふこと」が凡て認識から去つたといふのではない。反對に、常に多くの理解されない所與が残るばかりでなく、理解そのものが完全にその対象を貫くといふことはないのである。理解はその理念の背後に残り、條件の全體には達しない。然るに全體が初めて實在必然性を與へるのである。併し到達する限りに於てそれは必然性の理解である。

その到達範囲が最小の場合でもさうである。何となれば理解の單なる開始と共に、對象意識は、別な範疇的豫想の下に、即ち實在様相の範疇の下にはいるからである。理解は一見偶然なものに於てもアプリアーに實在必然性を確信する。この豫想の下に於てのみそれは一體にして實在條件の探究の道を進むことが出来るのである。即ちそれは初めから、問題になつてゐる現實者が、一つの條件連鎖に基いてそれが有る如くあり、別様にはないことを確信してゐなければならぬ。その限り實際、理解の傾向には既に、偶然意識の原則的廢棄が基礎になければならぬ。

こゝで理解の様相表の實在者の様相表に對する接近が表現される。その圖式(十四圖)は殆ど實在様相の圖式と一致する(第七圖、第十圖)。たゞ正負の可能性を結ぶ括弧が、まだ區別のあること、従つて可能性の理解がまだ絶對的に分裂された一義的な可能性の理解でないことを示してゐる。

即ち、理解に於ては諸様相の實在關係はたゞ傾向上存立するが、併し充されてゐないといふ本來の區別は、單なる排列の形では表現されない。これは間様相的法則そのものに於てのみ掴まれる、それ故間様相的法則の展開に委ねらるべきである。

〔三〕 可能性の理解に於けるアホリ

理解の様相に於て或る種の困難がたゞ可能性に於て残る。

實在可能性の理解に關する限り、負の可能性は正から分離されてゐなければならぬ。何となれば、實在的存在可能性は非存在可能性を排斥するが故に、後者が許されてゐる限り前者は理解されない、又その逆も妥當するからである。然るに他方、科學的認識が一切の實在領域でなす所の經驗によれば、正の可能性の理解は依然負の可能性を残すのである。そこからして事實上、こゝでは不可能性は分裂されずに残る、或る種の選言性を維持するといふことが出来る。

この事情は、その都度の理解を越える漠然たるアプリアーの意識があると云ふことによつてのみ緩和される。このことは、實際には何處までもAのみが可能で、非Aは可能ではないといふことを意味する。しかもそれは此の意識が非Aの不可能性を洞察すると云ふためではなく、たゞAのみが現實であることを知つてゐるからである。それ故こゝでまた理解する對象意識には實在様相の範疇的豫想が暗黙に働くのである。それによつて理解は自己自身を先取する。そしてこの先取に於て理解は可能性を分裂させる。勿論それはたゞ原理に於てなすのである、たゞ今後理解さるべきものに就てなすのである、排斥された反對の理解からではない。

それ故可能性に就て次の如く言ふことが出来る。即ち、理解が達する限り、可能性はそこで分裂する、そこで實在様相への接近が示されると。併し接近以上のものはこの點に於ても示されない。理解は可能性の洞察と共に始まる。

この洞察は漠然と、同伴の様相として、現實性の所與意識に従ふところの非反省的な可能性の意識に結び付く。併しこの所與意識は、現實者はどうか可能でなければならぬといふ極めて漠然たる豫想に制限される。それ故この意識では可能性はまだ全く選言的である。

さて理解の第一歩に於ては可能性の個々の條件が取り出される、そして洞察の進むに従つてこれが或る一連の條件に纏められる。併し、系列は何處までも不完全である。それは全體的可能性なしには達しない、部分的可能性に止まる。然るに部分的可能性は二つの根本特徴を有する、即ち第一に、それは依然として何處までも選言的である。——何となれば如何に他の條件が缺けるかは、そこでは不規定的だからである。——次に第二にそれはまだ實在可能性ではない。

〔四〕 認識可能性の曖昧

人間認識の不完全性にとつて、この部分的可能性に止まること程特徴あることはない。透徹する理解が直ちに條件の全體に達するならば、それによつてまた實在必然性へ、實在關聯の充分な洞察に達する譯である。然るに實在必然性は寧ろ理解の達し得る最後のものである。

理解はその代りにたゞ理解されない必然性の先取的意識を有するのみである。同じ意味でそれはまだ理解されない全體的可能性の先取的意識を有するのみである。然るにこの先取的意識は不規定的のもので、決して理解ではない。それ故有限的悟性では可能性の進んだ意識でも常に二重意識である。即ち部分的可能性の理解と同時に全體的可能

性のアプリアオリの先取である。科學的な嚴密な理解では二つの契機は區別される、然る時は兩者は矛盾なしに共存する。即ち、矛盾は完全に認識傾向の緊張の中に没入し、次にこの緊張はその方で、理解された部分的可能性を先取された全體的可能性に一致させんとする認識の活動的の行動に移るのである。生活と實踐では別である。こゝでは認識進歩の面倒な過程は待ち切れない。その歸結は短縮された理解である。これは理解した部分的可能性を見通し難き全體的可能性の下へ押し入れる、かくして全體的可能性を偽造する危険に何時も晒されてゐる。

これが人間の實在意識が、實際は何處までも只一つの可能性があるのみである處に何處でも常に「可能性の多」を見る理由である。實際家の訓練された思惟も飽までこれを固執する。この固執の頑固さは、もしそれが有限的理解の立場から客觀的に辯明されない時には了解が出来ないであらう。實際、部分的可能性の理解は選言的の可能性の多に對する展望に外ならないのである。選言的の可能性は單にそのものとしてまだ實在可能性ではない。併し洞察は條件の一部分を見渡すのみであるが故に、把握された事情に客觀的に適ふためには、それはあり得べき事柄の「多」を見なければならぬ。その中の一つのみが實在關聯に於て實在可能性に達するといふ知もこのことを變へない。條件の残りに對する洞察のみが事情を變へるのである。併しこの洞察は有限な理解には與へられないのである。

こゝが理解の様相が實在者の様相から逸れる點である。併しこの逸れは認識の全體構造から見て誤りとして了解することは出来ない。これは理解の様相であつて、それによつて理解は實在關係に出来るだけ近く止まるのである。と云ふのは理解はそれと一致は出来ないからである。自己の制限が邪魔になるのである。

可能性の理解はそれ故曖昧な様相として了解すべきである。その弾力性は實在可能性への無制限の近接を許すが、

しかも可能性の非反省的意識にはまだ近く止まるのである。かくてそれは同時に直観と理解との限界様相である。それと共に直観の直接性が止む、それと共に理解が始まる。それは過渡様相である、そこでは「或はあり得べき事柄」の選言性と一義的に分裂した可能性とが色々の仕方に出會ふのである。両者はそこで矛盾さへする。併しこの矛盾はこの様相に於ける理解を停止せしめない所のものである、自己を越して認識進歩へと驅り立てる所のものである。併し進歩では方向は一義的である。この方向は「或はあり得べき事柄」を次第に不可逆轉的に制限して行く、そしてそれ等の事柄を越して傾向上一つの實在可能性の理解へ導く。

第四章 認識様相とその法則

第五十節 直観と理解との様相的關聯

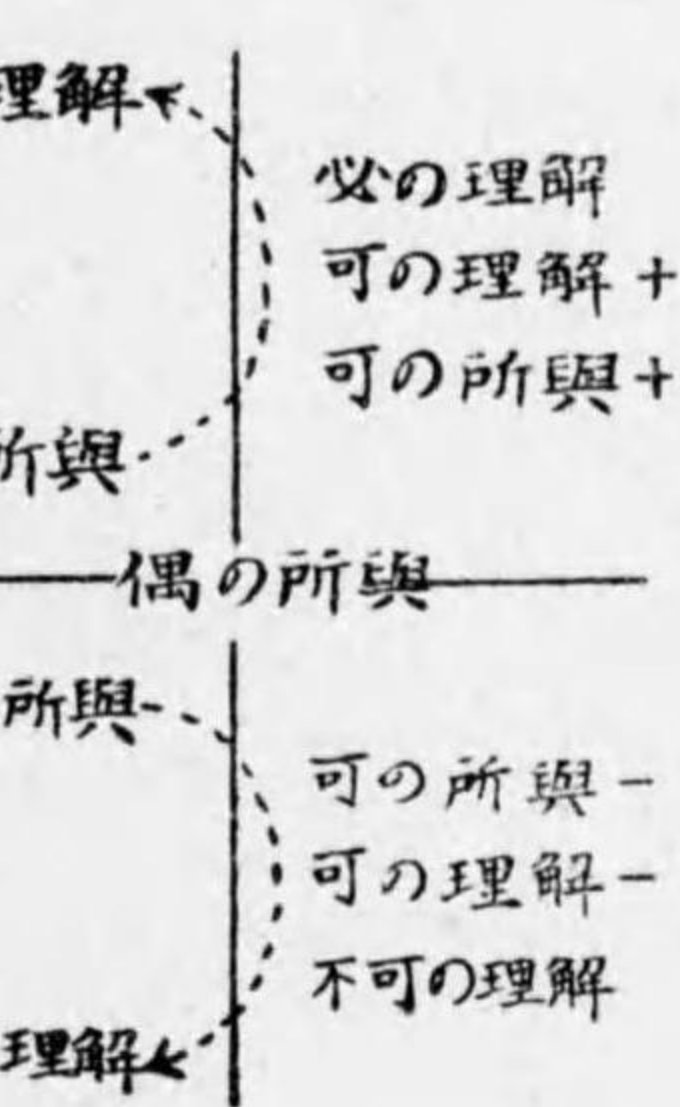
〔一〕 認識の組み合はされた様相表

もし生活に於て又は科學に於て直接に直観する對象意識が理解意識から大きな間隙によつて分たれてゐるとして、様相表を二つのまゝに放置して、排列の異質性を終局的のものと取ることは出来ないであらう。そして勿論實際さうではないのである。知覺から昇つて、嚴密な科學的理解に至るまで、認識關聯は只一つの中斷のないものである。極端は却つて何處にも純粹には與へられない、たゞ理念に於てそれを把握し得るのみである。實際の認識は色々段階的に過渡的に行はれる。そこでは直観の様相と理解の様相とが何處までも並存してゐる。

勿論、この並存は無條件的に平和なものではない。對立は或る種の緊張に於て感ぜられる。内的矛盾もないではない。何となれば直接に直観したものを理解したものへ變へようとする傾向が常に存するからである。そしてこの傾向は認識進歩に於て常に驅り立てる力である。

さてこの緊張そのもの、力學は内的認識様相の表では表はせない。併し直観の様相と理解の様相との關聯は認識の組合せた様相表で表はせる。この表では現實性と可能性は二重に現はれねばならない、しかも線の上と下に、肯定的

なものに於てと否定的なものに於てと二回。従つて我々は四つの實在様相と四つの可能様相を得るのである。さてこの二重は裸に取り上げられた所與性と入り込む理解の對立に基くが故に、その嚴密な意味はこの認識の仕方
 の對立を共に引き入れることによつてのみ表現することが出来る。それによつて「現實性の所與」(現の所與)と「現
 實性の理解」(現の理解)が違つた認識様相として相互に區別される。「可能性の所與」(可の所與)と「可能性の理解」
 (可の理解)も同様である。たゞ必然性(正も負も)と偶然性は二重には現はれない。必然性の所與がなく、偶然性の理
 解がない。所與は丁度必然性を排斥する、そして理解は偶然性を廢棄する。



第十五圖

この組合せられた様相表(第十五圖)で直ちに目に付くことは、直観と理解の二つの異質の様相表がそこで如何に維
 持され補ふかと云ふことである、兩者は何等の強制なしに互に適合す
 るのである。直観又は所與の様相はこゝでは凡て密接に相寄つてゐ
 る。これ等は(第十三圖に於ける如く)偶然性が立つてゐる限界線の交
 又點の周りに集つてゐる。正負の可能性すらも、隨伴的所與様相とし
 て括弧が示す如く相互に張間を有する。
 理解の様相はこれに反して正負ともより高いより規定的の様相を形
 成する。それ故それ等は比較的遠く離れてゐる。こゝで一方では、理
 解に於ける存在と非存在との鋭い分離が表現される。(可能性に於てさへもさうである)。その間には分界線があるば
 かりでなく、更に所與様相の全複合體がある。他方、認識の循環(圖式ではこれは點線で示した)、並に現實性の認識

法則が反映されてゐる(第四十八節の(二))。

この法則には現實性の所與と現實性の理解との廣い距離が相應する、非現實性の所與と理解との間も同様である。
 關係的諸様相の系列がその間に存する。認識過程は直接の所與性に始まる、それが現實性(又は非現實性)の所與で
 ある。この所與性に於ては把握されたものは偶然として立つ。次に認識は可能性の同伴的意識を越して可能性の理解
 に進む、この理解からして更に必然性の理解を越して現實性の理解に進む。併し認識は理解の不完全性によつて現實
 性の所與存在による統制に委ねられる。それ故、理解の最高様相の把握への上昇は、所與性の最も要素的の様相に變
 るのである。

この循環に於て一切は相互に支へ、相互に他を待つ。既知の構成的關係に於て理解は直観の所與なしには「空虚」
 であり、所與の直観は理解なしには「盲目」である如く。

〔二〕 偶然性の意識と必然性の理解との間の力學的關係

これ等の様相の間を前進しながら、過程は、直観と所與を背後に残して純粹理解に昇るといふ仕方に行はれる
 のではない——十九世紀の偏頗に科學的にのみ指南された方法論、及び多くのそれ以前の方法論がさう教へたのであ
 るが——、それは何時も理解を越して新しい直観に進むのである、多くは新しい所與の開明に進むのである。嚴密に
 取れば、理解そのものが正に擴張された直観である、與へられないものを絶えず「直観」に對して開示することであ
 る、絶えず所與に齎すことである。理解が達する「理論」は大規模な、それ自身に於て多様な「共觀」である、こゝで

最初に與へられたものが初めてその充分な様相に達するのである。

* 私は理解 (Begriffen) の代りに所謂了解 (Verstehen) を置く所の、精神科學的に指南された方法論もこれに數へる、これは多かれ少なかれ、擬人的な考へ方で、實在關係に或る構成的な意味内容を押し入れるのである。この教は他の領域(例へば有機體の領域)をも包括することによつて、不知不識の間に實在必然性の認識を假定された本質必然性の認識と交換し、かくて不幸にも所與から離れる。

これによつて恐らく組合せられた様相表の權利は明瞭であらう。併しそこで結合されてゐる異質の様相は或る種の矛盾に陥る。直觀的に與へられたものゝ偶然性を必然性の理解と結合せしめる如きは可能でない。従つて現實性の理解と結合せしめることも可能でない。理解はそれが充分である時には偶然性を廢棄する。然らばこゝで最初直觀的であつた所與はやはり廢棄されるのであるか。

それは不可能である。所與は永久に基礎である、凡てはそれの上に築かれる。併し所與は、それが於て現はれる偶然性と同一ではない。それは却つて分離によつてのみ偶然として現はれるのである。現實者の非反省的所與に伴ふ偶然性の意識様相は本來の認識様相ではない。それは現實者の直接的所與に於ける實在必然性の消失してゐることの一見積極的の表現に外ならない。實在必然性が現はれる時には——これは可能性の理解が始まる時に現はれ始める——正にそれによつてかの非拘束的に同伴する意識が消失する。

それ故偶然性の意識を、現實所與の同伴現象として、通通的な取り除け難きものと考へることは當らない。偶然性の意識は現實所與に對して自明的に同伴する並行様相ではない。直接に與へられたものは、その直接性に於て存する限り偶然性を持つてゐるやうに見えるだけである。それはその本質ではないのである。何となればそれは理解された

ものとしても尙依然として直接に與へられたものとして残るからである。

それ故我々は、寧ろ現實性の所與は、偶然性の意識と必然性の理解に對して無記であると結論せざるを得ない。このことは、この二つの様相の相互に排斥することゝ極めてよく調和する。何となれば一つの様相の一切の外的無記性は各二つの相互に矛盾する反對様相に關係するからである。同じことは負に於て、非現實性の所與に妥當する。非現實性の所與も偶然性の意識と不可能性の理解に對して無記である。

更にこのことゝ、偶然性の消失が完全なものでないことが關聯する。必然性の理解が完全であつたならば、それは偶然性の外觀も完全に驅逐し得る筈である。併し理解は常に近接的である、屢々たゞ始まるだけである。勿論、理解は實在條件の連鎖が完全であること、その連鎖の中に與へられたものゝ充分な實在根據があるといふ範疇的豫想の下に立つてゐる。併し豫想はアプリアーリのもので、そのものとして單に普遍的である。それは條件連鎖が完全に認識もされてゐることを意味するのではない。かくて現實性の理解は浮動する。それは必然性の知であるが、併し個々の場合までは達しない。然るにこの個々の場合こそ問題になつてゐる實在現實者なのである。理解は、如何にして條件連鎖が實在關聯に於て完全性にまで補はれるかを知らない。かくして理解は初めから伴つてゐる偶然性の意識を制御することは出来ないのである。

この結論として與へられるのは、理解の進歩に於ても、偶然性の意識と必然性の理解が永續的に互に相争ふといふ特有の現相である。偶然性は謂はゞ一歩々々後退するのみである。偶然性は實在科學の廣い領域でも取り除けられない。何となれば經驗の道は複雑で、有限な認識によつては、稀に比較的簡單な實在關係の場合に或る種の終結に齎ら

され得るのみだからである。

特に日常の實踐的認識では偶然性の意識は殆ど全線に互つて力を有する。生活は目前の情勢に於て動く、理解の重きる理由を待つことは出来ない。これが人間が、知識人、研究者としても、永續的に一見偶然的なもの、世界に生きる理由である。人は固より自己に提供されるチャンス計算し、それによつて實在關係の必然性に就てのひそかな知を示す、併し遠い道程ではチャンス信用しない。この意識は、その方途に對する迷ひから、自己にはそのものとして偶然と見える筈の未知のものと相結ぶのである。かくてそれは依然中途半端の状態に捕へられる。科學的思惟のみが少くとも原則的にその上に高まること出来る。

〔三〕可能性認識の二重の姿

間様相的關係に於ける殆ど凡ての不一致が可能性にその根據を有すること、従つてそれは可能性からのみ解決され得るといふことを前の分析で示した。實在者、本質領域、判斷に於てさうであつた。それは認識でもさうである。ただ困難はこゝで別種のものである。一つの表に同じ記號の各二つの可能性様相が對立する、しかもそれは互に移行しない、互に驅逐もしない、特有な獨立性に於て、しかも同一の對象意識で出會ふのである。

更に可能性の理解が既にそれ自身に於て曖昧な様相であることが示された。事實上理解されるのは何處までも部分的可能性のみである、併しこれは實在可能性ではない、しかもそれには常に選言的の對項が附いてゐる。勿論それは無條件的選言的ではない、従つて對象を同時的非存在可能として把握する必要はない、それはまた嚴密に一義的でも

ない。しかもそれは更に突き進めば、必然性の理解にまで増大する可能性である。そのことは全體性に近づくことによつて出来るのである。然るにそれは接近によつて分裂する。併しそれは同時に全體的可能性を先取するから、先取に於て既に分裂してゐるのである。

それ故可能性の理解のみで既に二つの違つた様相があり、それはすぐには調和しないのである。然るに可能性の所與意識にも似たものがある。たゞこれは同伴の様相である(しかも通通的様相でもない)。本來はたゞ現實性が與へられるのみである、しかも關係的様相の様相的背景なしに。それ故こゝでは可能意識は、たゞアプリオリの、併し分化する自明性を意味する、即ち現實者は兎も角可能でもなければならぬと云ふことを意味するのみである。

かく了解された可能性は部分的可能性ですらない、條件に對する反省はまだ全然始まらない。それが始まつて初めて充分に選言的になるのである。このやうな可能性に取つては、與へられたもの、反對は與へられたものと同様に可能である。このことは、與へられたものが期待されたものに矛盾する時、慣れたもの又は半ば理解したものから脱落する時、又は信ぜられぬことを含んでゐるやうな場合に明瞭に示される。我々は現實として與へられものを同時に不思議なものとして感ずることが出来る。不思議といふのは常に自明的に同伴する可能性意識の脱落に外ならない。

しかも「奇蹟」に於ても可能性の純粹にアプリオリの意識は全くは無くなりはない。不思議なものもやはり何かの意味で可能でなければならぬ、何となれば現實のものが不可能といふことは矛盾だからである。その限り事實に對する最も無責任な受容も實在關係に適合する。このことは、例へば知覺者が「自分の目を信じない」場合、時に所與に對してでも疑ふことのあるので明瞭に見られる。

併しこの關係に於ける様相的特質は、可能性の同伴的意識に於けるアプリアリーの豫想は、可能性の理解に於けるそれと同一でないことである。そこで選言的可能性が豫想される、然るに理解では明白に一義的な全體的可能——これは分裂法則を豫想として有する——が豫想される。處でこゝでは様相の如何なる讓歩によつても取り去られないやうな明かな矛盾が存するやうに見える。併し二つのアプリアリーの豫想はどうか調和せねばならない。問題はたゞ如何にしてそれがなされるかである。

〔四〕 論理的可能性と認識可能性

解決は、可能性の範疇的豫想は二つの様相に於て違つてゐるばかりでなく、境域も別であることに存する。所與意識は實在者の構造にはまだ遠い、それは簡略化された把握である。然るにこの簡略化された把握には——人はこゝでこれを期待はしないだらうが——論理的可能性が相應する。論理的可能性は選言的である、同時にAと非Aの可能性である。そして論理的可能性に就ては、それが現實に於て豫想されてゐるといふことが妥當する、現實が偶然的なものととしてそこに存する限り。

判断の様相に取つては、單に實然的のものはそこでは異物であることが特色であつた。判断はそれによつて所與に委ねられる、然るに所與は非論理的要因である。判断様相はこの要因を取り上げることによつて、單なる判断様相より遙かに多いものとして自己を示すのである、即ち論理的のものはそれによつて深く所與意識の中にはいり、その根本様相たる現實意識を取り上げる。併しそれを所屬の實在様相と一緒に並べない、それ自身の様相、即ち論理的

なもの、關係の様相と一緒に並べると、こゝでは蓋然的判断に於ける單なる無矛盾性は、實然的判断に於ける實在所與と一緒に共有することになる。これが判断様相の異質性を形成する。

併しこの同じ異質性は直觀的對象意識にも存在する。何となればこゝに經驗的事實判断の背後に存する・かの現實性所與の起源があるからである。併しこれと結び付いて、不規定的なアプリアリーの豫想に過ぎない所の・かの同伴的可能性意識がある。そしてそれは無矛盾性と同一の純粹に形式的な無内容の性格を有する、勿論それは本來の無矛盾性の意識ではないのである。それは謂はゞ曖昧にされた論理の様相で、そこではたゞ一つの契機が一義的に取り出される。即ち該内容に對してそれが有る如く在るのに何も妨げることが出来ないといふ意識である。それは單なる可能性意識である。

こゝから見れば、一定の實在條件に就ての知の最初の出現は、理解の意味で大なる進歩である。この一步を以て初めて部分的可能性が現はれる。それと共に「在り得べき事象」の意識的な選言的の「多」が現はれる。この凡ては既に理解に屬する。併し同時に理解には他のアプリアリーの豫想が始まる。即ち選言的對項を排斥する所の認識されてゐない全體的可能性の豫想である。この範疇的豫想は實在關係への大なる接近を示す。この豫想は謂はゞ實在様相の認識様相への突入である。

こゝに、何故二つの異質のアプリアリーの豫想——可能性の漠然たる意識に於ける豫想と可能性の理解に於ける豫想——が、凡ゆる反對性にも拘はらず一致するかの根據がある。即ち、條件の全體性に基く充分なる實在可能性は形式的無矛盾性を排斥しない、却つて包含するのである。それが眞に排斥するのは選言性のみである。併し選言性に就

てはそれが無矛盾性の必然的本質特徴でないことは前に見たのである。勿論選言性は無矛盾性に加はり得る。併しそれは無矛盾性が依りて以て成立する諸規定の内容的制限によつてのみである。選言性は無矛盾性と不可離には結合されない。然らざれば實在條件の全體性がそれ自身に於て無矛盾的たることは全然出來ないであらう。併しそれが何時も無矛盾的でなければならぬことは寧ろ明瞭である。

論理的可能性は制限された本質可能性である。然るに本質可能性は言ふ迄もなく常に充分な實在可能性の中に共に含まれて居らねばならない、本質法則性が一切の實在者を貫くのと同様である。本質可能性は存在可能性に於ける最小であつて、それは一切の實在可能性に於て豫想されてゐる。

これが何故、非反省的、不規定的可能性意識の積極的内容が困難なく實在可能性の進んだ理解に於て維持され得るかの理由である。この積極的内實は、それが如何に詰らないものと見えやうとも、實在可能性への理解の完全な接近に於ても廢棄も還元もされない。それは寧ろ理解の進歩と共に絶えず内容で充される。これに反して、最初の時期に現はれる選言性並に或は起り得べきことの「多」——これはまた半端の高さにある實在性意識を支配する——は一步自己を廢棄して科學的理解では次第に消失する。

〔五〕 理解の様相に於ける本質様相の要素

認識可能性の二重の姿に於けるアポリーの展開と解決とは、もう一つの問題を喚起した。即ち本質様相が認識へ働きかけることの問題である。何となれば必然性の理解も明かにそれに影響されるからである。この問題には差當つて

本質認識そのもの、様相に就て一言する必要がある。

本質認識の様相には特別の分析を要さない。この様相は既に示した如く本質領域そのもの、様相と餘り違はない。一切の本質認識は理解の高度にあるので、純粹に先驗的である、こゝには知覺と類似した所與はない。何となれば理念的存在は個的のものを知らないからである。直觀と理解とはこゝでは何處でも間隙で別たれてゐない。勿論比較的孤立的な直觀は總括的の直觀と區別される。併し兩者の様相は違つたものではない。兩者とも理解的直觀である。ただ概觀の外延が違ふだけである。

何處で何時本質が把握されても、本質可能性と共に本質現實性、本質不可能性と共に本質非現實性が把握される。これに反して本質必然性は本質可能性から、共可能性からさへ獨立に把握されねばならない。又、必然性は常にたゞ「種」に於ける普遍的のもの、必然性として「類」から把握することが出来るのみである。特殊のものそのものは必然的として把握されることは出來ない、何となればそれは寧ろ本質偶然的だからである(第十四節の「二」)。これに反して並行的諸體系の内部に於ては共可能性は直接理解される。體系そのもの、非共可能性も同様である。要するに、我々はこゝで認識様相の存在様相への純粹な適應性を見るのである。

さてこの關係は本質認識が實在認識に入り込むことによつて複雑になる。實在的存在は本質構造によつて貫かれてゐるのである。本質構造は實在者の可能性と必然性の理解に於て廣い役割を演ずる、そのために全體の姿がもう一度歪められる。

何となればこの關係の特質は、本質可能性、共可能性、本質必然性の理解は固より比較的容易だが、併し實在可能

性と實在必然性の理解にはまだ間に合はないと云ふことだからである。しかもこれ等の様相は、實在認識に於てそれによつて我々が實在關聯に或る距離だけ入り込む豫備條件の役割を演ずる。實在者の理解は丁度こゝで理念的存在の理解の迂路を通るのである。この迂路はもつと中にはいるのには必然的なものであることが示される。この迂路はアプリアリーの洞察の自明的の道である。

内容的にはこの關係は次の如くなる。即ち、これは普遍的なもの、理解を越しての實在的個的なもの、理解への迂路である。深く入り込む把握がこの道を取らねばならないのは、そのものとしてのアプリアリーの認識——理解はこれにかゝつてゐるのである——には、普遍的のものしか直接にはいれないからである。アプリアリーの認識は、實在的な個々の場合にはそれが「種」として普遍的のもの、下に來る限り關係し得るのである。このことは、勿論、認識は明白な形態で包攝を行はねばならぬと云ふのではない。包攝は寧ろ既に直觀に於て起るのである。物や物の關係が生活關聯に於て把握される時には、普通既にそれが行はれてゐるのである。普遍的なものはそこではそのものとして全然認められない。それは進行する經驗に於て多くは既に存在する。特殊のものは論理的作業なしにその形式の中にはいるのである。特殊のものはその下に來、その中で理解される。勿論後にこの普遍的のものを取り出すことは出来る。併しそれは哲學の仕事である。

それ故この過程が、意識の管理によつて、又はそれなしに行はれるかは無記的である。その形式は「その下に來ること」である。それ故實在可能性と實在必然性の一切の理解の中には——日常の直觀的理解に於ても——、本質様相の理解の迂路が含まれてゐる。普遍的なものが存在論的に個々物の中に含まれてゐなかつたならば、この迂路は迷路

であらう。何となれば實在可能性と實在必然性とは決して普遍的のものではない、兩者とも個々の場合に於ては、個個の場合そのものと同様に、個化されてゐる、そして兩者とも一つの場合から他の場合へ移すことは出来ないからである。實在の一つ一つの場合が、實在條件の絶對的に只一つの全體性を有する、假令その個々の要素が他の場合のそれと共同の特徴をもつてゐようとも。

實在認識にこの全體性を直接直觀的に把握することが許されてあつたならば、普遍者を通してのこの迂路は不必要であつたであらう。併し實在認識にはそれが許されてゐない。實在認識は全體には達しない、部分的可能性に止まる。それによつて十分な實在可能性に接近し得るのみである。併し部分的可能性はそれ自身或る種の普遍性を有する、このことはその不規定性に現はれてゐる。それ故部分的可能性の中に本質可能者のアプリアリーの洞察が同質的な要素に於ての如く保存されてゐる。アプリアリーの洞察はその構造上、部分的可能性に適應する、従つて實在可能性の有限な把握に於ける正當な認識契機を形成する。

このことは本質必然性の洞察にも妥當する。實在條件の一回きりの並置の非常な充滿を近似的にでも把握しない所でも、しかも我々は類型的に再來する實在關聯の普遍者——嚴密な法則としてでも又單に假設的に擲まれた依存の形態としてでも——を充分把握することが出来る。そしてこの普遍者の手引きによつて條件の特殊の組立にはいり得るのである。正確な自然科学はこの道を進む、そしてその大なる成功は、科學は大規模の法則認識に基いて、最後に特色ある實在條件の再來する型の或る概念に達することに存する。

かく本質必然性の把握は實在必然性の理解に對する有力な道標である。與へられた實在現實者は、特殊の場合とし

て理念的に摺まれた「類」の下に来る、それによつて「類」の本質必然的特質は實在現實者の内容に移されるのである。その特色ある様相をもつた本質認識は、實在可能性と實在必然性の不完全な理解の中に正確に嵌まり込む。反対は實在認識の終局目標に於て、並にその範疇的豫想に於て初めて現はれる。この豫想とは、條件の全體が各々の與へられた實在者に於て存在すると云ふことである。而してかの終局目標は正にこの全體性の理解なのである。それ故實在認識が——或る種の精密科學に於ける如く——完全な實在可能性と實在必然性の理解に近づく處では、實在認識はその普遍者の様相を有つた・そのものとしての本質認識を再び背後に残さねばならない。實在認識は本質認識の積極的内容を取り上げるが、それを越して行く際にはその不完全な様相は棄て去るのである。

第五十一節 所與性の間様相的法則

〔一〕 曖昧な且つ複雑な間様相的關係

上來の考察に基いて、今や實在認識の間様相的關係を總括することが出来る。この間様相的關係は、二重の様相表——所與のそれと理解のそれ——に相應して、二つの存在境域及び論理の間様相的關係よりも著しく複雑でなければならぬ。併し、とは言へ、これ迄論じた關係の中に既に可成り含まれて居り、それ以上何等の證明を要さないのである。

第一に特色あることは、認識様相の中では無記性が非常に廣い役割を演ずることである。これは選言的可能性の位置と關係する。この可能性は言ふ迄もなく理解の低い段階でもなほ保たれてゐる。可能性の理解がこれによつて曖昧な様相になる如く、その間様相的關係も曖昧になる。正確には理解の様相に於ては二つのことが區別されるべきである。即ち、嚴密な間様相的法則をもつた完全な理解の様相と、曖昧な關係をもつた不完全な理解の様相とである。併し兩者はまた相互に固く關係してゐるから、そして實際的には不完全な理解のみが問題になるのであるから、概觀上事情を簡單にし、不完全な理解の様相のみを基礎にして、この様相からして、移動は單にそれが完全な理解への接近に於て把握され得る場合にのみ注意することにする。

その他の特色としては、こゝに現はれる複雑な間様相的關係がある。この關係は何處でも、個々の様相が自分では他を包含する力がなく、第二の・それを補ふ様相と一緒になつてそれが出来る時に始まる。それ故、必然性の不完全な理解に於て、與へられた直觀現實性に支へを有するか否かによつて區別が生ずる。この支へと共に假令條件の全體を概觀しなくとも現實性の近似的理解が生ずるのである。この支へなしにはかゝることは問題にならない。何となればそれに於てアプリアーの豫想が始まるべき支へがなくなるからである。同じことは勿論また可能性の理解にも、それに相應して不可能性の理解にも當嵌まる。

要するに、實在認識の間様相的法則は他の境域のそれと同様の排列に齎すことは出来ない。個々の様相の他の諸様相に對する關係を、それがその點で問題になる限り總括しなければならない。かくて中心の様相から得られる姿相は、謂はゞ色々の様相に對する色々の關係の扇狀の配列姿相である。この關係がどれだけ一般的法則の下に齎らされ得るかはその事柄である。

同じ理由から次には間様相的法則の概観的の總括は斷念せねばならない。他の場合では少くとも入門的價値を有する外的概観はそのやうな事情の下では、却つて間違ひの元である。概観し得るより多くの法則が生ずるであらう。そしてつと重要なことは關係に於ける曖昧な點がそれ等の法則では表現されないことである。併し法則が正しいためには、それは缺けてはならないのである。

〔二〕 非現實性の直接の意識

組合せた様相表(第十五圖)から出發すると、實在認識では絶對的様相は主なる重みを有し、關係的様相は過渡性格を有するのみであることが容易に見られる。循環は現實性(又は非現實性)の所與を以て始まり、それに戻る。既にこの理由から、この所與を以て始むべきである。

現實性の直接の意識は直觀的である、従つてそれは根柢に於てたゞ肯定的である。非現實性の意識はそれと同價ではない、負の所與は——或る所與關聯に於ける——所與の缺如に過ぎない。それ故こゝでは知覺の他の色々の誤謬の外に、更に實在者には可知覺者が存在するが、知覺がたゞそれに達しないのみであると云ふ可能性もある。

それ故、非現實性の意識は非常に弱い曖昧な様相である。たゞそれは一義的に現實性の意識を排斥する。可能性の意識は排斥しない、否、可能性の理解さへも全然は排斥しない。それ故この様相は可能性の理解と不可能性の理解に對して無記である。非存在可能性の單なる同伴的意識はこれに反してそれと固く結び付けられてゐる。併しそれは規定的の役割は演じない。それは本來必然性の理解を排斥しさうではあるが、併し全然排斥するには至らない。それ故

こゝには排斥もなく又明白な無記性もなく、それよりは緩かな、明かに曖昧な關係があるのみである。

それで我々の認識の様相的構造は、我々は色々の共觀に基いて、如何なる仕方でも所與には齎し得ない或るもの高い確實性を以て必然的として理解することが出来るといふことである。このことは科學では極めて普通の事柄である。例へば有機體の系統發生である。凡てのことが一義的に過渡形態の存立を示してゐる。併し證明(例へば化石による)は多くの場合缺けてゐる、その知は宙に浮動し、理解は假設的に止まる。

それ故必然性の理解は非現實性の理解によつて初めて排斥される、單なる非現實性の意識からではない。然るに必然性の理解は不可能性の理解を豫想する、そして、そのためにはもつと多くのことが必要である。何となれば、そのための條件は負の可能性の理解だからである。然るに非現實性の單なる意識ではそこ迄は遠い距離がある。

上述のことから、偶然性に對しても關係は緩かなものであることが知られる。不可能性の理解も必然性の理解も排斥されてゐない。二つの方面に向つて、非現實性の意識は偶然性の意識によつて一義的に伴はれない。こゝでも同一の無記性が示される。これに反して、非現實性の意識はそれ自身偶然な意識であるといふ漠然たる意識によつて伴はれることが特色である。これも半ばまでは錯覺である、何となれば認識の實在過程ではそれは決して偶然ではないからである。併しこゝで内的様相の意味で、即ち對象の存在、非存在の點から偶然性がよく成立する。非現實性の意識は、自己に對して與へられないもの、非存在に對する確乎たる關係なしの單なる非所與存在である。これはたゞ非本來的に所與の中に包攝が出来るのみである。

直觀は必然的に肯定的である。その限り非現實性の直接の意識は純粹な「缺如様相」と呼ぶことが出来る。それが與

へられたもの、より廣い關聯に立つ時に、初めて規定性を得るのである。その時規定性は自己のものではなく、肯定的に與へられたもの、規定性である。そして非現實性の意識は不完全な様相である。併しそれは短所ではない。何となればそれはその點で却つて實在關係に近づくからである、即ち實在非現實性そのものが既に同様の非獨立性を示してゐるのである。

裸の非所與性からは何も出て來ない(精神的領域に於ける「沈黙から」の誤れる推理を考へよ)。非所與性からは、それが非存在の證明であるか、それともそれ自體では存在するもの、單なる非所與であるか分らない。この不規定性の中にこの様相の全曖昧性が基く。

〔三〕 現實性の所與と認識の可能性様相

この點に於てその肯定的の反對様相は全く性質が違つてゐる。こゝには凡ゆる分離にも拘はらず、しかも高い規定性がある。現實性の意識は正に肯定的な所與である。この様相は缺如的のものではない、獨立な或るものである。それには(一切の直觀の如く)間違ひはある、併しそれは間違ひに於てもやはり依然として直接に肯定的な所與である。そしてこの所與はそのものとしては如何なる仕方でも取除けられない。一切の理解はそれを説明し得るのみで、取りのけることは出來ない。理解は假相が存立する場合、假相を取りのけることも出來ない。理解はたゞ事柄そのものが別であることを示し得るのみである。併しその時には何故さう見えるかも説明せねばならない。

現實性の所與は既に示した如く可能性の漠然たる意識を伴ふ。併しこれは可能性の理解とは關係がない。無論それ

によつて不可能性の理解は排斥される、それと共に非現實性の理解も排斥される。これは自明なことである、何となれば非現實性の直接の意識も排斥されてゐるからである。併し非存在可能性の素朴な意識も、また理解も排斥されない。兩者に對しては關係は曖昧である。

負の可能性の完全な理解は、勿論現實性の意識を廢除するであらう。併し有限な理解は不完全であり、それによつて擱まれた可能性は選言的である。従つて正の對項を許すのである。この可能性は、實在者の一義的な非存在可能性——これは存在現實性を排斥する——と一致しない。

正の可能性の理解に對する關係はもつと重要である。現實性の所與は固より可能性の不規定的な意識を含むが、併し可能性の理解を含まないと云ふことが、認識の中心的な根本特色である。所與性は一體にして理解を含まないのである。

併し他方、こゝに完全な無記性があるとも言へない。寧ろ現實的なもの、所與から、可能性の漠然たる同伴的意識の迂路に於て、絶えず可能性の理解への刺戟が生ずる。この刺戟は實際生活では僅少のものである、理解の極めて未發達の傾向では殆ど零であらう。併し限界の場合は假設的である。實踐的には少くとも、半ば把握された關聯への或る種の排列なしには、殆ど一つの直觀的受容も知られてゐない。然るにそのやうな排列には既に理解の始めがある。このことは、理解の出來ないものを謎として又は不思議として感ずることと明瞭に見られる。この不思議感と言ふ迄もなく却つて素朴な意識に特有である。たゞ見慣れないものと云ふだけではこの感じの説明には不充分である。寧ろ見慣れないものそのものは、既に普遍妥當的として取られた關聯への慣れた排列があつたに違ひないことを明瞭に

説明する。然るにそれは既に一つの理解である、假令恐らくは歪んだものではあつても。我々が或る物を不思議と感ずることは確かに既に一定の段階の理解無能である。そこからして理解の傾向が既にあつたことが知られる。然らざればそれは無能になることはない。

それ故少くとも次の如く言へる。即ち、現實者の所與は固より可能性の理解は含まないが、併し所與は、理解に取つて、かゝるものが傾向上存立する限り、可能性の探究への努力を意味すると。發達した認識段階又は理論的態度に於ては、所與から直接に可能性に對する問が生ずる。絶えず所與から生ずる所をよく知られた理解の問題衝動は、それに基く。

それ故、現實性の意識に於て實在可能性は全然消失してゐるといふのでない。それはたゞ掩はれてゐるのである。それは理解されてゐない、併しそれでも漠然と實在意識に於て代表されてゐる、そして理解の傾向の開始に於て既に豫想されてゐる。

〔四〕 現實性の所與と必然性の理解

これに反し實在必然性は全然消えてゐる。實在必然性に對しては所與に於ける關係は全く別である、嚴密な關係である。即ち現實者の所與は必然性の理解に對して全然無記である。それを含まないばかりでなく、直接それへの刺戟も與へない。

その理由は、可能性の場合とは違つて、必然性の漠然たる同伴意識がないことに存する。既知の關係に排列されないものは、それから期待されないものは、偶然として感ぜられる。そしてこの偶然性の意識に於ては、「奇蹟」に於ける如く、それを理解せんとする傾向が成立しない、少くとも實踐的態度の意識には成立しない、發達した意識にも成立しない。反對に偶然性に満足し、それを妥當せしめんとする寧ろ逆の傾向がある。かくて科學的傾向の高い壓力の下に、初めて必然性の理解への刺戟が始まるのである。實在必然性は實際現實者の受容的意識には消失してゐるのである。

可能性の理解の開始は常に必然性の理解の始めでもあるといふ事情も、このことを變へない。何となれば、この關係は單に内容的なもので、差當つては決して様相的のものではないからである。差當つて理解された部分的可能性は勿論まだ／＼實在可能性ではないが、内容的にはやはりその一片である。條件の連鎖は二つの實在様相に於て同一ではあるが、併しその部分は、必然性の理解に對すると可能性の理解に對するとは同一ではない。必然性は人は條件の全體から初めて理解する。勿論これをアプリアーの洞察に基いて先取することは出来る。併し先取は與へられた場合の透徹ではない。偶然性の意識はそれによつて廢棄されるが、併し反駁されない。そして第一に、必然性の先取も決して現實者の所與によつて促がされない——刺戟の意味に於てでもさうである——所與に反對する理解の獨立の衝動によつて初めてなされるのである。

現實者の所與はそれ故事實上必然性と偶然性に對して無記である。併し實踐的にはこの無記性は偶然性に有利となる。必然性は理解の極端な様相である。これを擱むことは困難である、進入の努力に對する極端な要求である。現實性意識は近似的にそこに達し得られるような場合でも、何時もそれを斷念し、與へられたものを關聯意識の不完全性